

令和 7 年 9 月 会議

津幡町議会会議録

速報版

令和 7 年 9 月 4 日再開

令和 7 年 9 月 11 日散会

津幡町議会

令和7年津幡町議会9月会議会議録 目次

第1号（9月4日）

1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した事務局職員	1
1. 議事日程（第1号）	2
1. 本日の会議に付した事件	3
1. 再開・開議（午後1時30分）	4
1. 会議期間の報告	4
1. 議事日程の報告	4
1. 会議時間の延長	4
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 諸般の報告	4
1. 議案上程（議案第49号～議案第64号、認定第1号～認定第10号）	5
1. 議案に対する質疑	9
1. 委員会付託	9
1. 散 会（午後1時58分）	9

第2号（9月5日）

1. 出席議員、欠席議員	11
1. 説明のため出席した者	11
1. 職務のため出席した事務局職員	11
1. 議事日程（第2号）	12
1. 本日の会議に付した事件	12
1. 開 議（午前10時00分）	13
1. 議事日程の報告	13
1. 会議時間の延長	13
1. 諸般の報告	13
1. 議案上程（議案第65号～議案第67号）	13
1. 議案に対する質疑	14
1. 委員会付託	14
1. 町政一般質問	14
6番 小町実議員	14
4番 中島敏勝議員	19
11番 塩谷道子議員	29
5番 小倉一郎議員	31
1番 池野翔吾議員	35
1. 休 憩（午前11時53分）	36
1. 再 開（午後1時00分）	36

1 番 池野翔吾議員	36
9 番 西村稔議員	41
2 番 柴田洋一議員	47
1. 休 憩（午後 2 時23分）	53
1. 再 開（午後 2 時35分）	53
14番 道下政博議員	53
7 番 竹内竜也議員	60
3 番 東克彦議員	69
1. 散 会（午後 4 時23分）	75
第 3 号（9 月11日）	
1. 出席議員、欠席議員	77
1. 説明のため出席した者	77
1. 職務のため出席した事務局職員	77
1. 議事日程（第 3 号）	78
1. 議事日程（第 3 号の 2）	78
1. 本日の会議に付した事件	78
1. 開 議（午後 1 時30分）	79
1. 議事日程の報告	79
1. 会議時間の延長	79
1. 諸般の報告	79
1. 議案上程（議案第49号～議案第67号、請願第 9 号、陳情第 2 号）	79
1. 委員長報告	79
1. 委員長報告に対する質疑	81
1. 討 論	81
1. 採 決	84
1. 同意上程（同意第 2 号）	85
1. 質疑・討論の省略	86
1. 採 決	86
1. 議員派遣の件	86
1. 休 憩（午後 2 時03分）	86
1. 再 開（午後 2 時04分）	86
1. 議会議案上程（議会議案第 2 号）	87
1. 提案理由・質疑・討論の省略	87
1. 採 決	87
1. 閉議・散会（午後 2 時05分）	87
1. 署名議員	88

令和7年9月4日（木）

○出席議員（15名）

議 長	八十嶋 孝 司	副議長	小 町 実
1 番	池 野 翔 吾	2 番	柴 田 洋 一
3 番	東 克 彦	4 番	中 島 敏 勝
5 番	小 倉 一 郎	7 番	竹 内 竜 也
9 番	西 村 稔	10 番	酒 井 義 光
11 番	塩 谷 道 子	12 番	多 賀 吉 一
13 番	向 正 則	14 番	道 下 政 博
15 番	谷 口 正 一		

○欠席議員（1名）

16 番	河 上 孝 夫
------	---------

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	酒 井 英 志	総 務 課 長	田 中 圭
企 画 課 長	中 嶋 徹 郎	財 政 課 長	杉 田 純 也
町民生活部長	宮 崎 寿	生活環境課長	由 雄 宏 一
健康福祉部長	山 嶋 克 幸	福 祉 課 長	長 陽 子
産業建設部長	本 多 延 吉	都市建設課長	松 岡 隆 司
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 中 健 一	消 防 長	高 戸 勇 一
消 防 次 長	北 嘉 明	教 育 長	吉 田 克 也
教 育 部 長	北 山 ゆかり	教育総務課長	本 多 克 則
河北中央病院事務長 兼 事 務 課 長	細 山 英 明		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	村 美 和	議会事務局次長	山 本 慎太郎
総務課担当課長	有 沢 雅 子	総務課副主幹	山 下 雅 裕
監理課副主幹	佃 田 直 史	企 画 課 係 長	上 谷 武

○議事日程（第 1 号）

令和 7 年 9 月 4 日（木）午後 1 時 30 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 議案上程（議案第 49 号～議案第 64 号、認定第 1 号～認定第 10 号）

（質疑・委員会付託）

議案第 49 号 令和 7 年度津幡町一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 50 号 令和 7 年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 51 号 令和 7 年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 52 号 令和 7 年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 53 号 令和 7 年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 54 号 令和 7 年度津幡町病院事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 55 号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び津幡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 56 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 57 号 津幡町税条例の一部を改正する条例について

議案第 58 号 津幡町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 59 号 津幡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 60 号 津幡町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 61 号 津幡町水道使用条例の一部を改正する条例について

議案第 62 号 津幡町公共下水道条例及び津幡町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例について

議案第 63 号 財産の無償譲渡について

議案第 64 号 「請負契約の締結について」の議決の一部変更について（5 災 220 号準用河川笠野川河川災害復旧工事）

認定第 1 号 令和 6 年度津幡町一般会計決算の認定について

認定第 2 号 令和 6 年度津幡町国民健康保険特別会計決算の認定について

認定第 3 号 令和 6 年度津幡町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

認定第 4 号 令和 6 年度津幡町介護保険特別会計決算の認定について

認定第 5 号 令和 6 年度津幡町バス事業特別会計決算の認定について

認定第 6 号 令和 6 年度津幡町河合谷財産区特別会計決算の認定について

認定第 7 号 令和 6 年度津幡町病院事業会計決算の認定について

認定第 8 号 令和 6 年度津幡町簡易水道事業会計決算の認定について

認定第 9 号 令和 6 年度津幡町水道事業会計決算の認定について

認定第 10 号 令和 6 年度津幡町下水道事業会計決算の認定について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時30分

＜再開・開議＞

○八十嶋孝司議長 ただいまから、令和 7 年津幡町議会 9 月会議を再開いたします。

本日の出席議員数は、定数16人中、15人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜会議期間の報告＞

○八十嶋孝司議長 本日再開の 9 月会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から 9 月11 日までの 8 日間といたします。

＜議事日程の報告＞

○八十嶋孝司議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○八十嶋孝司議長 あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

議場内が暑いと思われるときは、適宜上着を取っていただいて結構です。

＜会議録署名議員の指名＞

○八十嶋孝司議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本 9 月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第127条の規定により、議長において12 番 多賀吉一議員、13番 向正則議員を指名いたします。

＜諸般の報告＞

○八十嶋孝司議長 日程第 2 諸般の報告をいたします。

本日の会議に説明のため、地方自治法第121条第 1 項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。

次に、町長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定による

報告第 9 号 健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第 1 項の規定による

報告第10号 資金不足比率の報告について。

以上、2 件の報告がありました。報告書を配付しておきましたので、御了承願います。

次に、本日までに受理した請願第 9 号及び陳情第 2 号は、津幡町議会会議規則第91条、第92条及び第95条の規定により、所管の常任委員会に付託しましたので、御報告いたします。

次に、監査委員から地方自治法第235条の 2 第 3 項の規定による令和 7 年 6 月分及び 7 月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。報告書を配付しておきましたので、御了承願います。

次に、教育委員会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第 1 項の規定による令和 6 年度津幡町教育委員会点検・評価の報告がありました。報告書を配付しておきましたので、御了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

＜議案上程＞

○八十嶋孝司議長 日程第3 議案上程の件を議題とし、議案第49号から議案第64号まで、及び認定第1号から認定第10号までを一括して上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 本日ここに、令和7年津幡町議会9月会議が開かれるに当たり、町政の概況報告と提出議案の概要につきまして御説明申し上げます。

初めに、8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害について御報告させていただきます。

8月の議会全員協議会でも御報告いたしましたが、金沢地方気象台から、8月7日の午前2時44分に大雨警報、3時7分に洪水警報、そして9時45分に土砂災害警戒情報が本町に発表され、町では災害対策本部を設置し、津幡地区など4地区、1万2,360世帯、2万8,121人に避難指示を発令いたしました。避難所も6カ所開設し、4世帯5人の方が避難をされました。

幸いにも人的被害はありませんでしたが、住家被害で床下浸水が3件ございました。

直接の被害は少なかったものの、中条地区では長時間道路が冠水し、付近の皆様には大変御不便をおかけいたしました。

この大雨は、加賀地方で線状降水帯が発生したことによるもので、金沢市では観測史上最大となる12時間雨量331.5ミリを記録いたしました。この大雨により、森下川などから大量に流れ込んだ雨水により河北潟の水位が上がり、河北潟への排水が一時的にできなくなったことが中条地区の道路冠水の原因と考えられます。

河北潟の水位につきましては、簡単に対応できるものではありませんが、本町といたしましてどのような対策が有効か、関係機関と協議したいと考えておりますので、御理解、御協力をお願いする次第でございます。

引き続き、今後の気象情報に十分注意し、町民の命を守ることを最優先に、迅速な意思決定と的確な避難情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

ことしの夏は大変な暑さが続いております。熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、注意を呼びかけ、熱中症の予防行動を促す、熱中症警戒アラートが石川県では7月4日からこれまでに昨年の倍以上となる37回発表されております。まだしばらくは残暑も続くようでございます。町民の皆様におかれましては、熱中症警戒アラートが発表された際には、無理をせず、外出を控え、屋内でエアコンを使用し、水分をこまめにとるなどの対策をし、自分だけは大丈夫だという過信を持つことなく、熱中症予防行動を積極的にとっていただくようお願いを申し上げます。

それでは、議会7月会議以降の町政の概況について、御報告させていただきます。

8月3日、能美市を中心に開催されました第77回石川県民スポーツ大会が閉幕いたしました。

津幡町選手団も上位入賞を目指し健闘し、総合の部において、男子が前回大会と同じく5位入賞、女子も前回大会と同じく7位という結果でございました。

競技別では、一般男子の部におきまして、ローイング、ウェイトリフティング及びアーチェリー、一般女子では、バレーボール、ローイング及びペタンクといった種目で優勝しております。津幡町選手団の健闘をたたえますとともに、大変暑い中での競技参加に感謝を申し上げる次第でございます。

また、議員各位におかれましては、各種競技への応援をいただきありがとうございました。来年もさらに上位を目指してまいりたいと思いますので、一層の御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

8月18日、津幡町中学生海外派遣交流事業の出発式がありました。8日間の日程で、引率を含めた派遣団14人が、オーストラリア、ニューサウスウェールズ州ノースリッチモンドのコロ・ハイスクールを訪問いたしました。

貴重な時間を過ごした派遣中学生10人は、25日の解団式で体験授業や4泊5日のホームステイについて振り返りました。10月14日には報告会が開催されるということでございます。どのような話を聞けるのか楽しみにしているところでございます。

引率の先生方には、事前研修から事後研修まで子供たちへの指導、監督など、心から感謝を申し上げます。

海外の異なる文化や価値観に触れることで得た新たな視点や経験は、参加した中学生の皆さんの今後の生活や学びにおいて大きな力となり、将来は本町、さらには日本の未来を担うリーダーとして成長してくれることと期待をしているところでございます。

今後も、この交流事業を大切に継続してまいりたいと考えておりますので、議員各位の一層の御理解をお願いを申し上げます。

9月1日、日本相撲協会は、9月14日に初日を迎える大相撲9月場所の新番付を発表いたしました。

本町広報特使の大の里関は、横綱として2場所目となります。7月場所では、11勝4敗という成績でありましたが、最終的には優勝争いに加われず、悔しい思いをいたしました。今場所は、東の正横綱として大の里関本来の力強い相撲をとり、横綱として初めて優勝してくれることを、大いに期待しているところでございます。

また、欧勝海関は、先場所を8勝7敗と勝ち越したことで、西十両筆頭でこれまでの最高位の番付となりました。ここで好成績を上げれば、確実に入幕が実現いたします。

両力士ともけがには十分注意し、一つ一つ勝ち星を重ね、本町、石川県そして日本全国を大いに盛り上げていただきたいと願っている次第でございます。

それでは、本日提出いたしました全議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

議案第49号 令和7年度津幡町一般会計補正予算（第5号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ5億6,212万4,000円を追加するものでございます。

まず歳入では、地方特例交付金の減額はあるものの、普通交付税の本算定に伴う地方交付税、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る総務費補助金や、認定こども園施設整備事業等に係る民生費補助金などの国庫支出金、能登創造的復興支援交付金と、能登半島地震復興基金交付金を組み替えるもののほか、農林施設災害復旧事業に係る災害復旧費補助金などの県支出金、繰入金として能登半島地震復興基金繰入金及び財政調整基金繰入金、繰越金として、前年度からの純繰越金の確定に伴う増額のほか、町債として、農林施設災害復旧事業及び土木施設災害復旧

事業に係る災害復旧債などが増額となるものでございます。

続いて、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

総務費では、定額減税補足給付金給付事業費や防災コンテンツ制作委託料に係る地域防災力向上事業費などを増額するものでございます。

民生費では、国保システム標準準拠対応繰出金の減額はあるものの、民間認定こども園等施設整備費補助金に係る認定こども園整備事業費などを増額するものでございます。

衛生費では、健康管理システム修正業務委託料等に係る母子保健事業費などを増額するものでございます。

農林水産業費では、制度改正に伴う予算の一部組み替えに係る環境保全型農業支援対策事業費の減額はあるものの、測量設計業務委託に係る観光資源多様化事業費や多面的機能支払事業費などを増額するものでございます。

商工費では、1件の商工業振興促進助成費や4件の補助となる産業創出支援事業費などを増額するものでございます。

土木費では、令和6年能登半島地震による被災箇所の修繕に対する補助金として区道整備事業費などを増額するものでございます。

消防費では、消防団消火用機器購入費に係る消防用資機材等購入費を増額するものでございます。

教育費では、全国大会等派遣費や小中学校の施設修繕等に係る維持補修費、井戸ポンプ更新工事費等に係る津幡ふるさと歴史館管理費などを増額するものでございます。

災害復旧費では、令和5年7月豪雨災害による林道、農地及び農業用施設に係る農林水産施設の補助災害復旧事業費及び単独災害復旧事業費、令和6年能登半島地震による道路の単独災害復旧事業費を増額するものでございます。

第2表地方債補正は、宅地耐震化推進事業ほか4事業について、限度額を表のとおり変更し、また防災情報通信設備整備事業ほか1事業を追加するものでございます。

次に、**議案第50号** 令和7年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ3,556万6,000円を追加するもので、前年度繰越金を財源に国保事業調整基金を積み立てるほか、国庫支出金等の過年度事業費精算による償還金等を追加するものでございます。

次に、**議案第51号** 令和7年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ1,473万1,000円を追加するもので、令和6年度決算による繰越金を財源に後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものなどでございます。

次に、**議案第52号** 令和7年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ4,791万6,000円を追加するもので、前年度繰越金を財源に介護給付費準備基金を積み立てるほか、被災者保険料還付金や国庫支出金等の過年度事業費精算による返還金に係る諸支出金を増額するものでございます。

次に、**議案第53号** 令和7年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ1,069万1,000円を追加するもので、前年度からの繰越金をバス事業調整基金に積み立てるものでございます。

次に、**議案第54号** 令和7年度津幡町病院事業会計補正予算（第2号）について。

本補正は、新病院長着任に伴う交際費として収益的支出15万円を追加するものでございます。

次に、**議案第55号** 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び津幡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、職員の部分休業について、1時間を単位とした10日相当の部分休業を選択できるものとするとともに、非常勤職員に係る当該休業の対象となる子の年齢を小学校就学の始期に達するまでに引き上げることを定めるものでございます。

次に、**議案第56号** 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、妊娠または出産等についての申出をした職員に対する意向確認等について定めるものでございます。

次に、**議案第57号** 津幡町税条例の一部を改正する条例について。

本案は、令和7年度税制改正に伴う地方税法等の一部改正に伴い、大学生年代の子の親への特別控除の創設や、加熱式たばこの課税方式の見直し等を定めるものでございます。

次に、**議案第58号** 津幡町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、対象資産の取得期間を2年間延長することを定めるものでございます。

次に、**議案第59号** 津幡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

本案は、栄養士法の一部改正に伴い、職員の配置基準について、栄養士を栄養士もしくは管理栄養士に改正するものでございます。

次に、**議案第60号** 津幡町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

本案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴う条項ずれの整理を行うものでございます。

次に、**議案第61号** 津幡町水道使用条例の一部を改正する条例について。

本案は、個人が管理する宅内配管の工事について、災害その他非常の場合は、ほかの水道事業者及び他の水道事業者が給水装置工事事業者として指定した者も施行できるように改正するものでございます。

次に、**議案第62号** 津幡町公共下水道条例及び津幡町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例について。

本案は、個人が管理する排水設備の工事について、災害その他非常の場合は、他市町村及び他市町村が排水設備工事指定業者として指定した者も施行できるように改正するものでございます。

次に、**議案第63号** 財産の無償譲渡について。

本案は、河北郡市広域污泥焼却灰中間貯留場用地及び構造物について、河北郡市新クリーンセンターが稼働したことに伴い、污泥焼却灰中間貯留場が不要となり、一般ごみの灰埋立場として再整備することとなったため、河北郡市広域事務組合に土地及び付帯施設を無償で譲渡するものでございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、**議案第64号** 「請負契約の締結について」の議決の一部変更について。

本案は、令和6年津幡町議会1月会議において議決されました、5災220号 準用河川笠野川河川災害復旧工事の請負契約の変更について、議会の議決をお願いするものでございます。

同工事は、制限付き一般競争入札により、8,415万円で株式会社茶谷組が落札し、請負契約を締結しておりましたが、掘削地山が軟弱な粘性土であることが判明したこと等による施工方法の変更に伴い、契約の金額が3,153万5,900円増額の1億1,568万5,900円となったものでございます。

現在、仮契約を締結中ではありますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、認定第1号から認定第10号までにつきましては、令和6年度津幡町一般会計決算及び5件の特別会計決算、4件の事業会計決算の認定に係るものでございます。

このほど、会計管理者及び4事業会計から各決算書の提出がありましたので、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

以上、本9月会議に御提案を申し上げました全議案の概要を御説明申し上げたところでございますが、各常任委員会におきまして、関係部課長より詳細に説明いたしますので、原案のとおり決定、承認及び認定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

＜議案に対する質疑＞

○八十嶋孝司議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜委員会付託＞

○八十嶋孝司議長 ただいま議題となっております議案第49号から議案第64号まで、及び認定第1号から認定第10号までは、配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

＜散 会＞

○八十嶋孝司議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後1時58分

令和7年9月5日（金）

○出席議員（15名）

議 長	八十嶋 孝 司	副議長	小 町 実
1 番	池 野 翔 吾	2 番	柴 田 洋 一
3 番	東 克 彦	4 番	中 島 敏 勝
5 番	小 倉 一 郎	7 番	竹 内 竜 也
9 番	西 村 稔	10 番	酒 井 義 光
11 番	塩 谷 道 子	12 番	多 賀 吉 一
13 番	向 正 則	14 番	道 下 政 博
15 番	谷 口 正 一		

○欠席議員（1名）

16 番	河 上 孝 夫
------	---------

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	酒 井 英 志	総 務 課 長	田 中 圭
企 画 課 長	中 嶋 徹 郎	財 政 課 長	杉 田 純 也
町民生活部長	宮 崎 寿	税 務 課 長	吉 本 高 宏
町 民 課 長	福 田 雅 一	生活環境課長	由 雄 宏 一
健康福祉部長	山 嶋 克 幸	福 祉 課 長	長 陽 子
健康推進課長	長 田 奈 己	子育て支援課長	菅 田 邦 雄
産業建設部長	本 多 延 吉	都市建設課長	松 岡 隆 司
農林振興課長	藏 本 徹 也	商工観光課長	奥 村 利 勝
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 中 健 一	消 防 長	高 戸 勇 一
消 防 次 長	北 嘉 明	教 育 長	吉 田 克 也
教 育 部 長	北 山 ゆかり	教育総務課長	本 多 克 則
生涯教育課長	山 崎 明 人	河北中央病院事務長 兼 事 務 課 長	細 山 英 明

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	村 美 和	議会事務局次長	山 本 慎太郎
総務課担当課長	有 沢 雅 子	総務課副主幹	山 下 雅 裕
監理課副主幹	佃 田 直 史	企 画 課 係 長	上 谷 武

○議事日程（第 2 号）

令和 7 年 9 月 5 日（金）午前10時00分開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 議案上程（議案第65号～議案第67号）

（質疑・委員会付託）

議案第65号 請負契約の締結について（6 災4764号町道湖東 3 号線（宝竜橋）橋梁災害復旧工事）

議案第66号 請負契約の締結について（津幡町立小中学校高効率化照明改修工事（その 1））

議案第67号 請負契約の締結について（津幡町立小中学校高効率化照明改修工事（その 2））

日程第 3 町政一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

＜開 議＞

○八十嶋孝司議長 本日の出席議員数は、定数16人中、15人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○八十嶋孝司議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○八十嶋孝司議長 あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

議場内が暑いと思われるときは、適宜上着を取っていただいて結構です。

＜諸般の報告＞

○八十嶋孝司議長 日程第1 諸般の報告をいたします。

本日の会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。

＜議案上程＞

○八十嶋孝司議長 日程第2 議案上程の件を議題とし、議案第65号から議案第67号までを一括して上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 本日、新たに追加で提案させていただきますのは、3件の請負契約の締結についてでございます。

いずれも昨日に入札が実施されたもので、1日でも早く工事に取りかかれるよう、本日緊急に、議案を提出させていただくものでございます。議員の皆様の御理解をお願い申し上げる次第でございます。

それでは、本日新たに追加提案をいたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

議案第65号 請負契約の締結について。

本案は、令和6年能登半島地震により被災した、町道湖東3号線の橋梁宝竜橋に係る6災4764号町道湖東3号線宝竜橋橋梁災害復旧工事の請負契約を、制限付き一般競争入札により、8,217万円で大幸建設株式会社が落札いたしましたものでございます。

次に、**議案第66号 請負契約の締結について。**

本案は、津幡、刈安、太白台、萩野台及び笠野の5つの小学校並びに津幡中学校の照明をLED化するための、津幡町立小中学校高効率化照明改修工事（その1）の請負契約を、制限付き一般競争入札により、2億3,648万3,500円で成瀬・勝崎特定建設工事共同企業体が落札いたしましたものでございます。

次に、**議案第67号** 請負契約の締結について。

本案は、中条、条南、井上及び英田の4つの小学校並びに津幡南中学校の照明をLED化するための、津幡町立小中学校高効率化照明改修工事（その2）の請負契約を、制限付き一般競争入札により、2億4,024万円で第一電機・河北電工社特定建設工事共同企業体が落札いたしましたものでございます。

以上の3件の請負契約につきましては、現在、仮契約を締結中ではありますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

以上、本日緊急に追加で御提案を申し上げました議案につきまして、御説明申し上げたところでございますが、関係常任委員会におきまして、関係部課長より詳細に説明いたしますので、原案のとおり承認を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

＜議案に対する質疑＞

○**八十嶋孝司議長** これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜委員会付託＞

○**八十嶋孝司議長** ただいま議題となっております議案第65号から議案第67号までは、配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

常任委員会で議案の審査方、よろしく願いいたします。

＜町政一般質問＞

○**八十嶋孝司議長** 日程第3 これより一般質問を行います。

質問時間は、一人30分以内といたします。

質問時間内におさまるように、的確な質問をお願いいたします。

また、発言は議長の許可を得てから行ってください。

それでは通告がありますので、これより順次発言を許します。

6番 小町実議員。

〔6番 小町実議員 登壇〕

○**6番 小町実議員** 議席番号6番、小町実です。おはようございます。

今回、2問の質問をさせていただきます。

空き家の現状と空き家バンク制度について質問させていただきます。

全国的に空き家が増加し大きな課題となっておりますが、本町においても例外ではないと考えております。平成30年の住宅・土地統計調査によりますと、津幡町の空き家は1,500戸と推定され、全国的にも空き家が増加しているようでございます。

津幡町の現在の状況、推移、現状などはどうなっているのでしょうか。

近年の少子高齢化や人口減少等を背景に、適正な維持管理がなされず老朽化し、進行している建築物が増加しており、特に長年利用されず放置された空き家・店舗などは、隣接する建築物など、周辺的生活環境に悪影響を及ぼされているのではないのでしょうか。津幡町でも数多くの空き

家が町の中にも在籍しております。特に相続後に利用されない住宅や、老朽化が進み使用困難となっている住宅が数多く見られる現状であります。しかし、能登半島地震以降により中古物件を探されている方が、ということでよくお話を聞きました。また、年配者からは平屋の物件がないかなということで、そういうお話もよく聞きました。

町ホームページによる、空き家バンク制度についてお伺いいたします。

本町には空き家バンクのホームページが設けられており、制度以来、これまでに32件の登録があり、そのうち23件がマッチングに至っております。一定の成果は見られるものの、平成25年から現在までの期間を考えますと、まだまだ登録件数が少ないのではないかなと感じております。毎年、各区長に区長会総会で制度のお知らせと空き家所有者への登録呼びかけをお願いしているようでございますが、御紹介できる登録物件が少なく、御要望に十分お応えできない状況です。年度当たりの登録は3件から4件にとどまっており、空き家の登録や成約に至るまで何らかのハードルがあるのではないかと懸念しております。登録件数がふえない要因としては、所有者側にとってメリットが見えにくいことや、伝わっていないこともあるのではないのでしょうか。

例えば、固定資産税の軽減などを検討はいかがでしょうか。

登録・成約に応じた補助制度や登録された物件を利用して移住する方を対象者への奨励金などのPR不足もあるのではないのでしょうか。また、同時に本町の魅力を組み合わせて発信することが重要ではないのでしょうか。

空き家情報とあわせまして、子育て支援や自然環境、交通アクセスなど、町の強みを一体的にPRすることにより、取り組みを進めていただきたいと考えております。空き家の有効活用は、町内の移住・定住の促進や地域の活性化に資するものであり、この空き家バンク制度には大きな期待が寄せられているところであります。

そこでお伺いいたします。この制度の運用に当たりまして、なぜ登録件数が伸びないのか、どのような課題、問題点があるのが町として認識されているのか、町として、所有者が登録しやすくなるような具体的支援策、例えば、相続登記や法的手続きなどの関する相談窓口の設置や、専門家と連携した対応は検討されてますでしょうか。

このことに関しまして、中嶋企画課長にお考えをお伺いしたいと思います。

○八十嶋孝司議長 中嶋企画課長。

〔中嶋徹郎企画課長 登壇〕

○中嶋徹郎企画課長 小町議員の空き家の現状と空き家バンク制度についての御質問にお答えいたします。

まず、本町の空き家の現状や推移につきまして、住宅・土地統計調査結果から見ますと、空き家数は、平成25年は820戸、平成30年は1,500戸、令和5年も同じく1,500戸と推計されています。同様に空き家率は、平成25年は6.4%、平成30年は10.4%、令和5年は10.0%と推計されており、直近2回の住宅・土地統計の調査結果では横ばいとなっております。

空き家バンク制度は、空き家を地域の遊休資産と捉え、定住促進と地域の活性化を図ることを目的に、平成25年度より実施しており、貸したい、売りたいと考える空き家の所有者に御登録いただき、ホームページを介して利用希望者へ情報を提供しています。運営に当たっては、石川県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会石川県支部と協定を締結し、調査協力を受けています。

空き家バンクに登録する所有者側のメリットとしては、売買や賃貸に必要な登記情報や法令制

限の調査、間取り図作成などに要する費用を町が負担すること、ホームページでの情報の掲載は無料であることのほか、行政が掲載する情報であるため、利用者が安心して問い合わせしやすいことなどがあげられるかと思います。

御提案の固定資産税の軽減につきまして、空き家バンクへの登録のみをもって税軽減することについては、理由があって登録できない方や、活用している住宅の所有者との公平性の観点のみならず、売る気、貸す気のない所有者が、税制優遇のためだけに登録をする可能性を否定できないため、考えておりません。

なぜ、登録件数が伸びないのか、どのような課題があると認識しているかとの御質問につきましては、まず売却・賃貸への心理的抵抗がその理由に挙げられるかと考えています。先祖代々受け継がれてきた家や、思い出のある家を手放すことに抵抗を感じたり、知らない人に貸すのは不安、地域にトラブルが起きるかもしれないといった懸念が大きな要因です。また、個人的に聞いた話では、出て行った子供がいつか戻ってくるかもしれないという思いから、登録に踏み切れない方もいました。

さらに、手間や費用の負担も影響していると思います。空き家バンクに登録するためには、物件の清掃や不要家財の処分、場合によっては修繕が必要になりますが、その労力と費用をかけても借り手、買い手が必ず見つかるとは限らず、躊躇される方もいらっしゃるのではないかと思います。

ほかに、所有者から登録の申し込みがあった場合でも、相続登記が未了であったり、そもそも建物登記がない場合や、宅建業者による現地調査でシロアリ被害が見つかったり、家の一部がひどく傾いていたなどの理由で、登録をお断りせざるを得ない事例も一定数ございます。

制度のPRに関しましては、区長会総会での制度周知と登録呼びかけのほか、広報紙やホームページ、公式SNSでの発信に加え、庁舎やアル・プラザ津幡に設置しているデジタルサイネージを活用してきました。今後は、実際の利用者の声を紹介するなど具体的事例を可視化したり、不動産所有者の死亡手続きにあわせ、空き家バンクのチラシを配布するなど、制度周知の工夫に努めてまいります。

所有者が登録するような支援策の具体例として示された、相続登記や法的手続きに関する相談窓口の設置、専門家との連携といった対応につきまして、町独自での対応は、現在では検討しておりません。ただし、石川県司法書士会が電話や対面、オンラインによる相談を行っているほか、司法書士会と金沢地方法務局が共催で、相続・遺言相談センターを開設しており、空き家バンクに相談があれば、これらの専門窓口を御案内することとしております。

空き家の有効活用は、本町における大きな課題であり、また大きな可能性を秘めているとも認識しております。今後も関係機関と連携しながら、所有者・利用希望者双方にとって利用しやすい制度となるよう努めてまいります。

以上でございます。

○八十嶋孝司議長 小町実議員。

○6番 小町実議員 ありがとうございます。

1,500軒も町なかにあるということで、僕の地区に関しましても周り近所何軒か、まだまだ住める家、そろそろ壊したほうがいいかなという家もあるんですけども、中には最近テレビなんかでも、古民家再生という言葉で、古い家を自分で、リフォームしながら直し、住むっていう、そ

うというようなこともありますので、古いからと言っても、住まわれる方もおいでるかもしれませんし、そういうところの声も、またつながっていただければいいなとは思っております。

続きまして、2問目の質問に入らせていただきます。

2問目の質問は、ハザードマップの躍進をということにつきまして、8月7日は記録的な大雨となりまして、8日に水につかった農地などの状況を確認できました。金沢市では7日正午までの12時間の雨の量が、統計を取りはじめてから最も多い331.5ミリを観測し、平年8月の1カ月の1.5倍以上の量が半日で降ったそうです。河北潟におきましては、2023年7月に浸水したため敷地隣の流れる八反田川の排水機場が新設され、ことし1月から稼働したばかりでしたが、それでも排水が難しく追いつきません。それで高潮や海の潮位が上がった河北潟の水位を下げられず、排水も難しくなりまして、潟端地区や河北潟に面する農地では数日間、水位が引かなかったようです。

現在の津幡町の洪水ハザードマップでは、浸水想定の高さや避難方法、危険箇所などが地図とともに示されております。近年、全国的に記録的な豪雨が頻発する中、津幡町でも想定を超える大雨が浸水のリスクが高まっております。町内の主要な津幡川や河北潟、大野川、宇ノ気川などでは、1000年に一度の大雨を想定しまして、津幡川では2日間929ミリ、大野川・河北潟では768ミリ、宇ノ気川では938ミリ、その他河川でも24時間で813ミリという高い降雨量を前提にマップで浸水深が表示されております。しかしながら、マップを見ますと、浸水の深さ0.5から3.0メートルの地域には、床下・床上浸水想定区域もあります。

近年、短時間で勢いの強い雨が突然降ることもふえ、町民から急な豪雨で何をすればよいかわからない、どこに避難すればよいのかわからない、判断に迷うといった話も聞きます。

こうした不安は、私たち誰にとっても他人事ではありません。町では洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップを策定し、全戸配布してござっております。大変心強い取り組みである一方で、実際の場面ではどう読み解き、どう行動にすればいいか理解には、なお個人差があると感じております。

そこで提案ですが、配布済みのハザードマップを活用しまして、地域の地形・河川の特徴に即したハザードマップ地区での寄り添った説明会を開催していただけないでしょうか。

例えば、自宅などの位置を地図上で確認しまして、浸水深の経路の見方、夜間・短時間豪雨の判断ポイントやどのタイミングで避難を始めるか、どの避難場所に行くか、家族間の連絡方法や持出品、こうした確認まで落とし込む説明会を、自治会や自主防災クラブや関連の機関と連携しまして地区別の実施をしていただきたいと思います。

ハザードマップは重要な基盤ですが、それを使える情報にするためには、地域の実情に合わせた説明の場が欠かせません。ハザードマップは重要に感じております。

また、津幡町における公共機関は、町民の命と暮らしを守る重要な社会基盤であり、災害に強い運営体制の確立が不可欠です。公共施設への浸水・破損・長期休館といった被害が相次いでおります。津幡町におきましても、公民館、体育館、文化施設、庁舎、また入浴施設など、町民の生活・活動の拠点でもある公共施設が、災害による機能不全に陥ることは、町民生活に深刻な影響を与えます。

そこで、施設ごとの被害状況なども想定しながら今後、館内はもとよりハザードマップ、ホームページでも記載していただきたいと思います。

総務課、田中課長の御意見をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 田中総務課長。

〔田中圭総務課長 登壇〕

○田中圭総務課長 ハザードマップの躍進をの御質問にお答えいたします。

8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害では、金沢市を中心に大雨となり、本町においても大雨警報、洪水警報及び土砂災害警戒情報の発表に伴い、災害対策本部を設置し、避難指示を発令するとともに、避難所の開設により迅速な災害対応に努めたところです。

先般の災害を機に、町民一人一人が自分の住む地域にどのような災害リスクがあるのかを知り、いざという時に適切な避難行動をとれるようにしておく必要の重要性を改めて実感したところであり、そのために重要なツールとなるのがハザードマップであると考えております。

現在、町では、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、地震ハザードマップ、内水ハザードマップ及びため池ハザードマップを作成し、災害リスク、災害への備え、災害時の適切な避難行動等の周知を図っているところです。

それらの各種ハザードマップを活用し、町民一人一人が自宅周辺の危険箇所や避難場所を確認するとともに、避難に必要な情報や判断を盛り込んだ具体的な避難計画でもあるマイ・タイムラインを作成し、避難のタイミングを明確化することで、災害時に急な判断が必要となった際でも、マイ・タイムラインに沿って迅速かつ適切な避難行動を取れるよう努めていただきたいと考えております。

しかしながら、個人によってはハザードマップの見方やマイ・タイムラインの作成方法がわかりづらい方もいらっしゃるため、すでに各地区や団体からの御相談に応じて、適宜、各地区の特性に即したハザードマップの見方や災害への備えに関する説明を実施しているところです。また、地域の防災意識や知識の向上を図るため、地域における災害リスクなどの防災情報を盛り込んだ防災マップ作成に係る費用への補助事業や、石川県が設けております地区の防災意識向上プログラムを活用した防災マップ作成事業を実施しておりますので、それらを積極的に御活用していただきたいと考えております。

今後は、ハザードマップ等に関する町職員の説明に加え、石川県が実施しております石川県防災人材バンク制度を活用し、防災分野の知識や経験が豊富な防災活動アドバイザーを派遣いただくことも可能で、各区や自主防災クラブ等の関係機関と連携の上、町民のハザードマップへの理解度を高めることにより、地域防災力のさらなる向上を図ってまいります。

また、公共施設の災害リスクにつきましては、災害時に一般住宅と同様、浸水や損壊等の被害が発生し、休館や避難所として使用できない可能性があります。実際に、令和5年7月豪雨の際は、刈安コミュニティプラザが浸水し、避難所として使用できなくなりました。

このような公共施設の災害リスクは、各種ハザードマップに避難場所として公共施設等を記載しているため、同マップ上では確認可能ですが、町ホームページに掲載しています指定避難場所の一覧には災害リスクが不記載となっていることから、今後は、速やかに災害リスクを記載することで、公共施設の災害リスクに関する周知に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 小町実議員。

○6番 小町実議員 いろんな取り組み等々、あるっていうことが、また勉強にもなりました。今後また、いつ雨が降るかわからない。きのう、おとといもそうでしたけども、雨に関しては本当にどこに降るのかわからないっていうのがあれなんですけども、公共機関、公民館です。あのコミュニティプラザですね、施設なんかも、いつ雨が降って使えなくなるかわからないっていうことになってくると、非常に心配です。今後また、そういう施設の雨の対策なんかも、一つよろしくお願ひしたいと思っております。

以上、2問の質問、終わらせていただきます。

○八十嶋孝司議長 以上で、6番 小町実議員の一般質問を終わります。

次に、4番 中島敏勝議員。

〔4番 中島敏勝議員 登壇〕

○4番 中島敏勝議員 4番、中島敏勝。質問させていただきます。

本日も貴重なお時間を皆様からいただきており、大変感謝しております。よろしくお願ひいたします。

まず最初に、能登復興支援金による区道整備、電子回覧板の活用について質問させていただきます。

能登半島地震から1年8カ月経ちますが、いまだに区道のへこみや段差、陥没が進んでおります。これまで高齢者も含む住民がボランティアで、砂利やレミファルトを入れて応急処置をしてきました。雨や車の通行で陥没し、段差になりやすく、通学路や高齢者の歩行、自転車の走行も危険です。冬には除雪にも支障が出てくると思われます。石はねや粉じんのストレスもあります。

また、下水道の復旧工事までしばらく砂利のままになっている箇所については、たとえ後で掘り返す可能性があっても、当面の安全確保のために、暫定的に舗装をして、安全対策、粉じん対策を確保してほしいという声が強く届いております。

町には、令和6年能登半島地震に係る津幡町区道災害復旧費補助金交付要綱があります。区道の復旧費補助金の対象条件をもっと柔軟にして、まだ決まっていない能登復興支援金の市町分の財源があればそれを活用して、地域住民の安全確保することも復旧支援であると考えます。

最初の質問でございます。能登復興支援金（市町分）は、生活再建と安全性向上につながる目的として、区道の本復旧だけでなく、応急的、暫定的な処置にも使えると思われますが、町はどのように解釈されますか。

また、住民による砂利、レミファルトの投入をしなくても業者によるアスファルトにすること、複数回の補修にも対応できること、下水道の工事の予定のため砂利のままになっているところも、能登復興支援金を活用し、区道災害復旧費補助金交付要綱を拡充して、事業対象に位置づけるお考えはありますか、お聞きします。

次の質問でございます。私は以前の一般質問で、災害時の地域内の情報共有、安否確認にも有用な地域ICT連絡網、いわゆる電子回覧板の公的な導入について質問をさせていただきました。答弁では、災害時においては緊急情報伝達や被災状況等の確認のために有用と認識しているが、デジタル機器に不慣れな住民や、外国人の住民が取り残されないような配慮、サービスの導入及び運用に必要な費用負担、サービスを扱うことができる人材の確保等が課題であると区長会で意見があったとお答えをいただきました。

能登復興基金では、地域コミュニティ再建、安心安全な地域づくり、自治体のデジタル改革の

取り組みに支援することも述べられています。

電子回覧板の初期導入費、初年度から3年ほどの運用費、管理者研修、住民講習のサポート費、多言語化対応まで含めて、能登復興基金の対象となり得るか、お聞きます。

また、以前の回答では、導入について研究し検討する、自治組織に対する支援は難しいところがあるとの御答弁をいただいておりますが、能登復興基金があるこの数年間こそ、行政として積極的に導入を推進すべき時期だと考えます。

以上、見解を伺います。

○八十嶋孝司議長 酒井総務部長。

〔酒井英志総務部長 登壇〕

○酒井英志総務部長 私からは、中島議員の電子回覧板の初期導入費用等は、能登復興基金の対象となり得るかとの御質問にお答えいたします。

令和6年能登半島地震復興基金交付金につきましては、地震からの復旧及び創造的復興を図るという趣旨のもと、ほかに国の支援制度のない隙間となる事業で、被災者・被災事業者・地域の負担軽減に資する事業が対象となっております。また、その主な財源が特別交付税であることを鑑み、全国の自治体の理解が得られるよう、今般の地震被害からの復旧・復興に必要な事業に活用することが求められております。

電子回覧板につきましては、既に導入している自治体もあり、また導入費用について他の国庫補助制度もあることから、復興基金交付金の対象とすることは難しいと考えます。

次に、電子回覧板を行政として積極的に導入をとの御質問ですが、電子回覧板等の地域ICTサービスは、平時の情報共有や災害時の緊急伝達に有用であると認識しております。しかしながら、デジタル機器に不慣れな住民等への配慮や人材確保、費用負担などの課題がございますので、引き続き、他自治会の事例も参考に調査研究を進め、区長会に情報提供をしながら、町として支援できることを考えてまいりたいと思いますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 本多産業建設部長。

〔本多延吉産業建設部長 登壇〕

○本多延吉産業建設部長 私からは、能登復興支援金による区道整備についてお答えいたします。

区道の災害復旧につきましては、津幡町区道災害復旧費補助金交付要綱に基づき、地域が主体となる修繕に補助を行っております。

本補助金につきましては、能登半島地震復興基金を財源としており、通常の区道整備補助金の補助率にさらに30%上乗せをし、復旧費用の80%から90%を補助しますので、区にとって負担の少ないものとなっております。

対象となる工事につきましては、能登半島地震により被災した区道の原形復旧を原則としておりますが、舗装や側溝、擁壁などの損傷により生活に支障が生じている箇所について柔軟に対応しており、同じ箇所での複数回の補修も行っております。

また、令和6年6月会議で西村議員の御質問にお答えしたとおり、下水道に起因する道路陥没の補修は、それぞれの道路管理者が対応することとなりますが、それ以外の区道や農道における陥没等については、下水道設置者である町の負担により対応してまいります。

なお、参考までに、能登半島地震の影響で下水道管に多くの被害があった川尻地内においては、

今年度、下水道管の復旧工事を予定しており、現在、住民の皆様には御不便をおかけしておりますが、工事完了後は、道路面はきれいな状態に仕上がる予定となっております。

今後も、住民の皆様が安心して生活できるよう、適切な制度運用に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 わかりやすい説明、ありがとうございました。

何回も、アスファルト舗装されているところもあれば、なかなかないところもあるので、町民としては、復興の支援金をまず使ってほしいという思いがあるのとだと思われま

す。

また 情報ツール、緊急の情報ツールについてもなかなか難しい問題なんです、なんとかです、3度目の災害が来る前にですね、少しでもよい形にさせていただきたく、また行政にも御協力をお願いをしたいと思います。

次の質問に伺います。

外国人住民の増加に伴う行政負担等の課題についてでございます。

近年、津幡町においても外国人住民は増加していると思われま

す。外国人がふえることは労働力の確保という側面もありますが、一方で教育現場や行政窓口、福祉政策、地域社会において新たな課題も生じております。

最初の質問でございます。津幡町の在留外国人の人数、国籍別の人数と過去5年ぐらいで在留外国人はどれくらいふえているのか、またどのような在留目的が多いのか、現状と推移について教えてください。

次に、外国人住民の増加と教育の課題について伺います。

全国的に日本語指導が必要な児童生徒は増加しており、金沢市や小松市で日本語支援員の配置が進められています。こうした対応は教育の質を守るために不可欠である一方で、教員の負担増や人件費など行政コストが増大すると思われま

す。

また、学校給食においても宗教上の理由から、豚肉を除いてほしい、ハラール対応を検討してほしいという要望が出され、検討をしている自治体がございます。こうした対応は、子供の安心や保護者の信頼につながる一方、食材調達や調理工程の工夫、コスト増加など課題も伴います。子供の健康は最も大切にされなければなりません。

今後、津幡町の小中学校において、外国につながる子供がふえた際、どのような支援体制を想定していますか。また財政的負担はどの程度ふえると見込まれますか、現状でのお考えを伺います。

3番目の質問でございます。行政の窓口においては、言葉の壁によるトラブルが想定されます。全国的に多言語化された案内文書や通訳配置が進んでいるようですが、それに伴う経費が増大し、職員の業務負担も拡大すると思われま

す。津幡町においても、外国人住民がふえるにつれて窓口対応の多言語化は避けられない課題と思われま

4番目の質問でございます。我が国の国民皆保険制度や地方財政は、国民が支え合い、公平に負担することによって成り立っております。しかし近年、外国人世帯における国民健康保険料や住民税の未納・滞納が社会問題となりつつあります。2025年4月時点での報道によれば、国民健康保険料の滞納率は、日本人が約7%であるのに対し、外国人は約37%に達しており、年間の滞

納総額は約700億円に上る試算がなされています。

また、住民税の未納についても、外国人の住民税の未納がふえている自治体があり、対応に追われているとのこと。こうした事例は、いずれ地方にも広がってくる可能性があります。また外国人の生活保護費の財政負担が深刻化している自治体もあります。津幡町の状況について、4点お聞きします。

1. 外国人の国民保険料、住民税、町営住宅の家賃の未納がありますか。
2. 未納がある場合、日本人と比べて未納率は多いのでしょうか。
3. 国民健康保険、住民税等の未納がふえてきた場合に、再発防止と収納率向上の対策についてどのように強化していくのか方針を伺います。

4. 津幡町の外国人の生活保護世帯の有無、人数等、現状について教えてください。

5番目の質問でございます。医療費について、厚労省が公表した調査によりますと、2023年9月に外国人患者を受け入れた病院のうち約18%で医療費の未収が発生し、1件当たりの未収金は平均約50万円、最大では1,846万円に達するケースもあったと報告されています。また救急搬送後に支払い不能となるケースや高額な医療を受けたまま帰国してしまうケースも報告され、病院経営や地域医療体制を揺るがす要因ともなり得ます。

河北中央病院における外国人患者に係る医療費の未納の事例があれば教えてください。

6番目の質問でございます。日本は、自然災害が多発する国であり、津幡町でもたびたび避難を経験しました。多国籍の外国人がふえると想定した際、避難所のルールの整備、言語対応、食料支援等など、外国人への適切な対応が求められます。津幡町では、災害時の外国人支援体制の現状と今後の方針について伺います。

7番目の質問でございます。昨今、外国人がアパートや共同住宅で大人数で集まり、夜遅くまで騒ぐ、ごみの分別や収集ルールが守られない、近隣住民から苦情が出るといった生活習慣やマナーの違いによる問題が報告されています。津幡町においてこのような事例はありますか。

また、マナー違いによるものであれば、警察も介入できず、行政と住民で対処するしかないと思われます。住民からのクレームに対して、行政としての対処について現状と今後の方針についてお聞きします。

8番目の質問でございます。日本に先立って、移民を受け入れてきた先進諸国では、財政負担、治安への影響など、社会コストの増大を背景に受け入れを制限し、あるいは縮小し、また自主帰国へと政策の転換が進んでいます。しかし、政府は、外国人労働者の受入れに伴って生じる社会コストについて、具体的な数値を試算するような取り組みは行っていないと答弁しております。外国人労働者の受け入れを拡大しながら、その社会コストや影響を試算しないことは無責任なことですが、それらが現場である自治体にかかってくることになります。

このまま推移すれば、外国人住民の増加が津幡町でも進み、都市部で起きているように、教育支援、窓口業務、災害対応、文化的配慮、国保や税の収納強化、生活保護費の財政負担、生活習慣や価値観の違いによる住民不安と、多岐にわたる課題がでてくると想定されます。町として、これらを総合的に対処し、町民の安心と財政の安定を図るため、どのような方針と対応をしていくのか、御所見を伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 外国人住民の増加に伴う行政負担等の課題についての御質問にお答えいたします。

幾つも質問がございますけれども、各部長に質問されているようでございますけれども、まとめて私がほとんど答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、1番目の質問、在留外国人の人数等についてですが、津幡町に住民登録がある在留外国人の数は、令和7年3月31日、ことしの3月31日時点で414人であります。過去5年間で138人の増加となっております。国籍別では、ベトナム国籍が最も多く146人です。続いてフィリピンが77人、中国籍が47人となっております。なお、在留目的につきましては、町では把握しておりません。

次に、3番目の質問、窓口対応の多言語化における現状と今後の対応についてであります。現状は、外国人の受け入れ先企業から通訳者や言語の補助ができる同郷の外国人が同行することが多いということでございます。そうでない場合でも、スマートフォンやタブレットの翻訳機能で十分対応ができておりますので、特段の経費をかけた多言語対応は行っておりません。

次に、4番目の質問、外国人の国民健康保険税、住民税、町営住宅の家賃の未納についてであります。町営住宅には該当ありませんが、国民健康保険税、住民税には未納があり、未納率は日本人に比べ高くなっております。再発防止と収納率向上の対策についての取り組みといたしましては、日本人と同様、督促状や催告書の送付により納付を促すほか、差し押さえなどの実施により、適正な滞納処分の執行と効率的な債権回収を行っております。さらに、石川県滞納整理機構に職員を派遣し、県や他市町との連携を図り債権回収に努めております。町の外国人の生活保護世帯は1世帯1人でございます。

次に、5番目の質問、河北中央病院における外国人患者に係る医療費の未納事例についてでございます。令和6年度では、河北中央病院を受診された外国人患者は44人であり、医療費の未納はありません。過去にさかのぼっても、滞納があるのは2人で、金額は合わせて約7万円でございます。このように、外国人患者による未納は一部にとどまり、病院経営に与える影響は限定的であります。しかしながら、未収金の発生は、健全な病院運営に影響を及ぼしかねない課題であると認識しており、未収金の発生をできる限り抑制するよう努めてまいります。

次に、6番目の質問、町の災害時の外国人支援体制の現状と今後の方針についてであります。令和6年能登半島地震の際は、多くの方が避難所に避難され、その中には外国人の方も一定数おられました。このように、災害時には、性別、年齢、国籍を問わずさまざまな方が避難所に避難されます。

本町の外国人支援体制の現状といたしましては、毎年実施しております、町の防災総合訓練における避難所開設・運営訓練におきまして、町内企業に勤務する外国人の方にも訓練に参加いただき、実効性のある訓練を実施しております。また、ホームページにおきまして、外国人のための防災情報として災害から身を守る減災のポイントに関する資料を掲載しております。さらに、避難所での対応につきましては、避難所運営管理マニュアルに外国人への対応を記載し、外国人の方に対しても必要な情報や物資を提供する内容となっております。

今後の方針につきましては、従来同様、日本人も外国人も分け隔てなく、支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、7番目の質問、生活習慣やマナー違いによる住民からのクレームに対して、行政としての対処について現状と今後の方針についてでございますが、現在、そのようなクレームは今のところありません。しかし、今後の方針としては、日本人と同様の対応を実施するつもりでございます。

最後に、8番目の質問、今後、多岐にわたる課題が出てくると想定されるが、町として総合的に対処し、町民の安心と財政の安定を図るためどのような方針と対応をしていくのかについてでございますが、外国人労働者の受け入れ拡大に伴う社会的な影響などにつきましては、教育や生活支援、災害や窓口対応、さらには地域住民との相互理解など、多方面に課題が想定されます。これらは国の制度設計や政策の影響を受ける部分が大きく、まずは国において責任を持って対応すべき課題であると認識しております。

一方で、現実には外国人住民が本町に居住されることとなれば、生活の最前線を担う自治体として、円滑な地域生活を支援し、町民全体の安心・安全を確保していく必要があります。

今後、外国人住民が増加し、課題が見つかったときは、実態を正確に把握し、その上で、国・県の施策・財政支援を活用しつつ、教育、福祉など各分野での体制整備を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、町民の安心と財政の安定を守ることを第一に、持続可能な地域社会の実現に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 私からは、外国人住民の増加と教育の課題についての御質問にお答えいたします。

本町の小中学校では、外国につながる子供が在籍する学校で日本語支援を実施しております。支援の対象は、来日直後で日本語をほとんど話せない児童生徒としており、学校生活や社会生活に必要な日本語を習得し、円滑に学校生活を送ることができるようになることを目的としています。保護者の了承を得た上で、週に数時間、取り出しによる学校の授業中に個別の日本語支援を行っております。

この日本語支援は、町の国際交流ボランティアに登録している日本語支援サポーターへ依頼し、謝金と交通費をお支払いしております。近年の実績としましては、本年度は現在のところ対象児童生徒はおりませんが、令和6年度は対象者が3名で、日本語支援サポーターへの謝金・交通費が年間約16万1,000円、令和5年度は対象者が4名で、謝金等は年間約18万9,000円となっています。財源については、地方交付税で措置されております。

また、学校給食におきましては、食物アレルギーを持つ児童生徒への食材除去は行っていますが、宗教上の理由での食材除去や代替食の対応は行っておらず、必要な児童生徒には弁当を持参していただいているため、コストなどはかかっておりません。

その他、学籍上の取り扱いや、就学援助制度の利用など、学校生活上の全てに関して、外国につながる子供も他の児童生徒と同様の扱いをすることとしております。

今後、小中学校において、外国につながる子供が増加していくことが考えられますが、基本的には他の児童生徒と同様の扱いとなります。来日直後の日本語支援サポーターによる支援体制は

継続してまいりたいと思いますが、大きな財政的負担にはならないと考えております。

また、対象児童生徒の増加の状況を見ながら、教職員研修の実施や日本語指導教室の設置などにつきましても検討してまいりたいと思います。

以上です。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 ていねいな具体的な回答、ありがとうございました。

現状と方針を伺いました。量が多いと問題になってきますので、せっかく来ていただいた方にきっちりと受け止めて、受け入れをして、寄り添って、そしてトラブルのないように行政の方、大変ですけども、またお願いをしたいと思います。

3番目の質問に移ります。

津幡町の平和教育の現状について、お伺いします。

戦後80年を迎えました。戦争を知っている世代がいなくなっていくます。私たちは改めて平和教育を問い直すべき岐路に立っております。平和教育は、戦争の悲惨さを訴えることに力を注いだ感があります。それ自体はとうとい営みであり、決して否定すべきものではありません。しかし、単に、日本が悪かった、原爆はアメリカが悪かったと善悪で区切るだけでは、戦争の本質に迫ることはできません。

絶対に繰り返してはいけないのに、いまだに起きている世界の現状を鑑みますと、真に大切なのは、なぜ戦争が起きるのか、どうすれば戦争を防ぐことができるのかという根本の問いに、子供たち自身が考えを深める教育だと考えます。善悪ではなく、多面的に学び、子供たち自身が歴史と世界を考え、議論し、判断できる力を育む教育に。そのためには、私たち大人がまず、みずから問い直すことも求められます。未来の世代に、考える力を託す教育を築いていくことこそ、真の平和への道であると私は信じております。戦争が起きる要因の多面性があるからです。

歴史を振り返ると、戦争には単純な善悪ではなく、複雑な要因が絡んでおります。

まず、戦争はビジネスであるという側面が否めないということです。軍需産業、兵器開発、石油産業の利益に株価も上がり金融も絡んできます。資源収奪もあります。軍産複合体という言葉が象徴するように、経済的利益が戦争を後押しし、平和は負けてきました。

イデオロギーの対立もあります。共産主義と資本主義、民主主義と全体主義といった対立、分断の構図は、代理戦争や衝突を生み出します。

マスコミと世論形成も要因の一つです。当時の新聞は、勝った、占領したと戦果を大きく報じ、国民の戦意を高めました。イラク戦争で大量破壊兵器の存在が誇張されたことを思い起こせば、報道と世論操作が戦争を動かすことは現代でも変わりません。

そして、国民の同意形成です。日本もアメリカも当時も民主的に選挙で政治家を選ぶ仕組みがあったのです。最終的には、国民の、やむを得ない、正義のためだ、仕方がないという意識のもとで、世論が戦争を後押しします。経済の不況もあります。

帝国主義、植民地、弱肉強食が当たり前だった時代です。例えば、近衛内閣時代に他国にスパイされていたゾルゲ事件は、今で言うと、内閣官房長官が外国スパイの協力者として国家の機密を流していたと同じような事件が起きていました。当時の世界の常識や出来事を、現代人が現代の価値観で簡単に考えることはできません。

こうした戦争が起きる要因を子供たちに伝えることは、単なる悲惨さの再現以上に、戦争を未

然に防ぐための知恵を学ばせることになります。暗記するだけが教育ではありません。

このような多面的な視点をどのように学ぶのか。同じ文部科学省の検定を通った教科書であっても使用する教科書によって違い、また教師の歴史観によっても、子供たちの歴史理解や世界の見方が大きく変わります。

津幡町では、社会の歴史ではずっと東京書籍が採択されています。金沢市では、前まで育鵬社という教科書でした。常陸大宮市教育委員会は、自由社という会社の歴史教科書を採択し話題になりました。例えば、東京書籍にはないが、育鵬社や自由社には、ゾルゲ事件、フライングタイガース、戦時国際法と原爆投下の問題、シベリア抑留などが記述されています。

一例として、フライングタイガースとは、アメリカの退役軍人の空軍部隊で、中国国民党軍（蒋介石政権）を支援するため編成されました。実は、真珠湾攻撃の前から、実質的に日本とアメリカは中国大陆で戦っていたことを示す存在です。アメリカ政府や軍が後援しており、アメリカが既に中国を通じて日本と戦っていた証拠とされるものです。現代のウクライナを舞台にした欧米とロシアの戦争と重なります。こうしたことを中学の歴史で学ぶことは、多角的な視点でものを見て、考える力になります。

最初の質問でございます。津幡町では平和教育は、どのような目的で、どのような視点で、どのように、どれくらい行われていますか。現状を教えてください。

2番目の質問でございます。戦争の悲惨さだけではなく、戦争が起こる背景や国際情勢や歴史を多角的な視点を持ち、なぜ戦争が起きるのか、どうしたら起きないのかという教育をしておられますか。また、そのために副読本を採用するなど工夫がありましたら教えてください。

3番目の質問です。教師自身が、異なる歴史観や多様な教科書に触れることが重要かと考えております。教える人が、右左、上下の見方を知るため、例えば、採用しなかった教科書も読んだり、学んだりする機会はあるのでしょうか。採用した教科書の内容だけにとどまるのでしょうか。現状を教えてください。

以上、教育長にお聞きします。

○八十嶋孝司議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 津幡町の平和教育の現状についての御質問にお答えいたします。

教育基本法第1条には、教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならないと教育の目的が定められています。本町の小中学校の平和教育は、この目的を踏まえ、文部科学省の学習指導要領に基づいて、児童生徒の発達段階に応じ系統的に行っております。

小学校低学年では、他国の文化に親しむこと、中学年では、自国と他国の文化の共通点や相違点に目を向けること、高学年から中学校にかけては、国によって感じ方や考え方、生活習慣が異なっても、同じ人間として尊重し合い、差別や偏見を持たずに、公正・公平に接する道徳的価値観を育むことをねらいとして学習します。

具体的には、国語においては、小学3年生から平和に関する物語を教材として扱っています。道徳では、国際理解、国際親善の項目で、小学1年生から中学3年生まで9年間を通じて取り組んでいます。また、小学6年生の社会科においては、歴史分野で戦争や原爆投下といった出来事を、公民分野で日本国憲法や国際協力について学び、戦争と平和、国際社会と日本の役割、人権

尊重といった観点から平和の大切さを理解します。さらに、授業以外でも学校図書館司書による平和に関する絵本の読み聞かせや集会での校長の講話など、児童生徒が身近に平和を捉え、考える機会とし、主体的に考える工夫も取り入れております。

このように、町立小中学校における平和教育は、国語・社会・道徳・総合的な学習の時間などを横断する形で、継続的かつ段階的に実施しております。今後も、各学校において学習指導要領に基づく平和に関する教育が確実に行われるよう、教育委員会として指導助言を続けてまいります。

次に、2つ目の御質問についてです。学校では、児童生徒の発達段階に応じた指導で、少しずつ視野を広げ、多角的な見方、考え方ができるよう取り組んでいます。小学校低学年では、身近なけんかや仲直りといった体験から対立の原因や解決方法を考え、相手の気持ちを想像する力を育みます。高学年では、歴史的事実から戦争の原因や背景を知り、平和な世界の実現のための我が国の役割などを学習します。中学校では、歴史のみならず、政治・経済・国際社会について学習することで、戦争の原因を多面的に捉え、国際協調と国際平和の実現に努めることの大切さを学びます。

副読本については、町として特定の統一教材を採用してはおりませんが、各学校が必要に応じて資料集を採用し、複数の資料を活用して学習を深める工夫を行っております。

最後に、3つ目の御質問についてです。教科書は、教育課程を履修する上での基本教材として使用しております。原則4年に一度改訂されますが、教員には、教科書改訂に際し、文部科学省の検定を受けた全ての教科書の内容を確認する機会があります。また、教科書展示会も毎年開催されておりますので、本町が採択しているもの以外の教科書の閲覧も可能です。

町教育委員会としましては、平和に関する教育に限らず、最新の教育資料や研究成果を学校へ紹介するなど、教員が幅広い視野と多面的な見方をもって児童生徒を指導できるよう努めておりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 回答ありがとうございます。

戦争を起こさないためには、一人一人の意識というか、そういった考え方ができるような子供や大人が必要になると思います。

ぜひ、先生にも多面的なイデオロギーに縛られずね、大きな視点で、子供たちの将来を考えて、ぜひ、津幡町の子供たちをよろしく願いをしたいと思います。

最後の質問に移ります。

新型コロナワクチン接種記録の保存期間についてでございます。

新型コロナワクチンなどの予防接種の記録について、厚労省は、令和7年7月に現行、接種後5年間の保存期間を、死亡後5年間にまで大幅に延長する方針を決めました。実際の適用は2026年度見込みとされております。

接種記録の保存期間の延長の事例として、東京都小平市と千葉県我孫子市が、新型コロナワクチン接種記録について、国が法令で定める保存期間5年を、2022年に独自で延長しています。小平市は接種後30年、我孫子市は10年としました。これは、過去の薬害では、医師の診療記録であるカルテの廃棄が救済の壁となったケースもあり、両市はワクチン接種で将来、健康被害が発生するような事態になった場合に備えての措置と説明しています。つまり、自治体判断での期間延

長は可能であり、実際に行われています。

石川県内の医療従事者等は、2021年3月に先行接種が始まり、津幡町では、2021年4月30日に65歳以上の接種が始まっています。この最初期の記録は、2026年3月から4月に5年の保存満了を迎えます。国の新方針が2026年に適用されるとしても、実際の施行や周知のタイミングによりましては、機械的に廃棄されるおそれがゼロではありません。

健康被害救済の請求には、接種記録の製品名、メーカー、ロット番号、接種日、医療機関等が重要な記録が必要とされています。

最初の質問でございます。津幡町の予防接種台帳の保存年限は、現在のところ、法定の5年間でしょうか。また保存満了に達した記録は、機械的にすぐに廃棄する運用になっていますか。廃棄前に再度、確認を行う手順がありますか。根拠となるマニュアルの有無もあわせて教えてください。

2番目の質問でございます。予防接種の記録は、住民の命と人生に関わるものです。万が一であっても、救済のため、安全性の検証のため、そして将来の世代の医療政策のためにも消してはならない記録があります。国の延長方針が2026年度適用の見込みであることを踏まえ、少なくともその新しい運用開始が確実になるまで、少しの期間のつなぎとして、保存期間満了分の廃棄を一時停止することを実施できないでしょうか。データ保全のコストは大きなものではないと思います。

津幡町として、国の政策を自治体としてしっかりと行わねばならないのは当然ですが、町で運用できるものについては、町民ファーストとして、住民の権利を守る津幡町であってほしいと思います。町長にお聞きします。よろしくお願いします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 私からは、予防接種記録の新運用開始が確実になるまで、保存期間満了分の廃棄を一時停止することを実施できないかとの御質問にお答えいたします。

新型コロナワクチン接種を含む定期予防接種の予防接種記録の保存年限は、予防接種法の規定により、5年間と定められております。

法で定められている予防接種記録には、1. 予防接種を受けた方の氏名、性別、生年月日、住所、2. 予防接種を行った年月日、3. 予防接種の種類、4. 予防接種を行った医師の氏名、5. 接種液の接種量、6. 接種液の製造番号、7. 予防接種を受けた方の個人番号の項目が含まれており、予防接種台帳として保存されております。

本町では、これらの記録について、平成5年度から紙の予防接種台帳にかわり、予防接種管理システムにより電子的に管理を開始し、平成24年度からは健康管理システムへ移行して、現在に至るまで電子データとして保存・管理しており、廃棄は行っておりません。

また、転出された方や亡くなられた方の予防接種記録についても保存されており、定期予防接種を受けた方から請求があった場合には、記録の開示を行うこととなっております。

国におきましては、予防接種の有効性及び安全性の向上を図ることを目的として、予防接種法及び同法施行規則の改正とあわせて、予防接種情報のデジタル化を推進しております。これにより、予防接種の実施状況及び副反応疑い報告に関する情報を含む予防接種データベースが整備され、医療保険情報等の既存データベースとの連結解析が可能となる見込みでございます。その過

程において、接種記録の保存期間の延長についても、国において検討が進められております。

今後、予防接種のデジタル化がさらに進展することにより、予防接種記録の長期保存が可能となり、国の調査・研究の高度化が期待されます。これにより、予防接種による健康被害の発生予防が一層推進されるとともに、本町におきましても町民の皆様の安全安心に寄与するものと考えております。

以上です。

○八十嶋孝司議長 山嶋健康福祉部長。

〔山嶋克幸健康福祉部長 登壇〕

○山嶋克幸健康福祉部長 私からは、津幡町の予防接種台帳の保存年限は、法定の5年か。また、廃棄を行うマニュアルはあるかの御質問にお答えします。

先ほど、町長からも御答弁申し上げましたとおり、新型コロナワクチン接種を含む、定期予防接種の予防接種記録については、予防接種法の規定より、5年間と定められております。

本町におきましては、新型コロナワクチン接種を含む、予防接種法に基づく定期予防接種の記録を、平成24年度からは健康管理システムにより電子データとして保存しており、転出された方や亡くなられた方の接種記録を含め、引き続き保存を行っております。

そのため、これまでの接種記録の廃棄は行っておらず、必要な事項については電子データにより適切に記録・管理を行っております。また、接種記録の廃棄に関するマニュアルも作成しておりません。

さらに、国が推進しております、予防接種情報のデジタル化により、今後はクラウド上での管理が可能となることから、保存容量に制限されることなく、より柔軟かつ長期的な予防接種データの保存・管理が実現される見込みでございます。

以上です。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 再質問はありません。

国の政策もいろいろありますが、津幡町の幹部の皆様、そして職員の皆様、本当に町民のために頑張っていただいております。私は本当に感謝しております。

今後ともよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、4番 中島敏勝議員の一般質問を終わります。

次に、11番 塩谷道子議員。

〔11番 塩谷道子議員 登壇〕

○11番 塩谷道子議員 11番、塩谷です。きょうは、2つの一般質問させていただきます。

まず、1つ目です。

国民健康保険税の子供の均等割をなくせということで、質問いたします。

津幡町もだんだんよくなってきています。各小中学校にエアコンが設置されましたし、ことは移動式エアコンが導入されます。給食費もことしの2学期から中学校で無料となります。子供の医療費も0歳から18歳まで無料となりました。

しかし、まだ課題があります。国民健康保険税の子供の均等割が残っています。国民健康保険税には所得割、均等割、平等割というものがあります。平等割というのは世帯に一律かかってくるものです。均等割は人頭税と同じで、保険に入っている人は、小学生でも中学生でも高校生で

も決められた金額を支払わなくてはなりません。ただし、国による就学前の子供の減額は実施されました。お金を儲けていない、しかも年金も当たっていない子供から国民健康保険税を取るとするのはどう考えてもおかしい制度ではないでしょうか。子供は無料にすべきだと思います。国の制度に上乗せして18歳までの子供の均等割を全額無料にできないでしょうか。

他の保険にはない均等割、平等割という制度そのものがおかしいのですが、それを言い出したから制度そのものを変えないといけないのでそこまでは言いません。でも、国民健康保険税には資産割というのまでありましたがそれは廃止されました。

この前の一般質問時に、町だけでは子供の均等割は変えられない、県の判断が必要だという答弁でした。均等割を変えるんじゃないで、子供の均等割を0円にするだけだというふうに考えられませんか。あるいは県に対して、18歳まで子供の均等割は全額免除にしてもらえないかという意見を述べることはできないでしょうか。

ぜひ、国民健康保険税の子供の均等割をなくしてほしいと思います。

町長、よろしくお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 塩谷議員の国民健康保険税の子供の均等割をなくせとの御質問にお答えいたします。

令和4年度から、未就学児に係る均等割につきまして、国の制度による5割軽減が実施されております。財源は、国が2分の1、県と市町村がそれぞれ4分の1を負担し、地方負担には交付税措置が講じられます。また、低所得者世帯につきましては、所得基準に基づく7割・5割・2割の軽減適用後の金額に、さらに未就学児に係る均等割額を5割軽減しております。

議員の御質問にありました、子供の均等割のさらなる軽減につきましては、医療保険制度の公平と子育て支援の観点から重大な課題となっている一方で、全国一律の措置が求められることから、町単独で対応するのではなく、国全体の問題として検討すべきものと考えております。

次に、18歳までの均等割を全額免除にするよう意見を述べることはできないのかとの御質問につきましては、昨年7月4日に、私みずからが総理官邸を訪問し、全国町村会副会長・会長代行の立場から、令和7年度政府予算編成及び施策に関する要望書を直接、手渡しました。要望書では、全国の町村の意見として、子供の均等割に係る軽減措置について、国の負担割合を引き上げるよう求めるとともに、その対象範囲を拡大するよう、提言を行ってまいりました。

また、ことしに入ってから、6月に全国市長会から、8月には全国知事会から、同じく国保の子供に係る均等割保険料の軽減措置対象を18歳まで引き上げること、軽減割合を拡大すること、その財源を国において措置することを求める提言が行われております。

議員からは、これまで8回にわたり同様の御質問をいただいております。そのたびに同じような答弁をさせていただくことで、大変申し訳なく思っておりますけれども、町といたしましても、国民健康保険に限らず、子育て支援全般の充実を図るため、県や関係団体と連携し、粘り強く取り組んでおりますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

○八十嶋孝司議長 塩谷道子議員。

○11番 塩谷道子議員 7月4日に政府に対して子供の均等割を実施してほしいということを言っていたことを大変うれしく思います。また、ほかの市町村の組合から、町長からもそ

うという願いがあったということは大変うれしく思います。

国は、修学前の子供の均等割を半額にしたのですから、それを受けて18歳までの子供の均等割は全て無料にするという制度をつくってほしいと願っています。

次の質問に移ります。

県道の雑草の伸び放題を処分せよということで、質問いたします。

県道浅田交差点の橋を渡った所から富山方面に向かうと、道の両側に伸び放題の雑草が目立ちます。歩道は雑草で歩きにくくなっています。草丈も私の背丈の半分ぐらいあるところもあります。しかし、県道が全て雑草に覆われているわけではありません。きれいに処分されている所もあります。

県道だから県が何とかするんだろうとは思いたいのですが、今の状態が改善するとは思えません。町の中でも雑草が茂っているところはありますが、年2回のクリーンキャンペーンが来れば、そこはきれいになることはわかっています。しかし、県道の両側の雑草はクリーンキャンペーンが来ても変わらないのではないのでしょうか。

県の担当者に、業者を使って雑草を処分してもらえないかと打診してみるのはどうでしょう。雑草が生い茂っているのを見るのはいいものではありません。津幡町の中ですので、津幡町はどうしてそのまま見ているのかと思われても仕方がないと思います。町民として少しでも気持ちよく暮らしたいと思うのです。

今は暑い最中ですので、もう少し気温が下がってからの作業でいいと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

都市建設課長さん、よろしくお願いします。

○八十嶋孝司議長 松岡都市建設課長。

〔松岡隆司都市建設課長 登壇〕

○松岡隆司都市建設課長 県道の雑草の伸び放題を処分せよの御質問にお答えします。

町では、地元や住民から国道や県道の維持管理についての要望、苦情が寄せられた場合や、職員みずから道路の不具合などを把握した場合には、速やかに各道路管理者に連絡し、対応をお願いすることとしており、今回議員から御指摘のあった県道沿いの雑草の状況につきましても、県津幡土木事務所の担当者に連絡をいたしました。

道路の除草などの維持管理につきましては、各道路管理者において、利用者の安全確保を最優先としながら、おのおの維持管理の方針に基づき、予算の範囲内で行われるものであり、町から対応を強制できるものではございませんが、今後も各道路管理者との連携を密に取りながら、よりよい道路管理に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 塩谷道子議員。

○11番 塩谷道子議員 県の土木事務所にもちゃんと言っていたそうで、大変うれしく思います。あの、本当になかなかきれいにならないのが、気になっているんですが、もうしばらく様子を見ておきたいと思います。

これで、私からの一般質問を終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、11番 塩谷道子議員の一般質問を終わります。

次に、5番 小倉一郎議員。

〔5番 小倉一郎議員 登壇〕

○5番 小倉一郎議員 議席番号5番、小倉一郎です。

今回2問の質問をさせていただきます。

初めに、住宅などの浸水対策に公的支援をとということで質問いたします。

ことは、例年に比べて梅雨の期間が極端に短く、7月は雨がほとんど降りませんでした。そして連日熱中症警戒アラートが発表されておりましたが、8月に入りますと一転し、全国各地で豪雨に見舞われるという、そんな夏でございました。

これまで私は、令和5年7月の豪雨災害におきまして、総門川及び八反田川流域における、河川氾濫の原因究明とその対策、住民への説明会開催を求める質問をいたしました。

その後、町におきましては、昨年12月に説明会を開催し、当日は浸水被害のあった両河川周辺住民と地域の関係者など約80人が出席し、町担当者から対策について説明を受けたところであります。

私も説明会に参加しておりましたが、ここでその概要をお話ししますと、まず、河川の氾濫原因については、1点目、住宅に多くの浸水被害があった津幡、清水、庄では、付近を流れる総門川、八反田川ともに、下流部の川幅が狭く、湾曲しており、水位が上昇しやすい状況になっているという現状ありました。

それから、2つ目といたしまして、都市排水路の機能を持つ八反田川では、当日の降雨量が雨水施設整備基準、時間当たり50ミリを超える、時間80ミリ以上を記録し、川尻雨水ポンプ場の排水量不足となったとのことであります。

そして、町におきましては、今後の対策として、河川そのものの改修は、事業費や工事期間などを想定すると現実的ではない、比較的短期間に講じられる対策として、川尻雨水ポンプ場のポンプを2基から3基に増設し、排水能力を上げるというお話でございました。

しかしながら、ポンプ増強による排水能力は、時間雨量60ミリまで対応できる計画であり、2年前と同じような、時間80ミリの大雨になった場合、再び河川が溢水し、周辺に暮らす住民にとっては、あふれた水が、住宅や敷地内に浸入するという心配がつきません。

また、浸水被害に合われた方の中からは、再び同じようなことになれば、もうここには住めないという声も聞かれます。

行政が行うハード面での整備にも限界があることは理解できますが、いま住んでいる場所で安心して暮らすためには、何らかの支援が必要かと考えます。

先の説明会におきましても、行政側からは、私有地での浸水対策の補助制度を考えるとのお話もございました。県内の幾つかの自治体では、これまでの水害から、個人の住宅の浸水対策への補助制度を創設しております。

例えば、金沢市では住宅や店舗への止水板や排水ポンプなどの設置に対し、最大100万円の補助制度を設けております。また雨水貯留槽や雨水浸透枳の設置にも補助金を交付しております。

羽咋市でも、ハザードマップに基づいて、浸水想定区域内の住宅を対象とした浸水対策助成制度を実施しており、住民の自助努力を後押しする仕組みが構築されております。

本町におきましても、浸水リスクのある区域はハザードマップで明確に示されております。住民みずからが事前に対策を行うことで、浸水被害を最小限に抑えることができるケースは少なくないはずです。

先月7日未明にも線状降水帯が発生し、津幡、中条、倶利伽羅、萩坂地区の約1万2,000世帯

に避難指示が発令されております。

また、10日から12日にかけては、九州北部や奥能登で多くの災害が発生いたしました。

今後、ますます激甚化が予想される自然災害に備え、町民の命と財産を守るためにも、被災後の対応はもちろんですが、事前の予防対策への支援も必要です。

本町において、個人住居のがけ崩れ防止対策への補助制度はありますが、浸水に対する補助制度はございません。

近年頻発する豪雨災害に備えるためにも、自分の住居や敷地内への浸水を防ぐ対策費用への公的支援、すなわち助成制度の創設が必要かと思っておりますけれども、矢田町長はどのようにお考えでしょうか。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 小倉議員の住宅などの浸水対策に公的支援をとの御質問にお答えいたします。

近年、気候変動などの影響によりまして集中豪雨が増加し、全国的に浸水被害が多発しております。

本町では、こうした浸水被害から町民の生命、財産を守るため、洪水・内水ハザードマップなどの作成や避難所の整備などのソフト対策を進めております。また、あわせて浸水を防止するハード面の対策も重要であると認識しており、八反田川雨水幹線の川尻雨水ポンプ場において、現在2台ある排水ポンプを令和9年度末までに1台増設することとしております。

さらに、令和5年7月の豪雨災害についての検証結果では、雨水調整池の整備や河川の排水ゲート設置などの浸水対策を示しており、その事業化の可能性についての関係機関との協議に向け、現在、資料作成など準備を進めているところでございます。しかしながら、今後も想定を超える局所的豪雨が発生する可能性があり、ハード対策には一定の効果はあるものの浸水被害を完全に防ぐことは難しいと考えております。

一方で、議員がおっしゃるとおり、金沢市、小松市、羽咋市などでは、洪水ハザードマップの浸水想定区域や公共下水道の雨水計画区域において、止水板や雨水貯留槽、雨水浸透枡などの購入や設置、及び住宅の床面を高くするための基礎のかさ上げや盛土工事など、住宅や店舗の浸水対策に対して補助を行っていることについては把握しております。

早期に浸水被害を軽減するためには、行政が行うハード整備に加え、このような、住民の皆様による自助的な浸水対策への支援を行うことは有効であると考えており、制度実施に向け、具体的に検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 小倉一郎議員。

○5番 小倉一郎議員 ただいまの町長の御答弁、大変うれしく思っております。

先月の7日ですね、やはり中条地区の周辺に、住宅あるいは車庫への浸水といったような、そういったような被害も多少なりあったといったようなことも聞いておりますので、ぜひこの対策、それから助成制度の創設に向けて、またよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2問目に移ります。

緊急避難情報の伝達についてということで御質問します。

次に、先の質問と関連しますけれども、緊急避難情報などの伝達方法についてお聞きしたいと

思います。

現在、本町では、防災行政無線の屋外スピーカーを通して、地震や気象状況などさまざまな情報を住民に伝えています。

また、災害時における避難情報などは、Ｌアラートを活用し、町が発出する避難勧告や避難指示、避難所開設情報をテレビ、ラジオ、インターネットを通じて、私に届けられております。

しかしながら、避難する際に、テレビやスマホなどを確認する、時間的な猶予がない、一刻を争う避難の場合には、端的で誰もがわかる方法で知らせることが必要かと思えます。

令和５年７月の豪雨では、河川周辺に溢水した水が宅地に流れ込み、八反田川周辺の清水区では、駐車していた２００台を超える車が水に浸かったと聞きました。車が使えなくなった方々は、その後、しばらく通勤や買い物などの日常生活にかなりの不便を強いられていた状態でありました。

そこで質問いたします。

石川県河川情報システムでは、多くの雨量があった際、県が管理する津幡川や能瀬川の、警戒レベルを知ることができます。それに加えて、一昨年の豪雨被害の経験を踏まえ、町が管理している河川についても、Ｌアラートやメールなどで情報を発信することはできないでしょうか。

２つ目、強風や雨音などで防災行政無線が聞こえないことを想定し、緊急避難を促す際は、誰もがわかりやすい緊急サイレンなどを鳴らして知らせる方法をとれないか。

以上、危機管理対策室長である、田中総務課長にお尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 田中総務課長。

〔田中圭総務課長 登壇〕

○田中圭総務課長 緊急避難情報の伝達についての御質問にお答えいたします。

１点目の町が管理している河川についても、Ｌアラートやメールなどで情報を発信することはできないかの御質問についてお答えいたします。

石川県河川総合情報システムでは、津幡川や能瀬川などの県が管理する河川において水位が基準値を超過した場合に水位情報をメールで配信しており、警戒レベルを知ることができます。

令和５年７月豪雨の経験を踏まえますと、線状降水帯や断続的な大雨により雨量が多くなった場合、町が管理する河川でも水位が上昇し越水することが想定されるため、そのような河川においても水位の情報を適時発信し避難行動を促すことは重要であると考えております。

しかしながら、現時点では町が管理する河川において、水位を監視するカメラや水位計は設置されておらず、県が管理する河川の水位を参考に、町が管理する河川の水位を把握するにとどまっていることから、今後は、町管理の河川におきましても、水位の把握が可能となるシステムの導入について検討してまいりたいと考えております。

また、本システムの導入の検討とあわせて、より効率的かつ効果的な情報発信となるよう、既存の防災情報発信システムと連携した河川情報の発信についても検討してまいりたいと考えております。

続けて、２点目の緊急避難を促す際は、サイレンなどを鳴らして知らせる方法をとれないかの御質問についてお答えいたします。

現在、災害発生時や災害が発生するおそれがある場合において、防災情報として避難情報等を防災行政無線や町ホームページ、ＳＮＳ等を通じて発信しております。また、避難指示や避難所

開設情報等については、石川県の総合防災情報システムを介し、Ｌアラートとして、テレビ、ラジオ等のさまざまなメディアを通じて幅広く周知しております。

以上のように、防災行政無線等のさまざまな手段を活用し防災情報を発信しておりますが、令和５年７月豪雨のような線状降水帯による集中豪雨の際は、強風や雨音によって防災行政無線からの情報伝達が阻害され、必要な音声情報が町民に届かない懸念があります。

そのような場合には、サイレンを鳴らすことによって、町民に対して緊急時であるという気づきを与えることが可能となり、迅速な初動につなげることができると考えられることから、サイレンの鳴動は災害情報の伝達において有効な手段の一つになり得ると考えております。

つきましては、サイレンを鳴らす際の警戒レベル、範囲、音量、パターンなどを含め、どのような設定が最も効果的であるかを調査し、具体的な運用方法等の検討を進めたいと考えております。防災行政無線からのきめ細やかな防災情報の伝達に努め、安全・安心なまちづくりを進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 小倉一郎議員。

○５番 小倉一郎議員 私の提案を前向きに受け止めていただいております。

やはり最近の雨というのが、本当に、全国各地どこでそういったような線状降水帯が発生するかわからない異常気象が続いております。

これに備えて、津幡町といたしましても、町民の方の安全安心を守る、そういったような取り組みを今後とも進めていただきたいと思います。

以上で、私の質問は終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、５番 小倉一郎議員の一般質問を終わります。

次に、１番 池野翔吾議員。

〔１番 池野翔吾議員 登壇〕

○１番 池野翔吾議員 １番、池野翔吾です。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず１つ目は、戦後８０年に際し、平和都市宣言、津幡町長の思いはということで質問をさせていただきます。

四方の海皆はらからと思う世になど波風のたちさわぐらむ。

８０年前の８月１４日、日本はポツダム宣言を受託し、９月２日、東京湾に浮かぶ米国戦艦ミズーリ艦上において、重光葵外務大臣、梅津美治郎参謀総長が、降伏文書に署名し、６年長きにわたる第２次世界大戦の終わりを象徴する出来事となりました。

大戦の総死者数は全世界で５,０００万人以上といわれ、亡くなった方々は皆愛されるべき誰かの家族でありました。

あの敗戦から８０年がたち、私たちが平和を享受する一方、現在でも世界各地で紛争や戦争が後を絶たず、メディアやネットでは、ウクライナとロシアの戦争の悲惨な光景を見ない日はありません。

我が町は、平成４年に平和都市を宣言する決議をしているほか、町民の誓いにも平和と文化の香り高い津幡町を建設することを誓いますとうたわれております。

平和都市宣言の町、津幡町長として、この８０年の節目に当たっての平和への思いを町長にお伺いをいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 池野議員の戦後80年に際し、平和都市宣言、津幡町長、私の思いはという御質問にお答えいたします。

本町における平和活動の大きなものとしたしましては、御質問にもありますように、平成4年第2回津幡町議会定例会で、恒久平和と核兵器廃絶を願う、平和都市宣言の決議がなされたことや、平成26年に、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を訴える、平和首長会議に賛同・加盟したことが挙げられます。

本年、戦後80年の大きな節目を迎えました。先の大戦でとうとい命を失われた方々と、その後を耐え抜き、復興の礎を築かれた先人に、津幡町を代表いたしまして深く哀悼と感謝の意を表す次第でございます。

私たちが今日、当たり前前に享受している日常は、戦争の惨禍を二度と繰り返さないという固い誓いの上に成り立っております。津幡町は平和都市宣言の精神のもと、命と人権を何よりも大切にする町を、これからも確かな歩みで築いてまいります。

近年、災害、感染症、分断や偏見、経済の不安定さなど、私たちの暮らしを脅かす要因は、さまざまであります。だからこそ、地域の絆を育み、誰一人取り残さない仕組みを整え、多様性を認め合う寛容さを育てることが、時代に即した平和の実践だと考えます。

令和6年能登半島地震や令和5年7月豪雨災害への対応で示されました、住民の支え合いと職員の献身は、津幡の力そのものでございます。困難の中で互いを思いやり、確かな支援につなげる日々の営みを、私たちは平和の基盤としてさらに強くしてまいります。

戦後100年へ向かうこれからの20年、私たちが果たすべき役割は、過去に学び、現在を整え、未来を開くことでございます。町民の皆様が「元気あり！住んでよし！誰もが輝く町つばた」と心から言えるように、そして世界の出来事に心を寄せ、遠くの痛みを自分事として捉えられる感性を育めるように、平和都市宣言をした責務と誇りを胸に、対話と協働の力で、確かな平和を日々の現場から積み上げていくことを、ここに改めて宣言するものでございます。

以上です。

○八十嶋孝司議長 池野翔吾議員。

○1番 池野翔吾議員 ありがとうございました。

戦後80年を迎え、100年を20年後に控える今この時代を戦前にしてはいけないという思いを、この津幡行政、そして教育、そして町民の皆が共有し、和をもってとうとしとする。そんな津幡町になったらいいなというふうに思った次第でございます。

○八十嶋孝司議長 質問の途中でございますが、ここで残時休憩といたしまして、午後1時から一般質問を再開いたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

〔休憩〕 午前11時53分

〔再開〕 午後1時00分

○八十嶋孝司議長 ただいまの出席議員数は、15人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

1番 池野翔吾議員。

○1番 池野翔吾議員 1番、池野翔吾です。休憩前に引き続きまして、一般質問を継続させて

いただきます。

午前中は、町長に平和に関しての質問をさせていただき、力強い平和に対する思いをお聞きし、心を新たにしたいところでございますが、今からはですね、その平和の日本を担う子供たち、そして、津幡町の将来を担う子供たちの質問をさせていただきます。

自然災害時における保育園、こども園の開園基準を定めよ。

昨今、毎年のように災害が発生し、ことしも8月6日の夜半から強い雨が降り始め、7日明け方にかけて、線状降水帯が加賀地方で発生し、金沢市では未明に時間雨量60ミリ以上の雨を観測しました。本町においても各地で浸水や河川の越流が発生したことは記憶に新しいところでございます。

7日、深夜2時44分の大雨警報を皮切りに各種警報が発表され、9時45分には津幡地区、中条地区、俱利伽羅地区、萩坂地区の4地区に避難指示が発令され、避難所が開設されました。

当日朝、町内の保育園、こども園では開園、休園の判断が分かれておりました。

現在、本町ではこども園における自然災害時の開園などに関する対応は、町との連絡をとりつつ各園の判断となっていると聞いております。

本町では、現在9のこども園、保育園中、6の保育施設が民営こども園であり、運営者は子供の安全、送迎する保護者の安全、通勤する職員の安全を考慮する必要がある一方、働く親御さんたちのための子供の預かり施設としての使命のはざまで大変難しい判断をしなければなりません。

令和2年に防災対策の観点から地方公共団体に対し、臨時休園の基準について策定するよう、地方公共団体における臨時休園の実施基準の設定に係る国の考え方が示されているようです。

他の自治体の例では、小松市では令和4年に、こども園等の自然災害発生時対応ガイドラインを策定し、ホームページ上で公開しております。大変わかりやすい内容となっております。

運営者が判断するため、また保護者にもわかりやすいガイドラインを本町でも作成するべきではないでしょうか。

健康福祉部長にお伺いをいたします。

○八十嶋孝司議長 山嶋健康福祉部長。

〔山嶋克幸健康福祉部長 登壇〕

○山嶋克幸健康福祉部長 自然災害時における保育園、こども園の開園基準を定めよとの御質問にお答えいたします。

近年、線状降水帯による豪雨災害、地震等の自然災害が発生しております。

令和6年能登半島地震におきましては、不幸中の幸いにも年始であったため、こども園等は閉所中であり、大きな被害はありませんでした。しかし、令和5年7月の豪雨災害では、寺尾保育園が刈安川の氾濫により水害に遭いました。この時は、災害発生が開園前の明け方だったので大事には至りませんでしたが、園舎が床上浸水となり使用できず、復旧整備されるまで1カ月ほど公立他園での受け入れとなりました。その他の園においては大きな被害はありませんでした。

自然災害時の開園基準については、令和2年7月17日付で厚生労働省が、保育所における災害発生時等における臨時休園等に関する調査研究を公表し、市区町村に対し防災対策の観点から臨時休園等の実施基準の策定を求めています。町内のこども園等は立地条件や地域特性が異なり、河川の増水、土砂災害、内水の氾濫等、そのリスクが一樣ではなく、各こども園等の状況を都度確認、把握しながら臨時休園等の判断をすることを基本としてまいりました。

災害時には、園周辺の安全確認、最新の防災気象情報の把握、保護者の送迎に関わる交通状況などさまざまな状況を見きわめ、子供と保護者、そして職員の生命と身体の安全を守るための早急な判断が求められます。先月 8 月 6 日からの低気圧と前線による石川県内における大雨時には、今までのとおり、こども園等の状況の把握に努めておりましたが、結果として迅速な判断には至りませんでした。

その結果、さくらこども園、津幡とくの幼稚園近辺の道路で冠水が発生し、実生こども園は園近くの河川の増水があり、さくらこども園、実生こども園の 2 園は、保育開始早々に保護者のお迎えの連絡をすることとなりました。

事前に一定の判断基準を定めておけば、こうした事態は防げたのではないかとの反省から、判断を標準化し、迅速で一貫した対応が可能となるよう、至急に開園基準の策定を進めてまいりたいと考えており、来週の 9 月 9 日には、町内こども園の全施設長を集め、基準の策定に向けた第 1 回目の会議の開催を予定しております。

今後とも、子供の生命安全性を最優先に対策を講じてまいりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 池野翔吾議員。

○1 番 池野翔吾議員 ありがとうございました。

回答はですね、私が思っていたとおりの回答をいただけたかなというふうに思います。

やはり、町のほうでも、その開園基準について定めるということは、迅速な対応にもつながりますし、また保護者においてもですね、ニュースとまた町からの連絡等の、災害の状況を判断しながら、明日はこども園に子供を預けられないようだから誰かに子供を預かってもらおうとか、そういった事前の準備もできることにつながると思います。

やはり、一律の基準というのは、さまざまな人にとってメリットはあるのかなというふうに思いますので、ぜひ、こども園の皆様、また保育園の皆様の施設運営をされている方々から声を聞いて、よりよいシステムをつくっていただければと思うところでございます。

続きまして、関連をしておりますが、こども園についての質問を続けさせていただきます。

こども園運営者とのコミュニケーションを強化して子育てに魅力ある町に。

人口減少社会において、本町においても人口減少対策として、移住者、定住者確保は喫緊の課題であり、今さら述べるまでもございません。

移住定住対策の一丁目一番地である子ども子育て政策は、本町においても力を入れているところであり、また新興住宅地が各地にみられ本町の人口が維持されていることから、町長が掲げる、住んでみたい、ずっと住みたいふるさとつばたの成果を上げているものと評価をいたしております。

これから子供をもうけようとする移住者や、子供を連れた若い移住者が最初に接する子ども子育て政策の重要性は過去の質問でも述べさせていただいております。

さて、先ほどの質問でも触れたように、本町では民間こども園の数が公立保育園を上回り、預かり人数も民間こども園のほうが多くなっている状況でございます。

近年、目まぐるしく変わる国の制度への対応など、民間こども園ならではの課題や、町全体で見れば、A I を使った利用調整によって生じる諸課題、先ほどの災害対応など多様化する保育課題への対応に苦慮する声も聞かれているところであります。

民間こども園の数がふえた今、このようなこども園の運営課題に関する声を拾い上げ、町の子ども子育て政策に生かしていくことが、子育てに魅力あるまちづくりを行う上で、重要ではないかと思ひますし、チャンスではないかと思ひます。

そこで、民営こども園運営者を対象にした連絡会議のようなものを立ち上げ、定期的に開催し、町と民間こども園のコミュニケーションを深め、子ども子育て政策のさらなる強化を図るべきと思ひますが、健康福祉部長の見解をお伺ひいたします。

○八十嶋孝司議長 山嶋健康福祉部長。

〔山嶋克幸健康福祉部長 登壇〕

○山嶋克幸健康福祉部長 こども園運営者とのコミュニケーションを強化して子育てに魅力ある町にとの御質問にお答えいたします。

町内のこども園に関しては計画的に民営化を進めてきており、現在、公立こども園が3園、民間こども園が7園となっています。

数の上で町の保育政策において民間こども園は欠かせない存在となっておりますし、民間こども園では、運営事業者がそれぞれの特色を生かした保育を行うことで保育の多様性も担保されています。

民間こども園に対しては、制度変更や各種助成制度、補助金等についての情報を逐次提供しており、また民間こども園からも御意見や御質問をいただくという双方向のやり取りを通じて保育に取り組んでおります。

しかし、ニーズの多様化による国の制度の複雑化や、先般の豪雨等の天災に対する対応など、保育に関する課題は多く、対応に苦慮している実情も耳に届いております。

そこで、新型コロナウイルスの流行などにより未開催となっていました、町と民間こども園運営者との連絡会議を、開園基準の策定にあわせ、9月9日に開催する予定としております。

この連絡会議において、今後は定期的に会議を開催することも視野に入れ、さまざまな課題解決に向けて、民間こども園の皆さんから忌憚のない御意見をいただき、町と民間こども園とが連携して、保育行政に取り組むためのよりよい体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

○八十嶋孝司議長 池野翔吾議員。

○1番 池野翔吾議員 ありがとうございます。

早速ですね、今月会議を開催していただけるということで、今後ですね、ぜひ定期的に会議を開催していただいて、やはり子育て、そして保育の最前線で働いていらっしゃる方々、また園を経営していらっしゃる方々の諸課題などを拾い上げて、より津幡町が、教育、子供子育てに強い町だと、優しい町だというふうに、いろんな人に言ってもらえるように頑張りたいと考えているというふうに、御期待を申し上げるところであります。

それでは、続いての質問に移らせていただきます。

河北中央病院移転の進捗状況はということについて、質問させていただきます。

現在、大変注目されている河北中央病院移転構想、構想と言ってもどんどん進んでいるのかなというふうに思うんですけども、4月に新病院建設準備室が設置され、新聞報道などにより、9月ごろをめどに町民代表や学識経験者らでつくる整備検討委員会設置し、建設候補地や病床数などの議論をスタートすると伺っております。

先の議会において、町長が5年以内に完成させたいと発言するほか、本年度内に建設予定地の

選定を行うことが公表されるなど、新病院建設へのロードマップが明らかとなり、町民を含め、私たちも速報を楽しみにしているところでございます。

現在の新病院建設に関する進捗状況、そして今後の見通しについてどうなっているのか町長にお伺いをさせていただきます。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 河北中央病院移転の進捗状況につきましての御質問にお答えいたします。

本年度におきましては、新病院の基本構想策定支援業務を委託し、年度内に基本構想を取りまとめる方針としております。

この基本構想は、将来の新病院建設に向けました計画の基礎となるものであり、新病院の基本方針を定める極めて重要な段階でございます。基本構想では、医療機能のあり方や施設整備の方向性、概算事業費、スケジュール等の全体像を整理することとしております。

その後、基本構想に基づき、建物や設備のより具体的な内容を定める、基本計画の策定へと進み、さらに詳細な設計段階である基本設計、及び実施設計を経て、工事着手へと移行してまいります。

なお、基本構想及びその後の基本計画の策定に当たりましては、将来にわたり地域の皆様に安心して医療サービスを受けていただける体制を構築するためにも、関係者の御意見を広く反映させることが不可欠であると考えており、そのため、本年度、医療関係者、学識経験者、関係機関の代表者等で構成される、新公立河北中央病院建設基本構想基本計画検討委員会を設置いたしました。

本年度は、主として基本構想の策定を目的として、当該検討委員会において御審議いただき、その御意見を積極的に反映させていく方針でございます。

新病院の建設候補地につきましては、令和5年度に職員で構成する、公立河北中央病院整備検討プロジェクトチームを設置し、関係各所の意見を伺いながら協議を進めてまいりました。基本構想の策定に当たっても、このプロジェクトチームにおいて諸条件を精査し、最適な候補地の選定を行い、その後、検討委員会において御審議いただき、本年度中に作成する基本構想の中で決定する方針で進めております。

また、病院建設の財源につきましては、立地適正化計画を策定することで、国土交通省所管の都市構造再編集中支援事業を活用し、都市構造の一つとして病院を整備することが可能となります。これによりまして、事業費の一部に国費を充当することができます。立地適正化計画につきましては、令和6年度から策定に着手しており、現在も関係機関と協議を進めております。策定完了は令和8年度を予定しております。

以上のとおり、新病院建設に向けた準備は着実に進めており、地域の皆様に信頼される医療体制の構築に向けまして、今後とも真摯に取り組んでまいりますので、御理解と御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○八十嶋孝司議長 池野翔吾議員。

○1番 池野翔吾議員 ありがとうございます。

病院移転について、着実に進んでいるという御回答を得られまして、とても長い名前だったんですけども、公立河北中央病院基本構想基本計画検討委員会ですか。もう設立されて、今後具体

的な検討に移っていくということで、また町民の皆さんも大変楽しみにしているのではないかなと思います。

昨今、津幡町では、アザレアですとか、またこの能登半島地震から町民を守ることができました、この新しい新庁舎、そして県の事業ではございますけれども、木育施設、また少しさかのぼれば、キンシュールができたりと、さまざまな大きな公営事業が、次々に取り行われて、町民の暮らしの発展に大きく起与しているところかなと思います。

また、この新病院もですね、国費で使われる事業の思いに沿うようにですね、津幡町の発展に、そして人々の生活の中心になるような病院になっていけばいいなというふうに、期待をいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○八十嶋孝司議長 以上で、1番 池野翔吾議員の一般質問を終わります。

次に、9番 西村稔議員。

〔9番 西村稔議員 登壇〕

○9番 西村稔議員 9番、西村稔です。

1問目、地域防災について、町長に質問をいたします。

清水へ地内、いわゆる旧雇用促進住宅のある場所なんですけれども、そこで火災が起きて延焼のおそれがあった場合、主要道路高松津幡線に通じる出口が1カ所しかないため、交通渋滞が起こり、避難できないことが起こりパニック状態になると思われます。一度どういう状態になるか防災訓練を実施してはいかがなものかと思えます。

そこで、ほかの地区でも同様な地域の改善を行うことが重要と思われますが、安心安全のため、今後の都市計画を検討しているかをお尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 西村議員の地域防災についての御質問にお答えいたします。

災害時に避難する際は、原則として徒歩での避難が推奨されており、やむを得ず自動車での避難する場合は、移動中に洪水等に見舞われることや渋滞を発生させるおそれがあることに留意が必要です。また、火災の場合は、一早く消防車が進入し消火活動を実施することが重要であるため、自動車での移動はさらに注意する必要があります。

毎年実施しております、町の防災総合訓練におきましては、地域の方に避難誘導訓練へ御参加いただき、避難経路を確認の上、徒歩で避難していただいております。また、町内の各地区では、自主的に防災訓練や避難訓練を実施しており、その中で徒歩での避難や避難経路を確認の上、迅速かつ安全な避難に努めていると承知しております。

このような防災訓練や避難訓練を踏まえ、各地区で自主的に避難経路や避難方法の周知、確認が行われていることから、町として交通渋滞を想定した訓練の実施や新たな道路整備などの都市計画の検討は不要であると考えております。

今後におきましても、災害時には原則、徒歩避難が推奨されていることの周知を図るとともに、避難時の注意事項など、避難時の心得が記載されているハザードマップを活用し、町民が迅速かつ安全に避難所へ避難できるよう、災害時に取るべき行動に関する周知に努めてまいりますので、御理解をお願いする次第でございます。

○八十嶋孝司議長 西村稔議員。

○9番 西村稔議員 再質問をさせていただきます。

今ほど、ソフト面での訓練、徒歩で逃げればいいんじゃないかと、こういうことなんですけども、実際、災害が起きた時には、みんな車で、家族そろって避難したりしているわけで、私が言いたいのは、行きどまりのある団地なんかに、もう1本、その反対側から逃げれる道路をつくって、そういう意味での都市計画っていうものを進めていく。また、太田地区なんかでは、民間が乱開発したために、行きどまり、ちょっと知らない人が間違っていると、もう逃げれないような状況になっている道路の改善とか、そういったものをしていく計画はあるかないかということをお尋ねしたわけなんで、もう1度よろしくお願いします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 西村議員の再質問にお答えいたします。

お答えになるかどうか、わかりませんが、あつて悪いことではないと思いますし、あつてさらにいいことにつながる可能性もあると思っております。

しかしながら、もう既に何十年も前にそういう、集落の中での道路であつたり、完成しておるわけございまして、いまさらそこにと言うより、徒歩での避難ということ、皆さん方に御理解を、もう既に、庄町は、特にあの地区での防災訓練もやっておりますので、もうそこで話が出ているであろうと、私は信じている次第でございます。

以上です。

○八十嶋孝司議長 西村稔議員。

○9番 西村稔議員 津幡町はいま人口3万8,000人余りですけども、市に向けて5万人を以上を目指すということを、町長さんもおっしゃっていましたんで、まだまだその道路による津幡の発展を十分検討していただきたいなということをお願いしまして、1問目の質問は終わります。

2番目、産業建設部長にお尋ねいたします。

清水地内の瓜ヶ谷内池の堤防が崩れ、ブルーシートで保護してあったが、期間が大分経ったものですからしゃきしゃきに破れ、効果がなくなった状態になっております。崩れた場所の修繕の計画があるかをお尋ねいたします。

ため池の所有者及び管理者が、それぞれのため池によって違うと思われそうですが、それぞれのため池の管理の指導や修繕は、どのように行っているのかをお尋ねいたします。最近の豪雨に関して、防災上の保水の役目もしているわけであります。

万が一、決壊した場合、誰が責任を取り、賠償するのかをお尋ねいたします。

また、あちらこちらで、のり面の崩壊があり、ブルーシートで覆ってありますが、いつごろ復旧するか、並びに河川の防草、草とりやごみの回収、底ざらい等を検討しているのかをお尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 本多産業建設部長。

〔本多延吉産業建設部長 登壇〕

○本多延吉産業建設部長 ブルーシートで保護してある場所の復旧はいつになるかについての御質問にお答えします。

清水地内の瓜ヶ谷内池につきましては、令和5年7月豪雨において堤体法面の一部が崩壊し、

ため池が満水であったことからポンプ排水を行い、崩壊箇所については、応急的な措置としてブルーシートによる養生を行い安全確保を図りました。その後、当該ため池の管理者である清水生産組合に低水による管理とブルーシートの再設置を指導、お願いしているところでございます。

瓜ヶ谷内池については営農に利用していないことから、災害復旧事業による復旧は難しいため池であるため、堤体をV字に開削し、水を貯めない構造とする廃止ため池事業に、令和5年7月豪雨を踏まえ、県に要望するとともに、清水生産組合に打診を行っているところです。

町では、早急に廃止ため池事業により安全確保を図りたいと考えております。

次に、ため池の管理や修繕の指導についての御質問ですが、ため池はそれぞれ池ごとに受益者が管理していることが一般的です。生産組合や区が管理者となっているケースが大多数ですが、個人が管理する池もございます。修繕や改修、管理については受益者負担金が必要な国や県の補助金を活用した事業のほか、随時、連絡調整を行い相談や指導を行っております。また、ため池ごとに管理者に連絡者を決めていただいております。災害時などは連絡調整を行っているところでございます。

次に、万が一決壊した場合、誰が責任を取り賠償するのかについてですが、賠償などは、管理における過失の内容により判断されるものと思われます。町としては管理者と連携し、決壊が発生しないよう注視してまいります。

次に、あちらこちらでのり面の崩壊があり、ブルーシートで覆ってありますが、いつごろ復旧するか、並びに河川の防草やごみの回収等は検討しているのかとの御質問ですが、ブルーシートは、道路のり面につきましては専門業者と復旧工法を検討しており、方針が固まりましたら早急に復旧してまいります。

発災当初から緊急度の高い箇所から全力を挙げて災害復旧に取り組んでおりますが、被災箇所も多く地震災害も重複したことから時間を要していることに御理解をお願いいたします。

また、河川の防草やごみの回収等につきましては、個別の箇所ごとに担当課に御相談いただき、対応を判断してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上になります。

○八十嶋孝司議長 西村稔議員。

○9番 西村稔議員 再質問をさせていただきます。

今ほどお聞きしましたところ、ため池の管理所有者っていうのは、一応生産組合がしているように、お話を受けてまいりました。で、潟端地区なんかを見てみますと、世帯数1,300何世帯ある中で、生産組合に入っている人は10数軒しかないんじゃないかなと、その10数軒の生産組合でそういったところを管理していくのも大変かなと私は思ったもので、南中条に関してもそうですし、今の清水地内にあっても生産組合人口というのは、いま営農方式が様変わりしましたんで、人数がものすごく減って、保水作用もしておるため池を本当に管理していけるのかっていうことを、もういっぺん回答願いたいと思います。

○八十嶋孝司議長 本多産業建設部長。

〔本多延吉産業建設部長 登壇〕

○本多延吉産業建設部長 ただいまの西村議員の再質問にお答えいたします。

確かに、今回質問に上がっていたのは清水地区になりますけども、清水に関しましては昔に比べて大分宅地化されたっていうことで、田んぼのほうも少なくなってきた、それに伴って生産組

合の人もだんだん、だんだん、今現在もかなり少ないものとなっていますけども、ため池の管理者というのは、答弁でもお答えしていますけれども、基本的には生産組合の方になりますので、町のほうとしてはきちっと指導しながら、今のように災害があった場合は、十分に管理していただきたいと思います。

ため池の下には何ぶん住宅地がありますので、ため池が決壊とかそういうことになったら、やっぱり住宅のほうに被害が及ぶっていうこともありまして、きちっと管理していただきたいと。それで、もし生産組合の人がいないとか、そういうことであれば、また町のほうへ来ていただいて、町のほうも相談を受けたいなと思っております。

以上になります。

○八十嶋孝司議長 西村稔議員。

○9番 西村稔議員 ありがとうございます。

ため池の管理っていうのは、本当に町にとっても大変なことだと思います。

それで、津幡の地図をちょっと開いてみますと、もう清水地内だけでも、4つも5つもため池が、大きなものがありますし、津幡地内にもたくさんあるし、津幡のあっちこっちにため池が存在しております。

これは、あくまでゲリラ豪雨に対しての保水の、農業用水もありますけども、その集中豪雨に対する保水しているのも明らかでありますので、そういったものは、保全のためにも、きちっとした修繕の対策を、今後、町として検討していつていただきたいなとお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

3問目、また産業建設部長にお尋ねします。

最近、国道や高速道路の中央分離帯の植木を伐採して、コンクリート路盤に置きかえられています。草むしりや剪定、落ち葉拾いもしなくてもよくなっております。また、見通しも大変よくなっております。事故の防止にもつながっております。

町では、町道・歩道に関してそういう取り組みを今後していくのか。

歩道の植木を取り払って、歩行者が安全に歩行できるよう検討しているかをお尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 本多産業建設部長。

〔本多延吉産業建設部長 登壇〕

○本多延吉産業建設部長 中央分離帯の改善についてとの御質問ですが、本町が管理する道路において、中央分離帯を有する路線はございませんので、歩道部の植樹帯を指すものとしてお答えいたします。

道路の植栽につきましては、地域の景観形成や歩行者空間の快適性などを考慮しながら整備してきた経緯がございますので、街路樹等を積極的に伐採、撤去していく考えはございません。

今後も、安全、安心な道路空間の確保を最優先に、枝の繁茂や根上がりにより通行に支障が生じないように、剪定や除草など適正な維持管理に努めてまいりますので、御理解をお願いします。

以上です。

○9番 西村稔議員 再質問させていただきます。

今お聞きしましたら、歩道の植木はそのまま残して、剪定したり、管理していくということなんですけども、実際、緑が丘のほうに行くにしても、言ったときはちゃんと剪定して伐採しているんですけども、道路を塞ぐように、トンネルのように街路樹がなっておりますし、やっぱり、

頑なに景観とかなんとか言いますけども、やっぱり時代の流れに沿って、経費節減と安全というものを重視するようにしていったほうがいいなと思うんですけど、そういう考えは全く持っていないんですか。

○八十嶋孝司議長 本多産業建設部長。

〔本多延吉産業建設部長 登壇〕

○本多延吉産業建設部長 ただ今の西村議員の御質問にお答えいたします。

現状としては、西村議員がおっしゃった路線もございます。町が管理する街路樹というのは、20路線で約940本もありますので、なかなか1年に、本当は2回も3回もできればいいかなとは思いますが、1回に剪定などがなってしまうたり、管理が十分でないところもあるんですけれども、限られた財源の中で、優先度を決めて、車の通りの多いところは、やはり回数を減らさないできちっとやっていますし、町内の中で、路線の中で優先的なものを見ながら、しっかり街路樹管理をしていますので、国土交通省が行っているような、一部樹木を伐採して、張りコンクリートというのを施して、もう木が生えないとか、草が生えてこないようにするような、そういったような対策は、今のところ考えていません。

もちろん、地域の方々も関係しているわけなので、その辺、地域の要望とかそういうのも頭の中に入れながら、今後、しっかり道路の維持管理のほうを行っていきたいと思っております。

以上になります。

○八十嶋孝司議長 西村稔議員。

○9番 西村稔議員 ありがとうございます。

以前もそういったことを質問しましたら、なんか防災、火事がいった場合でも植木が延焼を防いでいるとかっていう答弁もありまして、あれなんですけれども、実際、井上の荘なんか歩道の根が浮き上がって、歩道ががたがたになったり、あるいは御門から下矢田のほうへ行くところにも横に緑がいっぱいあるのに、まだ狭い歩道に植木を植えて、剪定はせんなんし、落ち葉は落ちるし、草はむしらんなんし、そんな面倒なことに経費使わんように、今後取り組んでいったきたいなと、こういうふうに要望しておきます。

次に、4番目、長福祉課長にお尋ねいたします。

ことし1月から今まで身寄りがなく後見人が必要になった人が、津幡町で何人いたかをお尋ねいたします。

もし、該当者がいた場合、町長が後見人になった人数その他紹介した等、どのような対処をしたかをお尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 長 福祉課長。

〔長 陽子福祉課長 登壇〕

○長 陽子福祉課長 後見人が必要な人数についてとの御質問にお答えいたします。

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などによって、判断能力が十分ではない方を法律的に支援する制度です。

本町では、地域包括支援センターが総合相談窓口となり、対応しております。

御質問の、ことし1月から身寄りがなく、後見人が必要になった人が何人いたのかにつきましては、令和7年1月から8月末までの期間において、4名となっております。

次に、どのような対処をしたのかとの御質問については、身寄りがいないことから、町長が後見

開始等の審判の申し立てを行う制度を活用し、支援を行っております。

引き続き、相談支援体制の充実や関係機関との連携を図り、成年後見制度の普及啓発に取り組んでまいります。

○9番 西村稔議員 再質問いたします。

4人いて、4人とも町長さんが、なっているっていうのが、私も安心できるんですけど、全く外部に紹介した事例はあるのかなのか、4人とも町長さんがなっているのかを、再度お答えをお願いします。

○八十嶋孝司議長 長 福祉課長。

〔長 陽子福祉課長 登壇〕

○長 陽子福祉課長 西村議員の再質問にお答えいたします。

お答えしましたとおり、町長申し立てを行った件数が、4件、4名の方が対象となっております。

以上です。

○八十嶋孝司議長 西村稔議員。

○9番 西村稔議員 ありがとうございます。

それで安心いたしましたので、この質問を終わります。

次に、5番目、町長にお尋ねいたします。

町道潟端加賀神社前の冠水について、ポンプを増設して冠水しない対策をとるとの回答がありましたが、増設しても冠水があって400年に1回のゲリラ豪雨とか想定外とかの答弁であります。が、昨年もしも夏の気温が38度を超える日が何日も続くため、今後毎年のように集中豪雨に見舞われるかと思われそうですが、どのような対策をしていくのかをお尋ねいたします。

この間の雨でポンプを増設してあったのにも関わらず、実際に冠水したのでありますので、さらなる対策をしているかを、あわせてお尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 道路の冠水についての御質問にお答えいたします。

令和4年12月会議における議員からの御質問でもお答えしましたとおり、潟端地区の加賀神社前の町道における冠水は、神社周辺の標高が1メートルから2メートルと、周辺の土地よりも40センチメートル程度低いため、豪雨時に雨水が集中し滞留しやすいという地形的要因によるものでございます。

そのため、この問題の抜本的な解決には、地域全体の排水能力の強化及び、東部承水路への排水能力の向上が最重要課題であると考えております。

現在、国営総合農地防災事業河北潟周辺地区として、令和3年度から13年度までの長期計画のもと、潟端南排水機場及び潟端北排水機場の排水ポンプ機能を増強する改修工事が順次進められており、これにより広域的な冠水被害の軽減が期待されております。

しかしながら、事業完成までには一定の期間を要することから、町では引き続き、豪雨時の注意喚起や道路冠水時の通行規制など現地対応を速やかに行い、住民の安全確保や被害の軽減に努めてまいります。

今後とも、国や関係機関と緊密に連携し、早期完成に向けて強く要望を重ねるとともに、地域

の皆様の安全と安心の確保に全力を尽くしてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○9番 西村稔議員 再質問をさせていただきます。

1カ月ほど前に、私も津幡の議員で、内灘のそこに視察に行った時に、新潟農政局の係員が、今でポンプが2台だったんですけども、3台に増強したっていうような説明があったんですけど、あれは間違った説明をしとったのか、私はもう増設したと聞いたんですけども、その辺の回答をお願いします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 すいません。私、どなたがどういうふうなことを聞かれて、どういう答弁されたのか、ちょっと私わかりませんが、渦端南排水場はもう既に、今年度、前年度で完成しております。新たに、渦端北排水場が、たしか来年度から着手されるはずであろうというふうに思っております。

先月、北陸農政局の局長さん初め、部長さん方のところに、金沢市長さんらと一緒に、要望に行きまして、その場でも渦端北を早くやってほしいというお願いをさせていただきました。前の北陸農政局の遠藤局長さんにも、ことしの春、かわられたんですけども、渦端北を早めに手をつけていただきたいというお願いもさせていただいておったところでございまして、御理解をいただきたいなというふうに思います。

○八十嶋孝司議長 西村稔議員。

○9番 西村稔議員 ありがとうございます。

私は、勉強不足で1カ所しかないと思っと思ったのは、2カ所あるということなんで、もう1カ所はあと数年で、1カ所は完成しているけども、もう1カ所北の方は、今まだもう1基増設するということを聞きまして、安心いたしました。

以上を持ちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、9番 西村稔議員の一般質問を終わります。

次に、2番 柴田洋一議員。

〔2番 柴田洋一議員 登壇〕

○2番 柴田洋一議員 議席番号2番、柴田洋一。

通告に従い、2点、質問をさせていただきます。

まずは、県民スポーツ大会派遣費・褒賞金の見直しについてです。

6月から8月初旬にかけ、県民スポーツ大会が行われ、男子5位、女子7位と、スポーツの町津幡にふさわしい、好成績を収められました。

私も、ソフトボールやバトミントン、バスケットボール、相撲、ペタンクなどの競技会場をまわり、応援をさせていただきましたが、どの競技も最後まであきらめずに頑張っている姿が印象的でした。

そんな中、大会派遣費のあり方や褒賞金などについて、幾つかの団体から相談を受けましたので、以下、関連して3点質問をしたいと思います。

1つ目は、大会派遣費についてです。

現在、大会参加者には、派遣費という名目で、1人1日当たり2,000円が支払われています。また、激励費として、スポーツ協会の加盟団体には、1団体につき1万円、非加盟団体には、

3,000円が支払われているとのことでした。

この中の派遣費については、交通費及び昼食代の名目で支払われており、何らかの理由により、大会が中止となった場合や予選敗退で翌日以降の試合に進めなかった場合などは、返還しなければならないことになっているのですが、これを返還しなくてもいい制度にできないかというものです。ちなみに、弁当を注文していてキャンセルできないなどの場合においては、その分の返還は不要とのことでした。

派遣費の名目が、交通費や昼食代ということを考えると、返還することが当然かと思いますが、強化費のようなものがないため、中には大会準備のための資金や道具の購入などに充てているところもあり、自身の都合で出られなくなった場合はともかく、熱中症警戒アラートなど運営側の判断で中止になった場合に、返還を求められると非常に困るとのことでした。

そこで、他の市町ではどのようなになっているか調べてみたところ、近隣の市においては、派遣費では、参加者ごとの支払いとは別に、1協会ごとに車代を支給していたり、強化費として1人当たり数千円が支払われており、これは返還しなくてもいいものだそうです。

このような、当町でも大会の中止などに左右されないものとして、派遣費とは別に強化費、準備金として、大会準備や強化などに使えるよう助成をできないか。参加いただいている皆さんは、お金のために参加しているわけではありませんが、大会で好成績を残すため、また町の名誉のために、躍進のために尽力いただいていることなどを考慮し、検討をしていただきたいと思います。

2つ目です。褒賞金についてです。

現在、大会の成績により、1位、2位、3位にそれぞれ褒賞金が支払われております。この褒賞金は、個人への支払いではなく競技部門ごとに支払われているとのことですが。しかしながら、競技によって参加人数が異なり、1人で参加しているものもあれば、10人以上の競技もあり、1人当たりに換算すると、大きな差になってしまいます。

そこで、競技人数によって、または、競技によって褒賞金金の見直しをできないか。例えば、5人までの競技は幾ら、10人までは幾ら、10人以上ならと、そういったことはできないか。

1点目の質問同様、お金のために参加しているわけではないと思いますが、選手のモチベーションにもつながったり、先ほどの強化費と合わせて、参加者の増加にもつなげられないか。ぜひ、検討をお願いしたいと思います。

なお、今大会では、前大会に比べ、5つの競技で参加がなされなかったと聞いております。スポーツ大会の成績には、1競技につき最低でも10点が与えられるそうですが、今回参加しなかったものを含めると合計50点となりますので、万が一これが加えられていれば、上位となっていたかもしれません。

今回参加できなかった理由については、一部では、選手の高齢化によるものだったり、また監督やコーチの不在などによりチームを結成できなかったなどの理由があるとのことですが、この強化費の支払いや褒賞金なども要因の一つにあるかもしれません。

ぜひスポーツの町津幡として、さらに躍進していくためにも、見直しを図っていただきたく、県民スポーツ大会津幡町団長でもあります、矢田町長に答弁をお願いをしたいと思います。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 柴田議員の県民スポーツ大会派遣費・褒賞金の見直しをとの御質問についてお

答えます。

石川県民スポーツ大会は、本年度はこれまでよりも約1カ月早い7月5日、6日を中心会期として実施されました。大変な暑さの中、津幡町選手団の皆様には御健闘いただき、男子総合第5位、女子総合第7位という立派な成績を残していただきました。

1つ目の御質問の大会派遣費についてでございますが、現在は交通費と昼食代として、1日1人当たり2,000円を支給しております。熱中症対策や大雨等の理由で事前に中止となった場合などは、返還していただいておりますが、大会当日に現地に行ってから中止がわかった場合や、急な対応で弁当がキャンセルができなかった場合につきましては、返還を求めてはおりません。

議員からの、派遣費を返還しなくていいようにできないかとの御質問につきましては、来年度の大会に向けた見直しに早速取りかかりたいと考えております。

なお、大会派遣費とは別に、津幡町スポーツ協会加盟団体に1万円、非加盟団体に3,000円を支給している激励費につきましては、中止になった場合でも返還を求めてはおりません。

また、派遣費とは別に強化費として、大会準備や強化などに使えるような助成をできないかとの御質問につきましても、先ほどの大会派遣費の見直しと合わせて検討させていただきたいと考えております。

2つ目の御質問の褒賞金についてでございますが、現在は競技結果1位には3万円、2位に2万円、3位に1万円を支給しており、競技に参加した人数に関係なく一律で支給しております。

現在、各競技協会では、若年層の競技人口の増加と普及に力を入れたいと考えていることから、県民スポーツ大会への町からの派遣費等が充実することで、より参加しやすい状況になることも考えられます。

県内の他市町の状況を見ますと、本町の対応は決して悪くはなく、よいほうだと思っておりますが、環境や状況も相当変化していることを踏まえ、先ほどの大会派遣費、強化費と合わせまして、褒賞金の内容につきましても抜本的な検討をしたいと思えます。そして、本町の代表として出場される選手の皆様が、より前向きな気持ちで練習に励まれ、よい競技結果につながるよう、今後も町として支援をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 柴田洋一議員。

○2番 柴田洋一議員 ありがとうございます。

派遣費、強化費、褒賞金、いずれも見直し、検討していただけるということで、大変ありがとうございます。

選手たちもですね、これで、より一層力が入るのではないかと思いますし、これを機にさらなる上位を目指して、頑張っていただければなと思い、それでは、2問目に移りたいと思います。

2問目は、津幡町を合宿の聖地にということで、質問をさせていただきます。

先ほどのスポーツ大会の質問を調査する際、各関係者からお話を聞かせていただいている中で、あるできごとと合宿や修学旅行、大会・学会などを津幡町で開催してもらうための制度として、津幡町宿泊施設利用補助金の存在について、改めて深く知ることができました。

この津幡町宿泊施設利用補助金とは、津幡町にある対象の宿泊施設に宿泊し、一定の条件を満たすことで宿泊費を補助するほか、町内体育施設の利用も町民と同じ料金で利用できるというものです。

この制度をもっと活用して、津幡町を合宿の聖地にできないか。そのための方法として、以下3つの観点から質問をさせていただきます。

まず、1つ目、これまでの成果・実績と周知・PR方法についてです。

この制度は、令和5年3月から実施され、既に2年が経過していますが、これまでどれくらい利用されているのでしょうか。

また、当制度をどのように周知・PRされているのでしょうか。

参考までに、私のほうでもGoogleなどで、津幡町・合宿で検索をしてみました。補助金制度の説明のためのサイトは出てくるのですが、それ以外に、特に目を引くようなものはありませんでした。

そのほかとして、体育施設や宿泊施設などに、案内のパンフレットが置いてあるものは目にしております。

私が知らないだけで、ほかにもあるのかもしれませんが、冒頭でも述べたように、制度を利用することで、補助金だけでなく体育施設の利用料金が町民と同じになるなどのメリットや、利用者の声などをまとめたPR動画を作成したり、大会を企画して高校や大学などに呼びかけるなど、もっと積極的なPR活動を行い、利用につなげられないか。

また、オリンピック金メダリストを輩出した町、横綱を輩出した町、学童野球で全国制覇した町などなど、スポーツが盛んな町として売り出していくことは、制度だけじゃなく町のPRになると思います。

こういった、せっかくのいい制度ですので、これらを町のPR材料の一つとして、もっともっと売り出してほしいと思います。

2つ目は、施設環境の充実を図れということで、これには2点あります。

1つは、町体育館へのエアコンの設置です。

冒頭でお話したある出来事ですが、これまで、25年もの長きにわたり、毎年夏合宿で当町を訪れていた、大阪にある某大学のバスケットボール部が、今年をもって当町での夏合宿を終了するとの情報を耳にしました。

合宿期間中は、倶利伽羅塾に宿泊し運動公園体育館で練習を行っていたようですが、運動公園体育館にはエアコンが設置されておらず、昨今の猛暑・酷暑の中、エアコンのない施設での合宿は、断念せざるを得ないとのことでした。

この大学のバスケットボール部は、5年豪雨災害の際も当町での合宿中にボランティアに参加いただいたと聞いており、その他、施設などでの振る舞いなどを見ても、非常に好感の持てる生徒たちであったと聞いております。最後には、倶利伽羅塾と運動公園体育館に感謝状を贈るなど、津幡町にも思いを馳せていたことが伺えます。そんな相手が、エアコンがないことが理由で、それだけではないかもしれませんが、これまで長年にわたり続けてきた合宿を断念する。当町からすれば、合宿の機会を逃してしまうだけでなく、関係性をも断ってしまうことは、非常に残念なことでありますし、何とかエアコンを設置して、また津幡町に戻ってきてもらいたい。そういうふうに思っております。

なお、この合宿には、毎年50人前後の人が参加しており、滞在中の延べ人数では、300人超、実に、倶利伽羅塾の8月の売り上げの3分の1になるとのことです。

当然、期間中は、そのほかにも町のいたる所を利用されていることと思います。そのことを考

えると当町にとっても大きな損失と言えるのではないのでしょうか。感謝状が贈られたということは、もう津幡での合宿はないことを意味するかもしれませんが、環境を整備することで、また津幡で合宿を再開してもらいたい。そのように願っております。

もちろん、1つの団体のためだけに求めているわけではありません。私は、過去にも2度にわたり、体育館へのエアコン設置を求めてきました。昨今の猛暑で、毎日とっていいほど熱中症警戒アラートが発令され、熱中症患者もふえている中、エアコンの設置を含めた環境整備は急務ともいえます。

また、他の市町で体育館のエアコン設置が進めば、その時点で、せっかくのいい制度がありながら、当町の施設は対象外となり、利用されないといった事態にもなりかねません。この制度を活用してもらうためには、最低限、施設環境の整備・充実を図るべきで、その中でも常態化している猛暑をしのぐためのエアコン設置はもはや必須といえると思います。

なお、今年度予算で、小中学校の体育館に移動式クーラーが設置されました。ちょうど、8月中に設置されるとのことで、中学校の部活動中にお邪魔して、効果のほどを確認してきましたが、生徒たちもエアコンの手前まで行かないと涼しくないと感じておりましたし、私自身も正直、この移動式クーラーでは事足りないと言った感想です。ただし、これについては導入したばかりですので、トータルとしての成果のほどは定かではありません。

今後、エアコンを設置する場合は、どのようなものにしていくのか、これらの成果もしっかりと見きわめ、エアコン設置の検討をお願いしたいと思います。

もう一つは、運動公園野球場の改修についてです。

現在、運動公園野球場のスコアボードが故障して使えなくなっていると聞いております。

また、球場の老朽化、内野と外野の境目の芝と土との段差、ベンチの狭さや水はけの悪さなど、数年前から改修を求める声を聞いております。また、昨今の猛暑などを考慮して、スタンドの屋根の設置やブルペンの屋内化、ベンチ内の空調の設置なども考えられます。

津幡町では、学童野球で全国優勝したチームを初め、多くの学童野球チームがあり、また中学、高校の野球部、社会人や寿野球など、非常に野球の盛んな町でもあります。

近年、陸上競技場やテニスコート、常設相撲場などの整備を行ってきましたが、スコアボードが壊れた今、スコアボードの改修と同時に、球場全体の改修にとりかかってもいいのではないかと。ぜひこの機会に、野球場の整備も検討してほしいと思います。

最後、3点目です。これらのことを踏まえ、津幡町を合宿の聖地として大々的に売り出せないか。

当町には、体育館だけでなく、陸上やサッカーなどの競技場、野球場やテニスコート、常設相撲場、漕艇場など、さまざまな体育施設があり、非常に充実しております。これらを活用して、宿泊施設をセットにした合宿プランなどを用意し、全国から津幡に来てもらう。

期間中は、セレモニーやイベントなどを企画し、参加者と町民が一体となって盛り上がる。

地元の学校との交流や星稜大学スポーツキャンパス完成後は、星稜大学の学生との交流、また、津幡町が生んだアスリートとのコラボなどなど。

また、大会などでは、企業にスポンサーとなってもらったり、参加チームに、別途資金面で援助してもらえれば、さらなる参加率の向上にもつながるのではないかと考えています。

また、運動公園周辺で大会が行われるようになれば、現在推し進めている新駅構想の促進にも

つながるのではないかと。そのようにも思っております。

将来、合宿や大会などで、全国から多くの団体が一堂に津幡町に集まる。町内一帯が参加者で賑わう。そのような未来を実現できないか、ぜひ検討してほしいと思います。

以上、矢田町長に答弁をお願いします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 津幡町を合宿の聖地にとの御質問についてお答えいたします。

1つ目のご質問の、津幡町宿泊施設利用補助金についてでございますが、令和5年3月に交付要綱を制定し、令和5年4月より施行しております。

補助金の額は1人1泊当たり500円で、令和5年度の交付実績は23万8,000円、延べ宿泊数は476人泊で、10の団体に補助を行っております。令和6年度は52万4,500円、延べ宿泊数は1,049人泊で、30団体に補助を行っております。

この補助金制度につきましては、町ホームページに掲載しているほか、町内の宿泊施設、公共施設、小中学校、高等学校、高等専門学校にチラシの配布やポスターの掲示依頼をしております。

また、県内外で開催する観光物産展において、町特産品の販売のほか当補助金のチラシも配布して周知をしております。

さらに、倶利伽羅塾や河愛の里キンシュレでは、旅行会社に施設紹介のパンフレットを配布し、合宿等の誘致に努めております。

また、町の体育施設におきましても、町内の宿泊施設の宿泊者が体育施設を利用して合宿を行う場合には利用料金の半額を減免し、合宿の誘致につなげております。

2つ目の御質問の、体育館へのエアコンの設置についてでございますが、近年の夏の暑さは、スポーツ競技や体育館で運動を楽しむ方々にも大きく影響しております。体育施設へのエアコンの設置等による環境改善の必要性は高いと考えておりますが、運動公園体育館のアリーナは、大規模な空間のため、エアコン設置費用は莫大となることが考えられます。

町といたしましては、防災の観点から指定避難所となっております小中学校体育館へのエアコン設置を優先として調査研究を行っていることから、運動公園体育館アリーナへのエアコン設置につきましては、現段階として予定はございません。そのため、利用者へ熱中症の注意喚起をするとともに、施設内の冷房室の解放で休憩場所を確保し、またスポットクーラーの設置を検討するなど、できる限りの安全対策を講じていきたいと考えております。

また、運動公園野球場の改修についてであります。野球場の電光掲示板、スコアボードは、令和6年9月の落雷により故障して、使用できなくなりました。スコアボードを修繕するためには多額の費用が必要となることから、現在は保険の範囲内でバックネット裏に簡易的なスコアボードを設置しております。

スコアボードを含めた野球場の改修は、現在策定しております、第2期運動公園長寿命化計画で予定をしております。第2期計画は令和8年度から令和12年度までを想定しておりますが、その第2期計画内で野球場の全面改修を行えるよう調査研究をしてまいります。

3つ目の、津幡町を合宿の聖地として大々的に売り出せないかについてでございますが、石川県津幡漕艇競技場について申し上げますと、日本海側有数のコースとなっていることから、合宿をしている学校や企業があり、本年度は5月3日から17日までトヨタ紡織が、7月28日から8月

19日まで一橋大学が合宿をしていました。

また、長年に渡って津幡運動公園と倶利伽羅塾を活用して合宿をしていただいていた大阪の大学が、今年度で本町での合宿を終了されることは大変残念でございますが、対象の宿泊施設とも連携し、再度、津幡町で合宿をしたいと思ってもらえるような工夫を調査研究してまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 柴田洋一議員。

○2番 柴田洋一議員 ありがとうございます。

まず、宿泊施設利用補助金については、年々利用者がふえてきているとのことで、PRも含めてうまくいっているのかなと思いました。こちらについては、またですね、PR動画など売りに出せるものはたくさんあると思いますので、そういったことなども含めて、またですね、たくさん利用してもらえるようにしていただければと思います。

また、野球場の改修については、第2期の工事で対応を検討していただけるとのことで、こちらについては、野球を含めた多くの関係者の方に喜ばれるのではないかと考えておりますので、期待をしております。

最後に、体育のエアコンについては、たしかに大きな改修費用がかかるということで、その辺は重々理解しておりますし、率先して学校のほうにも、移動式エアコンを含め対応していただいていることは非常にありがたいなと思っております。それとは別に、先ほど言われました大阪の某大学の団体においては、なんとか戻ってきてもらえるようなことも、また別途検討を町としてもしていただけるとのことで、こちらのほうにも期待をしたいと思います。

また、合宿の聖地についてはですね、こういったものを通じて、地域全体で盛り上げる仕組みをつくっていくことが、地域の活性化にもつながっていくことになるのではないかと思いますので、今後もですね、今回質問したことを、いろいろと踏まえて、私自身もいろいろとまた考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上で、私の今回の一般質問を終わりたいと思います。

○八十嶋孝司議長 以上で、2番 柴田洋一議員の一般質問を終わります。

この際、議案等説明員交代を含め、暫時休憩といたしまして、午後2時35分から一般質問を再開いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔休憩〕 午後2時23分

〔再開〕 午後2時35分

○八十嶋孝司議長 ただいまの出席議員数は、15人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

14番 道下政博議員。

〔14番 道下政博議員 登壇〕

○14番 道下政博議員 14番、道下政博です。

今回は5点について質問をさせていただきます。

私の前に、既に質問された方で、重なっている内容のものについてもあるかと思いますが、原稿を用意しておりますので、順番に発表させていただきたいと思います。

それでは、最初の1点目の質問に入ります。

横綱大の里の昇進と功績を後世の歴史に残すため「大の里通り」の指定を提案いたします。

神奈川県茅ヶ崎市には、サザン通りというものがあります。御存じのように、ロックバンドのサザンオールスターズの出身地であり、その活躍を称賛し歴史に残そうとしたものであり、ファンや観光客が必ずといってよいほど訪れる観光スポットにもなっているそうでもあります。

また、神奈川県葉山町に石原裕次郎氏の三回忌を記念して建てられた灯台で、愛称は、裕次郎灯台があります。

そのほか、その地域の出身者や、ゆかりのある著名人、大きな功績を遺した方や活躍した方の名を後世に残すために、公園の名称や施設の名称に冠名をつけることが各地、また各国でよく行われております。

津幡町にも歴史に残るような傑出した英雄が出現いたしております。その実績と功績を後世に残すという意義を込めて、大の里通りの名称を決定し、その名を顕彰していくことは、すばらしいことではないかと思えます。いかがでしょうか。

また、横綱大の里の人気は大変高く、私の孫であります、富山に住んでおりますが、6歳ですが、大の里の名前入りのタオルを振って、テレビを見ながら応援をいたしておりました。

また、久しぶりの日本人横綱の功績と期待は大きいものと考えられ、人気は絶大であります。その人気を不動のものとしていく期待も込めて、考えていきたいというふうに思っております。具体的な通り名としては、最初、私が考えたことでございますが、シグナス通りですけれどもこれまで2回の優勝パレードを行っております。その大の里がパレード以前に、これまでに実は、あの川井姉妹が2回金メダルを獲得し、パレードも行っておりますので、ちょっとどうなのかなというふうに考えたりもしながら、悩んでいるところでございます。

横綱大の里の出身である、庄町近辺にふさわしい通りがあれば、それもまた検討に値すると思えますので、ぜひ町のほうで検討をしていただければと考えております。

矢田町長に質問いたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 道下議員の横綱大の里の昇進と功績を後世の歴史に残すため「大の里通り」の指定を提案するとの御質問についてお答えいたします。

本町出身の大の里関が、大相撲5月場所で2場所連続4度目の幕内最高優勝を果たし、史上最速となる所要13場所での横綱昇進を果たしたことは歴史的偉業であり、去る6月29日に実施いたしました横綱昇進祝賀パレードの際には、本町3人目となる町民栄誉賞を授与させていただいたところでございます。

町議会6月会議の柴田議員からの一般質問で、私のほうからお答えさせていただいておりますが、今後、多くの町民の方が大の里関の偉業に触れられるような環境を整備していきたいと考えており、文化会館シグナスの展示スペースの工夫などの検討を進めているところでございます。

現在、本町には、町民の皆様に親しみを持って町道をご利用いただくために、シグナス通り、しらとり通り、おやど通り、よこはま通り、すみよし通りの5つの町道の愛称を指定しております。

御提案いただきました、横綱大の里の昇進と功績を後世の歴史に残すための「大の里通り」の指定をとのことでございますが、今後ますます大の里関が輝かしい功績を積み重ね、唯一無二の大横綱となった暁には、本町としてもその功績を後世の歴史に残したいとの思いを込め、「大の

里通り」の指定も一つの案として、その偉業をダイナミックに記録し伝承できないか検討したいと思います。

ただ、大の里関のしこ名を、町の事業などで使用する場合には、大の里関本人の承諾はもちろんのこと、日本相撲協会や二所ノ関部屋との協議が必要であることを確認しております。

町としましては、今後も、横綱大の里関の活躍を大いに期待し、積極的に応援してまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 道下政博議員。

○14番 道下政博議員 ありがとうございます。

確かにハードルは幾つかありますし、これからという横綱でございますので、もう少し時間をかけてということで、十分結構かと思いますが、どちらにしても大変すばらしい偉業でございますので、今後、町民の一人として、またしっかりと応援してまいりたいというふうに思っております。

それでは、2点目の質問に移ります。

街路樹で日差し遮る緑の日傘の活用と街路の植樹の推進をということで、提案をさせていただきます。

近年猛暑が続く中、緑の日傘として強い日差しから歩行者やドライバーを守る働きをする街路樹の見直しが必要と考えます。

国はグリーンインフラの整備へ、道路空間における緑化推進などを盛り込んだ、推進戦略2023を策定しています。

ここで、グリーンインフラについて、少しだけ説明を加えさせていただきます。

自然環境が持つ多様な機能を活用し、防災・減災やCO₂削減、地域振興などの課題を同時に解決する取り組みであります。緑がふえることで地価が上昇したり、来訪者の滞在時間が延びて消費行動につながるなど、経済的な波及効果も注目されているものであります。

夏場の路面温度を20℃下げる効果について、千葉大学の藤井英二郎名誉教授の説明に耳を傾けてみたいと思います。

直射日光が当たると、夏場の道路温度は50度から60度になりますが、街路樹で遮ると約20度下がるといえるものです。

世界的な医学誌に載った論文では、樹幹被覆率、要するに上空から見た高木の葉が覆う面積の割合を都市の30%にすれば、熱中症による死者数を約4割減らせると指摘しています。

ここで仙台市の取り組みを参考に紹介いたしますと、その前に、街路樹の主な機能について確認をしたいと思います。

1番目として、緑陰、緑の陰ですね、の形成は気温上昇の抑制。2番目に、二酸化炭素の吸収が進む。3番目に、景観向上、地域への愛着醸成につながる。4番目には、心理的リラックス効果がある。5番目には、騒音緩和・大気の浄化も期待できる。6番目には、自然生態系の保全にもつながる。7番目には、災害時の延焼抑制などが考えられます。

街路樹は多様な機能を持ちますが、落ち葉や根上がりによる歩道の凹凸で住民から苦情が入ることがあります。

法律上は道路の付属物のため、倒木や枝の落下などで歩行者や車が傷つくと、行政が賠償責任を負う可能性があり、維持管理の費用もかかるため、行政は枝を大幅に切り詰める強剪定や伐採

をしがちであります。

そうした中、杜の都として知られる仙台市は、市の最上位計画の総合計画で、グリーンステーション・仙台を掲げ、街路樹の価値を最大限生かした都市ブランド力の向上を目指しています。市中心部の定禅寺通りを歩くと、4列の見事なケヤキ並木が続き、緑のトンネルの中にいるような緑陰に包まれているものであります。

美しい街路空間の創出へ、同市がおよそ40年前から続けているのが、造園業者と官民合同で開催する講習会であります。剪定技能の向上と継承へ年2回、座学と実地の講習を行い、毎回約50人が参加しているそうであります。

東京江戸川区は、1970年から緑化運動を精力的に続け、2022年に公園や民有地も含めた総樹木数は約690万本に、目標の区民1人当たり10本を達成しているそうであります。

昨年度の区民世論調査では、江戸川区のよさの問いへの答で、公園・緑化が34.6%が、最も高かったそうであります。永住志向は84.9%と、都内23区の平均を13.7%上回ったそうであります。

一方、津幡町は、山間地面積が多く単純計算では緑は多いでしょうが、多数の町民が暮らす、町なかでは、実は日陰をつくってくれる植樹が多くはないように感じています。

近年の急激な温暖化の進み具合を見ていると恐ろしいほどであり、住んでよかったと思っただけのような町にするためには、景観の向上にも欠かせない緑化の推進は、大変重要なポイントと考えます。

第6次町総合計画の策定作業は進んでいると思いますが、今回訴えております、住みよい町づくりには欠かせない、町なかの街路樹の植樹についても、一定の基準、目標を設けていくべきであると思いますので、ぜひ第6次総合計画にも組み込んで進めていただければと提案をいたします。

これについても、矢田町長に答弁を求めます。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 街路樹で日差しを遮る緑の日傘の活用と植樹の推進をとの御質問にお答えします。

御指摘のとおり、近年の猛暑は住民の安全・安心な生活環境を脅かす大きな要因となっております。

現在、町が管理する高木、中木の街路樹は町道など20路線に約940本あり、住民に潤いある自然豊かな道路空間を提供するため、定期的に剪定などの維持管理を行っております。

議員のおっしゃる、自然環境が持つ機能を活用するグリーンインフラによる取り組みは、環境負荷の低減や地域振興、さらには経済的な波及効果まで含め、多面的な効果が期待できるものと認識しております。

しかしながら、町道において新たに街路樹をふやしていくことは、植樹場所の確保や安全性の確保、さらには剪定や維持管理に要するコストが高額になることから、課題やデメリットも存在いたします。

街路空間は、歩行者や車両の通行機能を優先しなければならず、無理に植樹を進めることで交通安全上の支障が生じる場合もあることから、単に街路樹の本数をふやすことだけが望ましい姿

とは言えない面もございます。

そのため、市街地の緑化につきましては、公園や公共施設、住宅や店舗など、町全体において取り組みを検討、推進していくものと考えております。

街路樹の緑化の推進につきましては、街路樹は多様な機能・効果を有することから、重要な施策であると理解しておりますが、第6次総合計画において、新たな重要施策として盛り込むには課題など多いと考えております。

引き続き、現行の取り組みを見直しながら、住民ニーズに即した対応を行い、必要があれば実施計画の中で検討したいと考えております。

今後も、町民の皆様が、津幡町に住んでよかったと実感していただけるよう、街路樹や緑化の果たす役割を十分に踏まえつつ、持続可能で魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 道下政博議員。

○14番 道下政博議員 ありがとうございます。

今ほど町長からもありましたように、確かに課題もたくさんあります。

ただ、その町の魅力として、長い年月で考えていきますと、緑が豊富にあり、そしてまた、これからおそらくこの温暖化が進み、もっともって気温が上がってくる時代を見据えていくと、こういうことも視野に入れながら、町づくりをしていくのが望ましいのではないかなと思ひ提案をさせていただきました。

また今後、検討を進めていただければと思います。

それでは、3番目の質問に移らせていただきます。

先ほど、私の前に柴田議員からも同じような重なる内容もありますけれども、御容赦をいただきながら話を進めたいと思います。

3番目の質問、町総合体育館の卓球場にエアコンの設置をということで質問をいたします。

町総合体育館の卓球場にエアコンの設置との要望を、卓球関係者からいただきました。

近年の気温の高さについては、昼夜問わず、危険な状態であり、スポーツの競技そのものに大きな影響を与えておりますので、ぜひ改善をしてほしいとの御要望であります。

室内競技である卓球の練習や競技では、高い気温と高い湿度の影響は、はかり知れません。練習や協議に及ぼす影響が大きく、大変苦勞をしているとの声をいただきました。特に卓球については、湿度の影響が大きいようであります。

近年は、河北郡市の卓球大会等が頻繁に開催しているとのことで、競技に影響が出ており、競技者の方々からもエアコンの設置の要望が多く出ているそうであります。

卓球は、繊細な競技でありますから、風の影響を受けるような、窓を開けて行うことは大変に難しいようでございます。

本年6月会議で、災害時では避難所となる小中学校体育館には、スポット型のクーラー設置の予算が可決をし、設置に向けて作業は進んでいると思います。

体育館にエアコンを設置する場合には、建築工事も伴うこととなりさらに高価になるため、難しいと思いますが、もし総合体育館に同じようなスポット型エアコンの設置が可能であればとも考えましたが、卓球という競技の特性上問題はないか等の十分な検討を行った上で、設置に向け

て検討をお願いしたいと思います。

矢田町長に質問をいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 町総合体育館の卓球場にエアコンの設置をとの御質問にお答えいたします。

体育館等体育施設は、スポーツ活動や体力づくりなどに活用されることから、施設の安全安心を確保するため、環境整備は非常に重要であると考えております。

さらに、近年は異常気象とも思われるほどであり、ことしの夏の気温の高さについては危険な状態でした。ことしの北陸地方は平年より早い7月18日に梅雨明けとなり、それ以降連日、熱中症警戒アラートが発表されるほど、今なお、熱中症に注意する日々が続いております。

そのことから、施設内においては異常な暑さとなり、体育館を利用する方への熱中症対策が必要であることは認識しております。

現在、総合体育館では長寿命化対策工事を行っておりますが、施設のLED化や外壁の改修などを優先的に進めているところであるため、エアコンの設置については行う計画としておりません。

また、先ほどの柴田議員の御質問にお答えしましたとおり、体育施設へのエアコンの設置につきましては、防災の観点から、まずは指定避難所となっている小中学校体育館への整備を優先課題として調査研究しているところであることから、運動公園体育館同様、総合体育館のエアコン設置は、現在のところ整備予定はございません。

しかしながら、施設を利用する方の熱中症等安全確保が重要であるため、くり返しのお答えになりますが、熱中症の注意喚起を行うとともに、会議室の利用のない日には、会議室の冷房を稼働させ、運動中や運動後のクールダウンの場所として活用したり、スポットクーラーなどの設置を検討するなど、安全な利用ができるよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 道下政博議員。

○14番 道下政博議員 ぜひとも継続的に検討を進めていただきたいと思います。

それでは、4番目の質問に移ります。

津幡運動公園体育館に網戸の設置をということで、提案をさせていただきます。

津幡運動公園体育館を使用している、バドミントン競技を行っている方から、要望をいただきました。

いつも使用しているのだけれども、空気の入れかえや気温を下げるために、体育館両サイドの扉を開き、バドミントン協議の練習や試合を行っているのですが、扉を開けたまま使用しておりますと、いろいろな虫やトンボが入ってきて、競技に支障が出ています。

エアコンが設置されれば、全て解消されるのですが、費用が莫大なものとなることは理解しているので、とりあえずすぐに対処できるよう、網戸の設置をしていただけないでしょうかとの御要望をいただきました。

これについても、矢田町長に質問をさせていただきます。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 津幡運動公園体育館に網戸の設置をとの御質問にお答えいたします。

まず、津幡運動公園体育館のエアコン設置に関してでございますが、先ほど議員の御質問の町総合体育館の卓球場にエアコンの設置をとの御質問でお答えいたしましたとおり、体育施設の環境整備は大変重要な課題であるということは認識しております。

また、議員の御意見のとおり、運動公園体育館のアリーナは大規模な空間のため、エアコン整備には莫大な費用が想定され、現実的にはエアコンの設置は厳しいと考えられます。

このことから、議員の御提案として、網戸の設置をとのことでございますが、網戸を設置する場合、全ての窓枠に改修が必要であり、かつ、網戸の破損防止のために防球対策を講じる必要があるため、多額の経費を要することとなります。

しかしながら、利用者への熱中症対策など安全確保が重要であることから、先ほど柴田議員の御質問にお答えしましたとおり、施設内の冷房室の解放や、スポットクーラー設置を検討するなど、利用者の安全確保を講じていきたいと考えております。

現在、津幡運動公園では全体的に長寿命化対策事業を実施しており、施設のLED化やテニスコート、陸上競技場の改修などを行っております。また、来年度以降、野球場の改修等の長寿命化改修計画を策定しております。

津幡運動公園においては、これからも利用者が安全で快適に使用ができるように努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 道下政博議員。

○14番 道下政博議員 費用のかかるお話ばかりで、大変に恐縮をいたしておりますけれども、また少しずつ検討を進めながら、改善を進めていただきたいと思います。

それでは、最後の5番目の質問をさせていただきます。

親子で学ぶ防災キャンプの実施をということで、質問いたします。

9月1日は防災の日でありました。本年5月7日県の地震被害想定が27年ぶりに改訂され、県内や周辺の活断層で地震が発生した場合の新たな被害想定が公表されました。金沢震度7で死者数最大3,000人とのことでありますので、当然津幡町にも多大な被害が想定をされます。

我々大人は、防災訓練などでの経験があり、いざという時の対処については幾つかの情報は持っていると思いますが、子供たちはどうかというと、未知数であります。

いつ災害が身近に迫ってきてもおかしくない時代でありますので、普段から子供たちに防災の知識や、災害時の対処のための訓練が必要ではないかと思えます。

このほど、名古屋市千種区の高見学区子供の会では、市立中学校体育館で、親子防災キャンプを開催したと聞いております。

大まかな内容につきましては、TKB（トイレ、キッチン、ベッド）の大切さを体験することを目的に、1泊2日で災害時への備えを学んだそうであります。

当日は、親子ら約50人が参加。初めに名古屋市公式YouTubeで配信されている南海トラフ巨大地震に関する啓発活動を視聴し、災害から命を守る行動について学習。続く防災講話は、防災啓発団体が担当し、講話の狙いは、災害を自分ごととして考えるきっかけにしてもらうことであります。命を守る防災教育が身を結び、犠牲者が一人も出なかった旧気仙沼中学校のエピソードに触れながら、防災バッグの用意や避難場所の確認といった備えの重要性が訴えられました。

その後、VR（仮想現実）を用いた、起震車による震度6強の地震体験や、初期消火訓練、消

防団による自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使い方や、心臓マッサージの方法などを救命講習などが行われ、災害時に役立つトイレについて講習と、ビニール袋をかぶせた便器に水を注ぎ、凝固剤を入れ、ビニール袋を結んで可燃ごみとして捨てるまでの流れを実践しております。

地震で配水管が破裂した場合、トイレを使用すると汚水があふれ出す危険があると説明し、簡易トイレやトイレトペーパーを１週間分備蓄するよう呼びかけ等を行っています。

夕食では、ボーイスカウトのメンバーらが調理したカレーライスを食べた後、避難場所運営ゲームや花火などを行い、日帰りの参加者は解散し、宿泊する人はボーイスカウトが貸し出しするテントを張り、持参した寝袋やマットで就寝をしました。

この学区の子供会の会長さんは、キャンプの楽しさと避難所訓練の大切さがミックスされた企画ができて、今後も開催したいと語り、参加した保護者は子供たちの夏休みのよい思い出にもなったと喜んでいましたそうです。

以上のような防災キャンプが開催できれば、子供たちにとっても最高だと思います。

子供会が主体となった行事でありましたが、津幡町にあってもぜひ推進していただけたらと考えますが、いかがでしょうか。

教育長に質問をいたします。

○八十嶋孝司議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 親子で学ぶ防災キャンプの実施をとの御質問にお答えいたします。

本年５月に、石川県が地震被害想定を２７年ぶりに見直し公表した内容では、本町においても最大震度７が想定され、ライフライン等の甚大な被害とともに多くの避難者が発生することが予測されています。また、先月８月６日からの低気圧と前線による石川県内における大雨による災害を初め、全国各地で災害が頻発化・激甚化していることから、以前にも増して町民一人一人の日ごろからの防災意識の向上が非常に重要であると感じております。

災害発生時には、まずは自分の身を守る自助が最優先であり、自分の身を守ることで他者への援助を行い、災害の被害を少しでも抑えることができますようになります。このような自助の力を高めることは、大人だけでなく子供にも必要であり、幼い時から災害への備えや災害発生時の対処法を学ぶことで防災力の強化につながると考えております。

議員から御提案のありました、子供会が主体となった行事の中での防災の取り組みについてですが、現在、津幡町の子供会では、相撲大会や作品展などのスポーツ文化事業のほか、わんぱく村のリーダー育成サポート事業などを行っています。

これらの活動の中でも、わんぱく村は昭和５８年から長年継続している活動で、年１回、森林公園の津幡園地や三国山キャンプ場などで実施されてきました。令和５年度からは、活動場所を河愛の里キンシュレに移し、町内の小学５・６年生を対象に行っております。基本的には、１泊２日の日程で、自然とのふれ合いを中心とした生活体験が主な活動です。オリエンテーションで危険予知トレーニングを行い、その後、薪割りや野外炊飯などを行います。共同生活を通して豊かな心を育むことを目的としており、令和６年度には、１０２名の児童と５０名の保護者の参加がありました。

今後、このわんぱく村や、小学校５・６年生を対象としたグローイングアップリーダーの研修プログラムの中で防災関連の活動ができないか、町子供会との協議を進めていきたいと考えてお

りますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 道下政博議員。

○14番 道下政博議員 ありがとうございます。

ぜひとも検討重ねていただきまして、子供たちにいい体験ができればいいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、私、14番、道下政博からの5点についての質問を終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、14番 道下政博議員の一般質問を終わります。

次に、7番 竹内竜也議員。

〔7番 竹内竜也議員 登壇〕

○7番 竹内竜也議員 7番、竹内竜也です。

通告した順序に従い、3項目について質問いたします。

まずは、保育DXについてです。

保育DX、保育園におけるデジタルトランスフォーメーションということになりますが、これは自治体や保育施設等の業務負担を軽減し、かつ保護者の利便性の向上を図ることを目的として、保育業務ワンスオンリー、保活ワンストップの実現を目指すというものです。

内閣官房デジタル行財政改革会議は、本年6月13日付で、デジタル行財政改革取りまとめ2025を決定し、その中では子育て分野における改革の一つとして、保育DXによる現場の負担軽減を掲げており、保育業務の届出一度きり原則、ワンスオンリー実現に向けた全国基盤整備、保活ワンストップシステムの全国展開、保育現場におけるICT環境整備、放課後児童クラブDXを推進することによって、その実現を目指すとしています。

また、こども家庭庁こども政策DX推進チームは、本年6月30日付で、こども政策DXの推進に向けた取組方針2025を示し、政策実現のためのパートナーとなる関係省庁や地方公共団体、民間事業者に向け、その取組方針を明らかにしています。

そこで、質問いたします。

こども政策DXの推進に向けた取組方針2025では、フェーズ1として保育DXの前提としてのICT環境整備を進め、2025年度中に保育施設等におけるICT端末導入率100%、さらには2026年度中に、保育に関する計画・記録、保護者との連絡、登降園管理、実費徴収等のキャッシュレス決済の4機能をいずれも導入する施設の割合20%などを目指し、保育施設等におけるICT導入状況を把握するとともに、フェーズ2で国が整備する2つの基盤、これは保育業務施設管理プラットフォームと保活情報連携基盤を指すわけですが、これら2つの基盤とデータ連携が可能な保育ICTシステムの標準仕様を検討し、それらの結果を踏まえ、段階的・計画的に整備を進めるとしています。

保活の情報収集、保育施設等見学予約や就労証明書の発行等をオンライン上・ワンストップで可能とし、保護者・保育施設等・自治体の業務負担低減を図るために、国によって整備される保活情報連携基盤と、給付・監査等の保育業務ワンスオンリーの実現に向けて、自治体と保育施設等の間でオンライン手続きを行うために国によって整備される基盤である、保育業務施設管理プラットフォームについて、令和8年度からの導入が要請されているわけですが、当町における保育DXの現状と、保活情報連携基盤と保育業務施設管理プラットフォームの導入に向けた検討状況は、いかがでしょうか。

以上、子育て支援課長にお聞きいたします。

○八十嶋孝司議長 管田子育て支援課長。

〔管田邦雄子育て支援課長 登壇〕

○管田邦雄子育て支援課長 竹内議員の保育D Xについてとの御質問にお答えをいたします。

保育現場におけるI C T導入は限定的で手書きやアナログの業務が存続していることから、本町では既に、保育者の業務負担の軽減と保育事務の効率化を目的として国の補助金を活用し、各保育施設等が実施する業務のデジタル化を支援し、保育D Xの土台となるI C T化に取り組んでまいりました。

また、令和5年度には、保育施設等への入所申込者の利便性の向上と、入所事務の効率化を目的として、当時の国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、入所申込みから利用調整を経て結果通知作成までの、入所選考にかかる一連の手続きをデジタル化し、保育D Xに取り組んでまいりました。

議員の御質問にある、保活情報連携基盤につきましては、保育施設等の情報収集や見学予約をオンライン化するものであり、この保活情報連携基盤を本町が整備した入所選考システムの双方を、入所希望者が利用することによって、入所関連の手続きをオンラインでシームレスに行うことができ、さらに利便性が高まるものと考えております。

また、保育業務施設管理プラットフォームにつきましては、町と保育施設等の事業者との間で、紙やデータで行ってきた施設型給付の給付事務などをオンライン化・システム化するものであり、データ連携やデータチェック機能の実装が予定されておりますので、町・事業者ともに大幅な給付事務の効率化が図れるものと期待しております。

保活情報連携基盤、保育業務施設管理プラットフォームともに、システムの仕様など、詳細が確認できておりませんが、利用に当たって利用者に費用負担が発生しないこと、またオンライン化やシステム化によって、保護者・事業者及び町のそれぞれにメリットがあることから、仕様等の詳細が示された段階で、導入に向けて事業者と調整し、具体的に導入を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○八十嶋孝司議長 竹内竜也議員。

○7番 竹内竜也議員 保育D Xの現状、それから、プラットフォーム等の検討状況をお聞きしました。具体的な仕様等がわかってから、さらに検討を進めていきたいということでしたので、それを見守ってまいりたいと思います。

保育D Xが急がれる背景には、そもそも保育士不足があるという、これも1つの要因であるわけですが、民間の保育関連の求人倍率、これは他の職種等を比較してもかなりの高水準、全国平均で約3.8倍、石川県であれば、2.そこそこかなと思うんですけども、全職種の平均で言うと1.3倍、かなりの高水準ということは、人手不足、人の取り合いということになっていっているのかなと思うんですけども、こうした人手不足となり得る、認められる要因のうち、基礎自治体として取り除けるものは、取り除いていただくような努力を続けていただければと思います。

翻って、津幡町職員採用候補者2次募集の採用職種は、保育士ということになりますが、8月全協でも御報告いただいたんですけども、2名程度の採用予定のところに、1次募集での申し込

み者は1名、なおかつ、今年度中に退職者が1名いらっしゃるということで、人材を確保するということは、極めて重要であるかと思います。この職種、保育士さんの採用候補者の2次募集については、もはや定番になっているのかなという感じもいたします。

そういうことなども踏まえて、せめて業務の減量、軽減につながる保育DXをしっかりと進めいただき、負担軽減だけでなく、園児、それから保護者にとっても望まれる保育の質の向上、こちらにつなげていっていただけるように、心よりお願いを申し上げ、次の質問に移ります。続いて2項目め。

自転車の安全な利用の推進についてです。

自転車を積極的に活用することによる環境負荷への低減や災害時の交通機能維持、そして健康増進等を図ることなど、時代背景を踏まえた新たな課題に対応することを目的とする、自転車活用推進法が平成29年5月1日に施行されてから8年余りが経過しており、改正道路交通法が令和5年4月1日に施行され、お子さんから御高齢の方まで、自転車を利用する全ての方に対しヘルメットの着用が努力義務とされるなどしてから、間もなく2年半になろうとしています。

今後も引き続き、基礎自治体としてできることを行い、安全で快適に自転車を利用できる環境づくりに向け、これまでも増して努力を重ねていくことが求められているのではないのでしょうか。

今月の21日から30日にかけて、秋の全国交通安全運動が展開されます。特に最終日に当たる9月30日は、交通事故死ゼロを目指す日とされています。

そこで、ことさら自転車の交通マナーアップを願い、3点について質問いたします。

1点目です。

令和4年12月会議における町政一般質問に際し、津幡町が同年6月6日、令和4年6月6日です、ね、ゼロカーボンシティを宣言していることなどを踏まえ、自転車の活用推進に向けた取り組みに対する町長のお考えをお聞きしました。

これに対し、今後も本町の実情に応じた取り組みを検討、実施することにより、自転車の活用推進を図ってまいりたいと答弁なさっています。

それでは、それから後、どのような取り組みを検討、実施し、自転車の活用推進を図ってこられているのでしょうか。

続いて2点目です。

同じくその際の一般質問において、津幡町における自転車乗車用ヘルメットの着用率100%を目指すアクションとして、着用の推進、促進に有効な施策を講ずることに対する町長のお考えをお聞きしています。

これに対し、石川県は令和5年4月に、石川県自転車の安全で適正な利用に関する条例を施行予定であり、その中では、自転車保険への加入義務化や自転車販売店による購入者への保険加入確認、ヘルメット着用の推進などが明文化されると聞いており、こうした県の動きに本町も連携して取り組んでいくことで、自転車・自動車・歩行者ともに安全な利用が再推進されるものと考えている旨の答弁をなさっています。

正式名称、石川県自転車の安全で適正な利用及び活用の推進に関する条例は、令和5年4月1日に施行されていますが、この条例に基づく県の動きに対し、当町ではどのように連携して取り組んでいるのでしょうか。また、そのような取り組みによる成果については、いかがでしょうか。

最後3点目です。

石川県自転車の安全で適正な利用及び活用の推進に関する条例第6条では、市町の責務として、市町は、第3条の基本理念、この基本理念とは、自転車の安全で適正な利用は、県、自転車利用者、市町、県民等がそれぞれの責務、または役割を果たすとともに、相互に連携し、及び協力しながら自転車に関係する交通事故の防止及び被害者の保護を図るものであるという認識のもとに行うというものですが、こうした基本理念にのっとり、国、県、自転車利用者、県民等と相互に連携し、及び協力して、その区域の実情に応じた自転車の安全で適正な利用及び活用に関する施策を推進するよう努めるものとするとなっていますが、自転車の安全な利用の推進に向け、今後、どのような施策を講じていくお考えでしょうか。

以上、生活環境課長にお聞きいたします。

○八十嶋孝司議長 由雄生活環境課長。

〔由雄宏一生活環境課長 登壇〕

○由雄宏一生活環境課長 自転車の安全な利用の推進についての御質問にお答えいたします。

安全で快適に自転車を利用できる環境をつくり、活用を推進することは、二酸化炭素排出量削減を初め、町民の健康増進、交通の混雑緩和などにつながり、安全・安心なまちづくりのためにも、その対策は重要と考えております。

まず、1つ目の令和4年12月以降の自転車の活用推進に向けた取り組みにつきましては、自転車活用推進法の重点施策である、良好な自転車交通網の形成を踏まえて、津幡南中学校前の町道南中条12号線において、歩行者及び自転車利用者が共に安全な通行ができるよう、約400メートルの区間で、自転車歩行者道の整備を行っており、令和6年度に整備を完了しております。

また、以前の質問でもお答えしました、町道太田舟橋線の一部、約300メートルの、自転車走行指導帯については、継続して適正な管理に努めております。

今後も、必要に応じて道路管理者とも連携し、快適な自転車の利用環境の維持・改善に努め、活用推進を図ってまいります。

2つ目の石川県自転車の安全で適正な利用及び活用の推進に関する条例に基づく県の動きに対し、どのように取り組み、その成果はいかがかにつきましては、県や警察との積極的な連携により、安全利用のための施策を展開しております。

交通安全教育については、町内の幼児や児童・生徒、高齢者を対象に毎年度行っており、実際に自転車を利用した小学校3・4年生の安全教室については、令和6年度は、計9回、339名を対象にして実施しております。中学生については、自転車利用ルール of 安全教育において、ヘルメットの着用を含めた指導を行っており、津幡高校では、自転車利用者への街頭指導も行っております。

広報啓発については、小中学校へのポスターの配布、町の広報誌による周知のほか、警察と連携して、大型ショッピングセンター等でヘルメットの着用や自転車保険の加入を促進するキャンペーン活動を行いました。

これまでの活動の成果としましては、本町に限定したものではございませんが、ヘルメットの着用率については、令和6年度に警察庁が実施した調査によると、石川県は29.6%で、全国で7番目に高く、また自転車保険の加入率については、令和6年度に損害保険会社がインターネットで実施した調査によると、石川県は59%で、全国で30番目でした。いずれの数値においても、な

お一層の指導や周知が必要であると認識をしております。

3つ目の県の条例に基づき、自転車の安全な利用の推進に向け、今後どのような施策を講じていくにつきましては、引き続き、警察、学校、道路管理者などの関係機関と連携しながら、交通安全教室や広報等を通して、自転車の安全な利用について周知していく所存でございます。

県の条例にもありますが、自転車の安全な利用の推進につきましては、関係団体相互の協力が必要不可欠であることから、今後も連携を図りながら、本町の実情に応じた取り組みを検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○7番 竹内竜也議員 1点、再質問いたします。

3点目でお聞きしたところなんですけれども、要は自転車の安全な利用の推進に向け、今後、どのような施策を講じていくお考えであるかということなんですけれども、来年ですね、令和8年4月1日から、16歳以上の自転車利用者が一定の交通違反をした場合、交通反則通告制度、いわゆる青キップによる取り締まりが行われるということになるんですけれども、これ結構インパクトがあるかなと、要は100類系ぐらいの違反行為が出てきて、反則金も原付並みの金額になるということらしいんですけれども、こうしたことに対して、町として何かしらの対応というか、積極的な周知活動というかを行うというお考えはおありでしょうか。

由雄課長、お願いいたします。

○八十嶋孝司議長 由雄生活環境課長。

〔由雄宏一生活環境課長 登壇〕

○由雄宏一生活環境課長 先日新聞にも載っていたかと思いますが、そういうことに関しまして、引き続き、警察のほうと連携を取りながら周知を徹底していきたいと思っております。

○八十嶋孝司議長 竹内竜也議員。

○7番 竹内竜也議員 取り締まりを行うのは、警察という行政機関ですので、町としてできることってというのは、当然限界があるかと思うんですけれども、前回の一般質問のときにもお願いした、ランニングバイク関係についても、ホームページにしっかりと、ランニングバイクはそもそも自転車じゃないので、公道には出ないじゃなくて、公道に出ないようにしてくださいという、別に取り締まるような表現ではない、柔らかな表現もしていただいているんですけれども、なんか総じてこう薄味というか、せっかくの交通安全に関する啓発していただいているんで、もうちょっと目立つような感じだとうれしいかなと思うんですけど、せめて、もちろん警察との連携であったり、交通安全協会との連携ということになると思うんですけど、例えば、町のSNSでもっと積極的に発信していただけるといいのかなと思います。

今回、自転車関係について、前回の質問から間もなく3年経過しようとしておりましたので、その間の取り組みであったりとか、現時点、そして今後の自転車の安全な利用の推進に対するお考えをお聞かせいただきました。

8月全協のときに、行政委員会等の会議報告として、津幡町交通安全対策会議に際しての委員からの御意見、御指摘などについて、御報告いただいたんですけども、それについても、なるほど、そうなんだよねと拝聴して、納得して拝聴しておりました。

先ほども申し上げましたが、今月は、秋の全国交通安全運動が予定されています。私事になりますが、最終日の30日、井上・中条・条南・津幡小学校の校区エリアになろうかと思いますが、早朝巡回広報のお役目をいただいております。また同日、町長、それから議長と御一緒させてい

ただくような形になろうかと思いますが、小矢部市津幡町県境合同街頭キャンペーンにも参加させていただきます。自転車に限らず、交通マナーアップの向上、それから交通事故死ゼロに向け、私なりに汗をかき協力できればと考えております。

津幡町としても、もちろん警察とも連携してということになろうかと思いますが、自転車の安全な利用の推進に向け、できる限りの御努力をお願い申し上げ、次の質問に移ります。

それでは3項目め。

5歳児健康診査などについてです。

令和5年度の時点において、5歳児健康診査を実施している自治体は、全国で10数%にとどまっているようですが、こども家庭庁は、2028年度までに全ての自治体における実施を目指すとしているように、子供の健康、成長と発達を見守り支える乳幼児健康診査の充実と拡充は極めて重要であると言わなければなりません。

そこで、3点について質問いたします。

1点目です。

ちょうど一年前ということになりますが、令和6年9月会議における町政一般質問に際し、次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的な施策の一つとして積極的な実施が求められている、5歳児健康診査について、その実施に向けた検討状況を当時の健康福祉部長にお尋ねしています。

これに対し、実施に向けた取り組みについては、5歳児健診を担当する医師等の確保など検討が必要なことから、県や地域の医療機関、医師会等と情報共有し、保健、医療、福祉、教育の各分野とも連携しながら、フォローアップ体制の整備に努めてまいりたい旨を答弁なさっています。

それでは、それから後の、実施に向けた検討状況については、いかがでしょうか。

また、これまでに何かしら進展と言えるようなことは、あったのでしょうか。

続いて2点目です。

こども家庭庁成育局母子保健課が、市町村母子保健主管部局などに対し、本年5月16日付で発出した事務連絡を確認すると、今般、こども家庭庁が実施する令和6年度子ども・子育て支援等推進研究事業、特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査等の実施実態の把握に関する調査研究、この調査研究事業は株式会社野村総合研究所が実施者になっているもので、その背景にあるのは、乳幼児健診などの母子保健施策については、受診率などの向上に向けた周知広報を実施するなど、さまざまな取り組みが市町村によって行われている一方、乳幼児健診などの母子保健サービスの享受が難しい児がいることも現実の課題として指摘されていることがあるようです。

この調査研究において、乳幼児健康診査等の母子保健施策の実施に当たり、特別な配慮が必要な児やその家族・保護者のニーズを把握するとともに、市町村が行っている配慮や工夫について調査し、自治体の好取組事例の調査結果をまとめております。

また、特別な配慮が必要な児に対する健診を推進するため、令和7年度から新たに、市町村が、当該児に対して訪問健診や個別健診等の個別対応を実施した場合のかかり増し経費を補助する、特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業を創設しております。

つきましては、本報告書に掲載されているほかの自治体の取り組み等を参照いただくとともに、上記予算事業も積極的に御活用いただき、特別な配慮が必要な児への取り組みの充実に努めていただきますようお願い申し上げますと、要請する内容になっていることがわかります。

当町では、乳幼児健康診査の実施に当たり、特別な配慮が必要であると思われる児の範囲をど

のように考え、対象になると思われる児をどのような方法で把握なさっているのでしょうか。

また、この事務連絡でも要請されている、特別な配慮が必要な児への取り組みの充実について、どのように対応なさっていくお考えでしょうか。

最後3点目です。

同じく、昨年9月会議での一般質問に対する答弁の中でも、津幡町内においては小児科医が不足している旨を指摘なさっているとおり、このことも当町における課題の一つであると言わなければなりません。

5歳児健康診査のみならず、子供の健康と成長全般を切れ目なく支えていくという観点から、小児科医、小児医療機関の存在は大きく、それを確保していくことは、子育て・子育てに対する支援の充実策として極めて重要であると考えます。

当町でも不足傾向にある小児科医、小児医療機関の確保について、どのように対応なさっていくお考えでしょうか。

以上、健康福祉部長にお聞きいたします。

○八十嶋孝司議長 山嶋健康福祉部長。

〔山嶋克幸健康福祉部長 登壇〕

○山嶋克幸健康福祉部長 5歳児健康診査などについてとの御質問にお答えします。

5歳児健診の実施については、石川中央保健福祉センター管内の市町で現段階での状況について情報交換を行い、課題の共有を行っています。その中で、早期療育という目的に関しては、3歳児健診後も保育園等と連携し、発達や成長に支援が必要な児童については、5歳以前から療育機関へつなげている一方で、専門的な療育機関が少なく、すぐに療育へつなげることができないという課題を共有しています。また小児科医師などの専門人材の不足も大きな課題となっています。

本町では、津幡町障害者地域自立支援協議会のこども部会において、保健、医療、福祉、教育等の関係機関と連携し、発達障害児への支援体制や連携のあり方について協議を重ねております。

今後も引き続き部会の中で、子供の特性を早期に発見し、その特性に応じた適切な支援を行うため、どのような体制で進めていくかについて検討を進めていきます。さらに、就学までの支援のつなぎや、5歳児健診のあり方、実施方法などについても引き続き検討を行ってまいります。また、健診医や療育機関の受け皿不足については、他市町も同様の状況であるため、引き続き県に対し、健診体制の整備と検討を要望していきます。

次に、乳幼児健康診査の実施に当たり、特別な配慮が必要であると思われる児の範囲をどのように考え、対象と思われる児をどのような方法で把握しているのかとの御質問にお答えします。

国においては、乳幼児健診等の母子保健サービスの享受が困難な乳幼児がいることを課題として捉え、特別な配慮が必要であると考えられる乳幼児に対する健診について、市町村へ支援を行うこととされています。本町におきましても、特別な配慮が必要と考えられる乳幼児としては、発達のおくれが見られる場合や、医療的ケアが必要な場合などが該当すると捉えております。このような乳幼児については、出生時から把握し、その後も定期的な訪問や連絡を通じて支援を行う中で、通常の集団健診の受診が難しい状況も把握しており、定期的に受診している医療機関での受診や、集団健診会場の環境を工夫するなど、保護者と相談しながら個別の対応を行っています。

次に、不足傾向にある小児科医、小児医療機関の確保について、どのように対応していくかとの御質問にお答えします。

こども家庭庁は、健診医の不足などにより、自治体が全ての5歳児を対象に健診体制を整えることが難しい現状を把握し、日本医師会や日本小児科医会などの関係機関で構成する、情報連絡会議を開催し、課題の抽出及び対策について検討・協議を行っています。

本町としては、国の検討内容を注視しつつ、地域医療体制の確立と対策の推進について、引き続き国や県に対して要望を継続していく所存ですので、今後とも御理解と御協力をお願いいたします。

○7番 竹内竜也議員 すいません。2点再質問をお願いいたします。

再質問1点目なんですけれども、1点目の質問としてお尋ねした、5歳児健診の実施に係る現時点における検討状況、そして、この1年の間に何らかの進展と言えるようなことがあったのかをお聞きしました。そこに関連してなんですけれども、先月ですね、8月14日付の事務連絡、その内容というのは、5歳児健康診査支援事業に係るQアンドAの作成関係になっています。

その中に、5歳児健康審査の実施について、2段階方式、この2段階方式っていうのは、5歳児健診対象年齢全ての幼児に発達相談とか巡回相談などによる聞き取り、アンケートを先に実施しておいて、これが1段階目ということですよ。これを実施した上で医師が関与したのと、その1段階目のアンケート等で発達等に課題があると考えられた幼児を対象として、具体的に医師が診察をする健診、これが2段階目ということで、この実施方式が2段階方式とされるようなんですけれども、事務連絡のQアンドAの中では、2段階方式で実施することも差し支えないとされています。

このような方式、要は2段階方式で5歳児診査を実施することについて、具体的に御検討というのはなさっているのでしょうか。これが1つ目です。

再質問の2つ目としては、2点目としてお聞きをした特別な配慮が必要であると思われる児の範囲に関してなんですけれども、乳幼児健康診査の対象となる乳幼児の保護者、この保護者について例えば、精神・知的・身体の障害などによって、配慮が必要になるんじゃないかというケースもあると思うんですけれども、これもあわせて考えていかなきゃいけないかなと思うんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

改めて、山嶋部長、お願いいたします。

○八十嶋孝司議長 山嶋健康福祉部長。

〔山嶋克幸健康福祉部長 登壇〕

○山嶋克幸健康福祉部長 ただいまの再質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の2段階方式の件でございます。私どももそのQアンドAについては、把握をしておるところでございます。そのような見解がこども家庭庁からあったというのを把握しておりますので、今後、その実施について、どうできるかっていうことをまた検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

2点目の範囲の質問だったかなと思いますが、こちらにつきましても、乳幼児健診以降の親からの相談も含め、そういった把握をしているところなので、継続してまた支援をしていきたいというふうに思っております。

○7番 竹内竜也議員 すいません。ちょっとわかりにくいところがあったので、もう1回だけ

ですね、再質問、よろしくお願いいたします。

2つ目の再質問として、特別な配慮が必要であると思われる児の範囲のところなんですけれども、ちょっと私の言い回しが悪かったのかもしれないんですけども、要は、対象となる乳幼児そのもの、健診の対象となる乳幼児そのものではなくて、その対象となる乳幼児の保護者が、例えば、精神とか知的とか身体とか障害などがあることによって、配慮が必要になる場合もあると思うんですけども、それに対して、しっかり配慮ができていますのか否かを、お尋ねしたんですけども、それについて、改めて、山嶋部長、お願いいたします。

○八十嶋孝司議長 山嶋健康福祉部長。

〔山嶋克幸健康福祉部長 登壇〕

○山嶋克幸健康福祉部長 大変失礼しました。

保護者がそういった場合ならどうするっていうようなことだったかなと思いますので、往々にして、親からつながっている場合もありますので、そういった、親子を含めて、また対応していきたいというふうなことを思っておりますので、またどうぞよろしくお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 竹内竜也議員。

○7番 竹内竜也議員 ルールに従いまして了解をいたしました。

再質問にもお答えをいただきました。

そうですね、実施に向けた検討状況とか進展の有無、特別な配慮が必要な児への対応など、そして、小児科医、小児医療機関の確保についてもお聞きしたところですが、そうですね、5歳児健康審査の早期の実現と、子育て、子育てへの支援策の厚みとして、小児科医、それから小児医療機関の確保にも、引き続きの御努力、これをお願い申し上げ、以上、7番、竹内竜也の一般質問を終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、7番 竹内竜也議員の一般質問を終わります。

次に、3番 東克彦議員。

〔3番 東克彦議員 登壇〕

○3番 東克彦議員 3番、東克彦です。

通告のとおり2つの一般質問をさせていただきます。

本日最後の一般質問となりますので、皆さん、最後までお付き合いいただければと思っております。

まず1つ目でございます。自治会活動でデジタル回覧板を活用せよ。

現在、津幡町では回覧板をコミュニティツールとして活用しているところがほとんどではないかなというふうに思います。月に1度、もしくは月に2度ぐらい回覧板が回ってくるような区が多いのではないかと思います。

しかし、核家族化が進み、共働き世代が多い班などでは、回覧板が班長の家に戻ってくるのは、1週間どころか10日以上かかっているところも多いのではないかと思います。現実としては、届いた回覧板の中を見て、ぱらぱらっと見て、日付を書いたり、丸をつけたりして、早くお隣さんに持ってかなきゃということで、手渡しできれば、ちょっとおしゃべり。ただ、地域コミュニティの形成に役立つ、そういう回覧板なんですけど、お留守であれば、ポストイン、もしくは玄関先に置いてくるのが慣例となっているのではないのでしょうか。

金沢市や野々市市などの一部の自治会等で採用されている結ネットを活用することも検討すべ

きかと、以前、中島議員の一般質問にもあったかと思われませんが、区などの自治会や町内会では費用的にも課題が多いのは確かであります。開発会社と連携している野々市市ですら、来年度以降も継続して活用するとは今のところ聞いておりません。

実際、私が住んでおります太田区のほうでは、まずはやってみようというチャレンジ精神で、LINEの公式アカウントでデジタル回覧板化を検討させていただきましたが、パイロット事業で、ランニングコストがかかるのは大きな障害となるということで、2、3年かけましてグループLINEを活用して、少しずつでもいいので若者世帯を中心に活用していけるよう工夫していきたいと現在考えております。区から直接区民に情報発信することも可能ではありますが、あえて区の中、区内に最小グループである班もしくは回覧板エリアの地域コミュニティは、ぜひとも今後も残したいと考えており、区から班長、もしくは区からDX担当者、そして班長から班員へと、情報が展開できるよう、班長もしくはDX担当者をそれぞれの地区、それぞれの地域、エリアのハブとして運用していくことを検討しております。

若い世帯が多いところでは、班の全世帯ともう既にグループLINEをつなげて、デジタル回覧板として、来年度以降は、回覧板自体なくてもいいんじゃないかというような意見も出てきております。そうは言っても、デジタル格差はある以上、従来の回覧板も活用してのハイブリッドとなると思われます。

全国的には、結ネット以外にも、いちのいち、DX推進支援アプリ・デジタル回覧板、ナレカン、yumicom、chatworkなど、数多くのアプリやグループウェアを活用することが可能であります。しかし、初期費用や毎月の使用料や経費を考慮すると、導入には二の足を踏んでいるのが現実であろうと思われます。

そこで、今回も中島議員が一般質問した内容を、基金の活用ができないかというようなこともありましたが、実際、東京都のほうでは、今年度、電子回覧板だけでなく、QRコード決済の導入を通じて、町会や自治会運営の活性化や効率化を応援する助成金を出すとして、都内に所在する単一町会、自治会、こちらを対象に募集をし、助成対象経費の10割、全額を助成するというものを実施しております。ただ、こちらのほうですが、導入を迷っていた自治会等には非常に助かるものではあるとは思いますが、最長でも12カ月の助成期間というふうに、期限が切られており、導入時の諸経費は助成されるぐらいであるならば、継続して活用するため手を上げたいと思える自治会が少なかったというふうにも言われており、それは納得できるなとも思います。

町づくりの基本目的の1つとして、我が町、津幡町では、つながり、支え合い、誰もが活躍できる町を掲げようとしております。そんな津幡町だからこそ、DXも役場内から地域へと広がっていくタイミングとなったのではないのでしょうか。デジタル化で蓄積された庁舎内の経験、もしくはノウハウ、こちらを我々が住んでいる町の自治会や町会などに活用していただけるようなそんな時が来たのではないかと思います。

一斉に配信できて何度も見直しができるデジタル回覧板の普及、これは当然、受け手側としては便利だと思います。ただそれだけではなく、地区の行事やイベント等の出欠確認、町づくりに今後必要となる住民アンケートの実施、班長による区費の徴収などQRコード決済にすることによって可能になってくると思われます。有事の時の安否確認だけではなく、住民から被災箇所の報告もできるようになれば、より一層、町、区、町会もしくはエリア、そして班長、そして住民と連携を取りやすくなっていくのではないかと思います。このことは、必ずや地域コミュニティ

として互助の一助となると私は信じております。

そこで、3つの質問を、酒井総務部長に求めたいと思います。

1つ目、今後進めていく津幡町の町づくりに有効なアプリ、もしくはグループウェアがあるのか。あるのであれば教えていただきたい。

2つ目、お勧めしたいアプリやグループウェアでは、デジタル回覧板で活用するだけでなく、どのような機能がほかにもあり、どのような機能を活用することができるのか、教えていただきたい。

3番目、津幡町として自治会、町会等にどのような支援を今後していきたいのか。そして、互助の一助としてどこまでを期待されているのか、お聞きしたいと思います。

○八十嶋孝司議長 酒井総務部長。

〔酒井英志総務部長 登壇〕

○酒井英志総務部長 東議員の自治会活動でデジタル回覧板を活用せよの御質問にお答えいたします。

初めに、今後進めていく津幡町のまちづくりに有効なアプリやグループウェアはあるのかについて、お答えいたします。

町では、ホームページや広報紙に加え、メールやLINE、SNSを併用して、防災・生活情報の周知を行ってきました。今後もデジタル技術を活用して、平時・災害時を問わず、情報伝達体制の充実を進めることが必要であると考えております。

そして、アプリやグループウェアの導入検討においては、情報の一斉配信、到達確認、エリア別配信、アンケート等の機能を備え、既存の町の配信基盤と連携できるものが有効であると考えます。しかし、費用面の問題から継続した利用が困難となっているケースもあると聞いておりますので、その点も考慮する必要があります。

次に、アプリやグループウェアにはデジタル回覧板で活用するだけでなく、どのような機能を活用できるのかについて、お答えいたします。

各種アプリやグループウェアが有する機能は、それぞれにおいてさまざまありますが、他の自治会での事例を参照いたしますと、平時においては会合等の出欠確認や当番調整、アンケート集計、区の備品等の予約管理、区費のオンライン決済等、災害時にはエリア別一斉配信や安否確認の機能等が活用できると考えます。また、行政との連携の場面では、町公式LINE等通知をそのまま配信するミラー配信や広報紙データの配信等の機能が活用できると考えます。

アプリの一例として、ことし8月から職員間の連絡ツールとして、グループコミュニケーションアプリ、BANDの運用を開始しました。本ツールは、LINEと同様のチャットや通話のほか、掲示板やカレンダー、アンケート等の機能を備え、利用人数等の制限なく完全無料で利用できるとが特徴です。このツールは、スポーツクラブやサークル、自治会においても利用実績があり、町での運用が軌道に乗れば、各区への展開も可能ではないかと考えております。

最後に、町として自治会や町会等にどのような支援をしていきたいのか、そして、互助の一助としてどこまで期待をしているのかについて、お答えいたします。

町といたしましては、既にデジタル回覧板を導入している他の自治会の事例も参考に、自治体からの支援についても引き続き調査研究を進め、区長会に紹介するとともに、導入に関する意向を区に確認したいと考えております。これらを踏まえて町として支援できることについて検討し

たいと思っておりますので、区長会及び各区におきましては、今後とも地域コミュニティの基盤として、防災や福祉の向上、行政連絡事務などに御理解と御協力を賜りますようお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○八十嶋孝司議長 東克彦議員。

○3番 東克彦議員 再質問をさせていただきます。

非常におもしろい取り組みを、町の執行部でことしの8月から始めているのかなということで、このBANDというものをどのように活用していくのか、今後、非常に楽しみではあるのですが、先ほど部長がお話いただきました、区長会でもいろんなものを紹介していただいたり、調査研究を進めていく形を取っていただけたというのは、非常に心強いのですが、逆に、用意どんで、皆さんではなく、パイロット事業でモデル事業として、手を上げていただける区はありませんかと。実際に試験的に使ってみて、このような使われ方であれば、ほかの区でもいかがですかというような、そういう広がりを持っていけるような、段階的な普及活動をしていただく。そんなことは考えられませんか。

○八十嶋孝司議長 酒井総務部長。

〔酒井英志総務部長 登壇〕

○酒井英志総務部長 東議員の再質問にお答えいたします。

一斉にということではなく、それぞれ手を上げたところから段階的にという、御質問だったかと思いますが、津幡町の区においては、市街地もあり、中山間地という、高齢化の高いところもございますので、そういったアンケート等を取りながら、やってもいいよというようなところをモデル地区として、できることも検討に考えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 東克彦議員。

○3番 東克彦議員 なかなか答えづらい質問に対して、お答えをひねり出していただいて、ありがとうございます。

ぜひですね、段階的にモデル事業、モデル地区をですね、活用して、津幡町内で、中山間地でも実は使いやすい使い方があるよってというのは、今後使ってみないとわからないものがたくさんございますので、ぜひですね、いきなり持ってきて、これみんなでするよではなく、使っていた区民、町民の方の声をしっかりとほかの方に届けて、口込みで広げていけるような、そんな施策になったらいいなというふうに思います。

このような知的財産は間違いなく、この町の庁舎内だけで終わらずだけではなく、町内全域に広げていける大事な知的財産かと思っておりますので、ぜひとも活用できるような環境設定をしていただければと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2つ目、デュアルライフを充実させる、お試し移住支援を強化せよでございます。

こちらのほうのデュアルライフでございますが、いわゆる二地域居住、こちらのほうで、日域で生活を行っていくことをデュアルライフというふうに言われているそうで、今回はこの言葉を使わせていただいて、一般質問をさせていただきます。

石川県では、石川県広域的地域活性化基盤整備計画（二地域居住）を作成し、この計画をもと

に市町が作成する特定居住促進計画に具体的な施策を盛り込むことで、二地域居住者向けの住まい、なりわいに関連する拠点施設を整備する事業などに交付金等が活用できるとしております。

二拠点・移住ライフ大学というものがあまして、こちらのほうのサイトをちょっと私のほうでネットサーフィンさせていただきました。で、住みたい町検索ということができるということで、津幡町も該当自治体の一つとして、紹介されておりました。なので、もしかしたら何か検索したら津幡町が引っかかってくるのではないかなということ、理想を叶える町に出会うためにやりたいこと、都道府県、都市感、この都市感の「感」は、感じるほうの「感」になります。そして、こだわり条件というのを入力して、1,741件の該当自治体の中から津幡町がヒットすることはありませんでした。

津幡町は、分類上、田舎でも都会でもない、平仮名で「とかいなか」、都会と田舎の真ん中ぐらいということで、とかいなかという都市の分類でございました。この自治体、どの自治体でも見られるような移住支援策っていうのでは、こだわりの条件としては、どこも出しているの、あまりこのこだわり条件で移住支援策ってのは、あまり条件としては選んでもらえる要素ではなかったのではないかなというふうに思われます。ただ、よっぽど光るような移住支援策が打ち立ててあれば、ヒットするのかもしれないというような状況です。幸い県内のどの市町もお試し移住支援ありという項目にヒットするところではございませんでした。二拠点生活、このデュアルライフにも補助金等があることで、目玉になるのではないかと考えております。

ここで蛇足ではありますが、全国的に興味深い施策等がありましたので、御紹介させていただきます。

長野県佐久市では、リモートワーク実践者にリモートワーク実践者スタートアップ支援金があり、お住まいオーダーという、住んでみたいというお住まいを探していただける、お住まい探しというものがあるそうです。これは、不動産会社のみならず、個人が所有している物件情報も含めてマッチングをしてくれるということで、空き家バンクに当然出ていないようなものも含めて、情報としてマッチングの対象となるそうです。

栃木県の栃木市では、空き家バンクでマッチングが成立すると、リフォーム補助、家財処分補助、町なか定住補助、空き家購入費補助、こういうものの対象になるそうであります。せっかくですね、ただ同然で家屋等を譲り受けたと仮にしても、リフォームや使用しない家財道具がまだ残っていれば、当然、家財道具の処分にコストがかかってしまう。そういう借り手側のネックになるような部分を解消してくれるような、正にかゆいところに手が届く支援策じゃないかなと思って、私見ておりました。

津幡町では、5年7月豪雨の冠水被害のときに、泥上げなどを協力していただいた技術災害ボランティア団体であるONETEAMというのがありまして、こちらの方は津幡町に、御縁があり拠点を置いております。現在も、週末を中心に、足しげく石川県に県外から通っていただいて、津幡町を拠点として、災害ボランティアなどの活動を継続していただいております。

兵庫県の福崎町では、福崎町全域で空き家等活用促進特別区域というものを設置し、土地計画法の規定の運用に関する提案をしております。観光客だけでなくスポーツ等の合宿向けの宿泊、交流施設、移住者の企業、会社による飲食店等のニーズにあわせて、条例を活用して、用途変更の促進を行っているということです。許可する建物の中には、寄宿者や下宿、学習塾、囲碁教室、美術品・工芸のアトリエや工房、そしてギャラリーなど、町長が地域の活力維持、もしくは活性

化に資する、そんなものであれば認めるという、そんな施策であります。

こういうのを見ていると、ボートの町としてレガッタ、ローイングの合宿所として空き家を活用したり、津幡高校の強化をしている部活動で、県外から来ている方も当然いらっしゃる。その方々の寄宿者として空き家を活用する。そんなやり方は、津幡町であれば今すぐにでもできるんじゃないかと考えております。

住まいの観点から言いますと、セカンドハウスを民泊として利用するという発想をハウスメーカーが提案しております。ただ、民泊新法などを熟知しているようなアドバイザーがいなければ、なかなかハードルが高いんじゃないかなと思います。セカンドハウスはあくまでも住宅であり、建築用途は、住宅、長屋、共同住宅、寄宿者に該当する必要があると定められているそうです。

ちょっと、また話は飛びますが、徳島県では1つの地域の学校にとらわれない制度として、都市部に生活しておられる方が、都市部の学校だけではなくて、地方の学校でも教育を受けられる、デュアルスクールというものを実施しているそうです。また、この徳島県における、社会のニーズにあった先進的な取り組みの中で、私、非常に目をキラキラして見させていただいたものの2つ。子育てや介護で短期間、徳島の実家に帰省する方、短期間、家族を招いて一緒に徳島での生活を楽しみたい単心赴任の方にまで目を向けているところは、非常に興味深いと感じました。

私事ではありますが、実は娘がまだ小さいころ、私、毎年夏休み2週間ですね、白峰のほうで白峰自然体験村というのを開催しておりまして、その総括指導者として、参加者の子供たちと一緒に寝食を共にしておりました。ただ、ちょうど20年前、長女が3歳、次女が1歳の時に、事情がありまして、妻も1週間近く、津幡を離れなくてはならないというような状況、事情が出てまいりました。当然、子供を預けるところが考えられないので、当時、白峰村に相談いたしまして、白峰村の事業なので、なんとか白峰村で、自分たちの子供2人を、その期間1週間だけでも預けることはできないかということで、5日間だけですが、白峰村の白峰保育所のほうに、娘2人を通わせることになり、おかげさまで自然体験村のほうも昼間の活動だけでなく、夜一緒に子供たちと民宿で過ごすという、今で言うデュアルナーサリーというような、そういうものの先駆けがけを貴重にも経験させていただくことができたわけであります。

都会の方々からしてみれば、石川県は、もう新幹線開業に伴って、もうすぐに行ける県であります。ただ、伝統文化やこの豊かな自然に囲まれていて、日本でも屈指の魅力ある、そんな場所だと考えております。なおかつ、日本中には地震や豪雨災害からの復旧・復興に力を貸したいという人もたくさんいることも事実であります。こんな温かい方々であったとしても、石川県に転職して石川県に定住しようとまで、今すぐに移住を選択する人っていないんじゃないでしょうか。

せめて1カ月のうちの何日かだけでも石川県に来てもらい、何かをしてくれる、そんな拠点、そんなものがあってもいいのではないのでしょうか。ましてや今の時代、複業、主と副の副業ではなくて、複数の仕事をなりわいとしておられる方の複業なんです。この複業として自分の資格や経験や能力を生かして、地元の企業、もしくは地元のこの津幡町の個人事業主のアドバイザーやパートナーとして、週何日か津幡で過ごすことができるデュアルハウス、そういうものが必要であると、私は考えております。そして今、それを取り巻くお試し移住支援というものが求められているのではないのでしょうか。そこで、矢田町長に3つの質問をさせていただきます。

1つ目、津幡町では、特定居住重点地区として、都市計画区域と同一であり、シグナスが交流

促進施設として上げられておりました。こちらのほうの具体的な内容は何なのかを教えてください。また、拠点施設として、事務所や宿泊先を整備する計画はないのかを教えてください。これが1つ目。

2つ目、デュアルライフを充実させるお試し移住支援は予定しておりますか。また今後、予定しているようなものがあるとするれば、どのようなものなのか教えてください。

3つ目、デュアルライフをサポートするための魅力ある子育て支援策としてデュアルスクールやデュアルナーサリーなどの調査研究を、今後実施に向けて取り組んでみませんかと呼びかけて、質問を終わりたいと思います。お願いします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 デュアルライフを充実させるお試し移住支援を強化せよとの御質問にお答えいたします。

御質問の1点目、石川県広域的地域活性化基盤整備計画、いわゆる二地域居住における本町の特定居住重点地区についてでございますが、居住環境の整備や移住促進の施策を幅広く展開できるとして、本町では都市計画区域全体が対象とされております。重点地区の中には二地域居住の促進を通じた地域活性化を図るため、地域のニーズにあった、住まい・なりわい・コミュニティを提供できるよう、その活動の拠点となる特定居住拠点施設を設定することとされており、本町では文化会館シグナスが交流促進施設として位置づけられております。

現在のところ、新たに事務所や宿泊施設を整備する具体的な計画はございませんが、今後の二地域居住や移住の動向を見ながら、既存施設や空き家などの活用も含め、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

御質問の2点目、お試し移住支援についてでございます。

現時点では、本町独自のお試し移住制度は予定しておりませんが、石川中央都市圏においてお試し移住の導入を検討しており、今後、圏域での連携を深めつつ、先進事例を参考に研究を進めてまいります。

御質問の3点目、子育て支援との関わりについてでございます。

徳島県のデュアルスクールや、議員御自身の体験として紹介いただきましたデュアルナーサリーは、二地域居住を子育て世帯が実践する上で有効な仕組みであると受けとめております。

本町において直ちに制度を導入することは難しい状況ですが、少子化対策や子育て支援の一環として、関係機関とも連携しながら、町の実情に即した形で研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○八十嶋孝司議長 東克彦議員。

○3番 東克彦議員 再質問ありません。

非常にですね、ちょっと新しい取り組みで、どんどん世の中が変わっていき、いろんなものが見つけられ、いろんなものが活用されている、そしてそんなふう to 活用していく時代になってきております。

その中で、空き家の活用がどのようになっていくかも、どんどんどんどん定住促進だけではなくて、ちょっとしたこのお試し移住というような、そういうものにも空き家が活用されたり、合

宿所として展開することができることで、石川県のみならず、津幡町での交流人口の増加につながることを期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、3番 東克彦議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結いたします。

＜散 会＞

○八十嶋孝司議長 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後4時23分

令和7年9月11日（木）

○出席議員（16名）

議 長	八十嶋 孝 司	副議長	小 町 実
1 番	池 野 翔 吾	2 番	柴 田 洋 一
3 番	東 克 彦	4 番	中 島 敏 勝
5 番	小 倉 一 郎	7 番	竹 内 竜 也
9 番	西 村 稔	10 番	酒 井 義 光
11 番	塩 谷 道 子	12 番	多 賀 吉 一
13 番	向 正 則	14 番	道 下 政 博
15 番	谷 口 正 一	16 番	河 上 孝 夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	酒 井 英 志	総 務 課 長	田 中 圭
企 画 課 長	中 嶋 徹 郎	財 政 課 長	杉 田 純 也
町民生活部長	宮 崎 寿	生活環境課長	由 雄 宏 一
健康福祉部長	山 嶋 克 幸	福 祉 課 長	長 陽 子
産業建設部長	本 多 延 吉	都市建設課長	松 岡 隆 司
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 中 健 一	消 防 長	高 戸 勇 一
消 防 次 長	北 嘉 明	教 育 長	吉 田 克 也
教 育 部 長	北 山 ゆかり	教育総務課長	本 多 克 則
河北中央病院事務長 兼 事 務 課 長	細 山 英 明		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	村 美 和	議会事務局次長	山 本 慎太郎
総務課担当課長	有 沢 雅 子	総務課副主幹	山 下 雅 裕
監理課副主幹	佃 田 直 史	企画課係長	上 谷 武

○議事日程（第3号）

令和7年9月11日（木）午後1時30分開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第49号 令和7年度津幡町一般会計補正予算（第5号）から

議案第67号 請負契約の締結について（津幡町立小中学校高効率化照明改修工事
（その2））まで

請願第9号 「消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める意
見書」を政府に送付することを求める請願書

陳情第2号 ひきこもり基本法制定についての陳情書
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第3 同意第5号 津幡町教育委員会委員任命につき同意を求めることについて
（質疑・討論・採決）

日程第4 議員派遣の件

○議事日程（第3号の2）

追加日程第1 議会議案第2号 ひきこもり基本法の制定を求める意見書
（質疑・討論・採決）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時30分

＜開 議＞

○八十嶋孝司議長 本日の出席議員数は、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○八十嶋孝司議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○八十嶋孝司議長 あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

なお、議場内が暑いと思われるときは、適宜上着を取っていただいて結構です。

＜諸般の報告＞

○八十嶋孝司議長 日程第1 諸般の報告をいたします。

本日の会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

＜議案上程＞

○八十嶋孝司議長 日程第2 議案第49号から議案第67号まで、並びに請願第9号及び陳情第2号を一括して議題といたします。

＜委員長報告＞

○八十嶋孝司議長 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過及び結果につき各常任委員長の報告を求めます。

向正則予算決算常任委員長。

〔向正則予算決算常任委員長 登壇〕

○向正則予算決算常任委員長 予算決算常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第49号 令和7年度津幡町一般会計補正予算（第5号）については、賛成多数により原案を妥当と認め可といたしました。

次に、議案第50号 令和7年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、

議案第51号 令和7年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、

議案第52号 令和7年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第1号）、

議案第53号 令和7年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第1号）、

以上、4件の特別会計予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め可といたしました。

次に、議案第54号 令和7年度津幡町病院事業会計補正予算（第2号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め可といたしました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○八十嶋孝司議長 東克彦総務産業建設常任委員長。

〔東克彦総務産業建設常任委員長 登壇〕

○東克彦総務産業建設常任委員長 総務産業建設常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第55号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び津幡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第56号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第60号 津幡町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、

議案第61号 津幡町水道使用条例の一部を改正する条例について、

議案第62号 津幡町公共下水道条例及び津幡町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例について、以上5件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第63号 財産の無償譲渡については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第64号 「請負契約の締結について」の議決の一部変更について（5 災220号準用河川笠野川河川災害復旧工事）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

議案第65号 請負契約の締結について（6 災4764号町道湖東3号線（宝竜橋）橋梁災害復旧工事）、については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第9号 「消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書については、全会一致をもって不採択といたしました。

以上、総務産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○八十嶋孝司議長 小倉一郎文教生活福祉常任委員長。

〔小倉一郎文教生活福祉常任委員長 登壇〕

○小倉一郎文教生活福祉常任委員長 文教生活福祉常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第57号 津幡町税条例の一部を改正する条例について、

議案第58号 津幡町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第59号 津幡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、

以上、3件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第66号 請負契約の締結について（津幡町立小中学校高効率化照明改修工事（その1））、

議案第67号 請負契約の締結について（津幡町立小中学校高効率化照明改修工事（その2））、
2件の請負契約の締結については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、陳情第2号 ひきこもり基本法制定についての陳情書については、全会一致をもって採択といたしました。

以上、文教生活福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○八十嶋孝司議長 これをもって委員長報告を終わります。

＜委員長報告に対する質疑＞

○八十嶋孝司議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○八十嶋孝司議長 これより討論に入ります。

本日の討論時間は、一人15分以内といたします。

討論の通告がありますので、これより順次発言を許します。

11番 塩谷道子議員。

〔11番 塩谷道子議員 登壇〕

○11番 塩谷道子議員 11番、塩谷です。

私は、請願第9号 「消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書に賛成の討論をします。

物価高が続く今の生活は、私たちに重くのしかかってきます。その上、消費税が10%もかかってきます。8～10%の金額が商品に一樣にかかってきて、それを誰でも、たとえ月収が低くても、皆同様に支払わなくてはなりません。低年収の人こそ消費税の負担が重くなります。この負担を少なくするためには、消費税を5%に引き下げることが必要です。一律5%の減税で、平均的な勤労者世帯で年間12万円減税となります。

政府は、消費税は社会保障のためには、なくせないものだと言って引き下がりません。消費税を5%に引き下げたときの不足するお金は、赤字国債に頼らず、大企業や富裕層を優遇する不公平な税制を直せば出てきます。2012年に333.5兆円だった内部留保のお金が、2023年には539.3兆円になっています。この一部を使えば、消費税の足りない部分は補えます。

町としては、請願できないような意見があったとお聞きしましたが、税率を下げてほしいという願いを言うのだから、町として、いくらでも言うことができると思います。

インボイス制度も中小企業には、大きな負担となっています。消費税を5%に引き下げると同時に、インボイス制度もなくせばいいと思います。

これで、私からの意見は終わります。

○八十嶋孝司議長 次に、4番 中島敏勝議員。

〔4番 中島敏勝議員 登壇〕

○4番 中島敏勝議員 4番、中島敏勝。

請願第9号 消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める意見書を政府に送付する請願について、反対の立場から討論を行わせていただきます。

まず、申し上げたいのは、国民生活を守らなければならないこと、中小企業が困難な状況にあることは、私も強く理解をしております。以前の討論でも言いましたように、消費税の減税やインボイス制度の廃止については考えるべきという立場でございます。

しかしながら、本請願の趣旨に示された理由には、納得性が不十分であり、意見書として政府に送付するに足るものとは考えられません。そのため反対をさせていただきます。

まず、消費税が日本経済、日本社会に与えた影響とその背景について、述べさせていただきます。

消費税の導入のころは、まだ経済が強い時代でしたが、5%、8%、10%と不況の局面で上げるため、景気後退を深刻化させました。消費税は、消費に対する罰金のような性格を持ち、需要を冷やす効果が強いため、内需依存型の日本では、停滞を長引かせる役割を果たしました。

さらに、非正規労働化でございます。事業者にとっては、人件費を派遣などの非正規雇用にするると消費税を少なくできます。30年間で非正規労働者が拡大しました。国の調査などでも、男性の所得と非婚率は強い相関があり、30代男性で年収300万円未満の層は、未婚率が非常に高いです。年収500万円から600万円以上の層になりますと結婚率は大幅に上昇します。つまり消費税は少子化の一因になってきたと言えます。

消費税を上げるたびに法人税率は引き下げられ、法人税は現在、導入当初から20%以上下がっております。消費税を増税することは、イコール国民の負担をふやすこと、法人税を減税することは、企業の負担を減らすことという税制のシフトが、この30年間に起きたことになります。

これは世界の企業活動のグローバル化と深く関わっております。フランスから付加価値税が始まり、ヨーロッパに普及しました。日本は法人税の税収が大きかったのですが、グローバル化で国際競争に不利という認識が強まりました。国際取引では付加価値税は輸出には課税しない。つまり輸出戻し税という仕組みがあり、日本の巨大自動車メーカーは消費税の還付金が数兆円と言われております。つまり、国境を超えたグローバル企業が活動しやすい制度を世界で導入してきたということです。企業の国際競争力確保のため法人税を下げ、その穴埋めに消費税を導入し、拡大しました。結果として、大企業優遇、国民負担増という構図が生まれ、今日の議論につながっております。経済が成長していない日本では、国民生活がどんどん苦しくなるのは当然でございます。世界の行き過ぎたグローバル化の影響と考えます。

以下、請願の不十分に思われる点と、消費減税だけでは国民の生活を守ることが難しいことなど、7点にまとめて述べさせていただきます。

1. 外国事例の単純比較は妥当ではないということです。請願では、スペインやポルトガルなど諸外国の減税措置が引きあいに出されておりますが、各国は、それぞれ経済社会の状況が異なり、日本にそのまま当てはめることはできません。さらに、これら各国の減税措置は、多くが一時的なものであり、既に終了して税率を戻した国がほとんどです。また、ベトナムは年率5%か

ら7%の実質成長をしており、また若年人口が多く、労働力も多く、需要も拡大しています。経済成長と人口構造の違いなど、外国と日本の事例を理由にするのは説得力に欠けます。

2番目、消費税を減税したからといって、物価下落にはつながるかはわかりません。消費税は、以前にも申したように、事業者が納める税であり、税率を下げたからといって、事業者は価格を下げる義務はありません。よって、すぐ物価が下がる保証はありません。特に、生鮮食料品は、毎日の相場で決まります。消費税減税がすぐに物価下落に結びつくわけではありません。事業者の経営が楽になり、それが従業員の賃金アップにつながり、設備投資につながるようになって、お金が回るようにならないといけません。ですから、減税を1年間だけとか2年間とかやっても、また食料品だけ減税しても物価の上昇を止められるかはわからないのです。以前の討論で申したように、消費税は名前がややこしいのですが、消費者ではなく事業者が払う売上税、付加価値税だからです。

3番目、データと根拠の欠除です。請願の文中には、税の専門家が富裕層有遇の税制を正せば、消費税廃止の財源が生まれると記載されておりますが、具体的なデータや資産は示されておられません。議会が意見書を政府に提出するには、確かな根拠が必要です。税率を5%以下にするという数値目標についても、なぜ5%なのかその根拠が明示されておられません。説得力のある論拠が示されていない以上、政策提言としての重みを欠くと考えます。

4番目でございます。インボイス制度の狙いは税の増収だけではございません。消費税率を引き下げて、単一税率にすればインボイス制度はなくなるという意味合いが書かれておりますが、これもわかりません。インボイスは全ての取引引きを炙り出し、個人事業主や小規模事業者の活動を管理する側面があります。たとえ消費税率を下げても、国は事業者管理のためにインボイスを残す可能性があります。将来的には、マイナンバーと紐づけ、全ての事業者、個人事業主の全ての取引引きに投網をかけ、監視管理を強化する目的もあるものと考えます。

5番目、日本の物価高の本質は、コストプッシュ型と言われております。日本の物価高は円安や輸入するエネルギーの価格、食料などの国際価格の上昇、物流や人件費の増加といったコストプッシュ型インフレが主因と言われております。消費税を一時的に下げても、物価上昇は止まりにくいと考えます。円安の背景には、世界で日本だけ一人負けしてきた30年間の経済の停滞があります。物価を安定させるには、国内でお金が回る経済成長戦略が不可欠であり、単なる減税だけでは根本解決になりません。今後もずっと減税を続けていくか、あるいは毎年給付を続けていくのかということになります。

6番目、必要なのは国民負担率の引き下げです。仮に消費税を下げても社会保険料が上がり続けていく以上、国民の手取り収入はふえないという現実があります。国民の可処分所得をふやさなければ生活は守れません。日本の国民負担率、これは税金と社会保険料の合計負担ですが、既に46%に達しております。国民生活を本当に守るには、消費税やインボイスの廃止だけでなく国民負担率そのものを下げる政策が不可欠です。

そして、この社会保険料にも実は消費税と同様に逆進性が存在しております。国民年金は月額1万7,510円ですが、所得に関わらず一律ということは低所得者にとっては極めて重い負担です。厚生年金も標準報酬月額が18%ほど、労使折半で本人は9%ぐらいの負担ですが、上限は月収65万円までと決まっております。それ以上の高所得者には同額になります。月収が100万円でも200万円でも同じということです。このように低所得者には国民年金や健康保険料が重くのしかか

り、高所得者は一定の額で保険料が頭打ちになるため、相対的な負担が軽いという現状です。つまり社会保険料の構造そのものが逆進的なのです。従って、消費税を5%にといた部分的な提案ではなく、消費税と社会保険料を含めた総合的な負担軽減策、国民負担率そのものを下げる政策を掲げることが、国民生活を守るために不可欠です。

7番目、消費税は地方の財源なので、なかなか意見を出しにくいということもありましたが、この点に関しては、私はちょっと違う意見でございまして、津幡町の予算規模は182億4,500万円です。そのうち消費税収は約8億円、金額は大きいですが、全体の割合としては4%に過ぎません。つまり、消費税収が減ったとしても町の基盤財政を揺がすような規模ではなく、国による交付税措置や補填制度で十分に調整可能な範囲です。実際に、1994年の所得税減税に伴う住民税の減収の時や、2004年の三位一体改革による地方への税源移譲など、国の税制改正があるたびに地方財源に影響が出ないように交付税などで調整が行われてきました。

地方行政が税収を確保しても、主人公である私たち町民や住民が生活苦に陥れば、意味がありません。消費が冷え込み、地域の経済や中小企業に悪影響が及び、結局はこの地方の税収も伸び悩むことになります。

地方議会は、財源が減るから言わないのではなく、住民の生活苦の実態を国に訴える責務があります。消費税は国が法律で決めるものですから、地方議会ではどうしようもできません。だからこそ、意見書という地方の住民の声を国に届ける政治的な行為が重要だと私は考えております。

以上、国民の意思は確かに生活が苦しいという声に現れております。二極化も進んでおります。貧困化も進んでおります。最近の国政選挙でも減税や手取りをふやすことを訴えた政党が票数を伸ばしたことは、国民が生活を安定を第一に求めているという明確なシグナルと考えております。

地方議会の使命は、住民の生活を守り、住民の福祉を向上させることであり、住民の生活の安定を第一義とすべきです。この行き過ぎたグローバル化による消費税とインボイス制度を見直し、さらに社会保険料を含めた国民負担率の軽減をすることは、国民生活を守るために必要と考えます。また、住民生活を守るとは地方議会の責務ではありますが、今回のこの請願の趣旨は説得力のある根拠を欠き、意見書として政府に送付するには不十分と考え、反対をさせていただきます。

以上で討論を終わります。ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○八十嶋孝司議長 これより議案採決に入ります。

議案第49号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおりに決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者0人〕

○八十嶋孝司議長 起立全員であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号から議案第67号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第50号から議案第67号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願第9号 「消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第9号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者1人 不起立者14人〕

○八十嶋孝司議長 起立少数であります。

よって、請願第9号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第2号 ひきこもり基本法制定についての陳情書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

陳情第2号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者0人〕

○八十嶋孝司議長 起立全員であります。

よって、陳情第2号は、採択とすることに決定いたしました。

＜同意上程＞

○八十嶋孝司議長 日程第3 本日、町長から提出があった同意第5号 津幡町教育委員会委員任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 議員各位におかれましては、9月4日の会議再開以来、連日にわたりまして慎重な御審議を賜り、まことにありがとうございます。

また、今ほどは、今9月会議に提出させていただきました議案のうち、予算決算常任委員会に付託されました決算の認定に係る案件を除き、全て御決議を賜りましたことにつきましても、重ねて御礼を申し上げる次第でございます。それでは、本日追加提案をいたしました人事案件につきまして御説明申し上げます。

同意第5号 津幡町教育委員会委員任命につき同意を求めることについて。

本案は、教育委員会委員4人のうち、山本祝男氏が、令和7年9月30日をもって任期満了となることから、後任に、津幡町字川尻、宮嶋元靖氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

以上、本日御提案を申し上げました人事案件につきまして、御説明申し上げたところでございますが、何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

＜質疑・討論の省略＞

○八十嶋孝司議長 お諮りいたします。

同意第5号につきましては、人事に関する案件につき、質疑及び討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、同意第5号につきましては、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

＜採 決＞

○八十嶋孝司議長 同意第5号 津幡町教育委員会委員任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり同意することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、同意第5号は、同意することに決定いたしました。

＜議員派遣の件＞

○八十嶋孝司議長 日程第4 議員派遣の件を議題といたします。

本件については、配付したとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、配付したとおり、派遣することに決定いたしました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に御一任願います。

ここで、暫時休憩いたします。

〔休憩〕 午後2時03分

〔再開〕 午後2時04分

○八十嶋孝司議長 会議を再開いたします。

お諮りいたします。

陳情第2号の採択に伴い、議会議案第2号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題といたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第2号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

＜議会議案上程＞

○八十嶋孝司議長 追加日程第1 池野翔吾議員ほか2名提出の議会議案第2号 ひきこもり基本法の制定を求める意見書を議題といたします。

＜提案理由・質疑・討論の省略＞

○八十嶋孝司議長 お諮りいたします。

議会議案第2号につきましては、提出者の説明、質疑及び討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第2号につきましては、提出者の説明、質疑及び討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

＜採 決＞

○八十嶋孝司議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第2号 ひきこもり基本法の制定を求める意見書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者0人〕

○八十嶋孝司議長 起立全員であります。

よって、議会議案第2号は、原案のとおり可決されました。

以上、本9月会議で可決されました議会議案第2号の提出先及び処理方法につきましては、議長に御一任願います。

＜閉議・散会＞

○八十嶋孝司議長 以上をもって、本9月会議に付議されました案件の審議は、全て終了をいたしました。

よって、令和7年津幡町議会9月会議を散会いたします。

午後2時05分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員

参 考 資 料

1. 一般質問通告一覧表	1
1. 議会議案	2
1. 委員会審査付託表	3
1. 委員会審査結果表	6

【速報版】

令和7年津幡町議会9月会議一般質問通告一覧表

番号	質問議員氏名	質 問 事 項		答 弁 者
1	6番 小町 実	1	空き家の現状と空き家バンク制度について	企 画 課 長
		2	ハザードマップの躍進を	総 務 課 長
2	4番 中島 敏勝	1	能登復興支援金による区道整備、電子回覧板の活用について	総 務 部 長 産 業 建 設 部 長
		2	外国人住民の増加に伴う行政負担等の課題について	町 長 教 育 長
		3	津幡町の平和教育の現状について	教 育 長
		4	新型コロナワクチン接種記録の保存期間について	町 長 健 康 福 祉 部 長
3	11番 塩谷 道子	1	国民健康保険税の子供の均等割をなくせ	町 長
		2	県道の雑草の伸び放題を処分せよ	都 市 建 設 課 長
4	5番 小倉 一郎	1	住宅などの浸水対策に公的支援を	町 長
		2	緊急避難情報の伝達について	総 務 課 長
5	1番 池野 翔吾	1	戦後80年に際し、平和都市宣言、津幡町長の思いは	町 長
		2	自然災害時における保育園、こども園の開園基準を定めよ	健 康 福 祉 部 長
		3	こども園運営者とのコミュニケーションを強化して、子育てに魅力ある町へ	健 康 福 祉 部 長
		4	河北中央病院移転の進捗状況は	町 長
6	9番 西村 稔	1	地域防災について	町 長
		2	ブルーシートで保護してある場所の復旧はいつになるか	産 業 建 設 部 長
		3	中央分離帯の改善について	産 業 建 設 部 長
		4	後見人が必要な人数について	福 祉 課 長
		5	道路冠水について	町 長
7	2番 柴田 洋一	1	県民スポーツ大会派遣費・褒賞金の見直しを	町 長
		2	津幡町を合宿の聖地に	町 長
8	14番 道下 政博	1	横綱大の里の昇進と功績を後世の歴史に残すため「大の里通り」の指定を提案する	町 長
		2	街路樹で日差し遮る緑の日傘の活用と植樹の推進を	町 長
		3	町総合体育館の卓球場にエアコンの設置を	町 長
		4	津幡運動公園体育館に網戸の設置を	町 長
		5	親子で学ぶ防災キャンプの実施を	教 育 長
9	7番 竹内 竜也	1	保育D Xについて	子 育 て 支 援 課 長
		2	自転車の安全な利用の推進について	生 活 環 境 課 長
		3	5歳児健康診査などについて	健 康 福 祉 部 長
10	3番 東 克彦	1	自治会活動でデジタル回覧板を活用せよ	総 務 部 長
		2	デュアルライフを充実させるお試し移住支援を強化せよ	町 長

津幡町議会議長 八十嶋 孝司 様

提出者	津幡町議会議員	池野 翔吾
賛成者	津幡町議会議員	多賀 吉一
同	津幡町議会議員	道下 政博

ひきこもり基本法の制定を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会議規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

ひきこもり基本法の制定を求める意見書

内閣府の調査によると、ひきこもり状態にある人は、全国で15歳から64歳までの年齢層に約146万人おり、50人に1人と推計される。

ひきこもりの長期化、高年齢化が進む中、80代の親と50代のひきこもりの子が孤立・困窮する「8050問題」や、親が亡くなった後の本人支援等の課題が大きな社会問題となっているが、ひきこもり支援に特化した法律は、現時点では制定されていない。

また、子供・高齢・介護障害・生活困窮など、関連する福祉制度を組み合わせた支援を実施しているものの、ひきこもりの原因は多様かつ複合的であることから、当事者ひとりひとりの状態・状況に応じたきめ細やかで切れ目のない支援が必要であるが、現状では福祉制度の狭間で適切な支援を受けられない事例も少なくない。

国及び自治体が、こうした現状を踏まえ適切な支援を行っていくためには、ひきこもり基本法を制定する必要があると考える。

よって、国に対し、ひきこもり基本法の制定を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年津幡町議会 9 月会議
 常任委員会議案審査付託表
 予算決算常任委員会

議案番号	件 名
議案第49号	令和 7 年度津幡町一般会計補正予算（第 5 号）
議案第50号	令和 7 年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第51号	令和 7 年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
議案第52号	令和 7 年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第53号	令和 7 年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第54号	令和 7 年度津幡町病院事業会計補正予算（第 2 号）
認定第 1 号	令和 6 年度津幡町一般会計決算の認定について
認定第 2 号	令和 6 年度津幡町国民健康保険特別会計決算の認定について
認定第 3 号	令和 6 年度津幡町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
認定第 4 号	令和 6 年度津幡町介護保険特別会計決算の認定について
認定第 5 号	令和 6 年度津幡町バス事業特別会計決算の認定について
認定第 6 号	令和 6 年度津幡町河合谷財産区特別会計決算の認定について
認定第 7 号	令和 6 年度津幡町病院事業会計決算の認定について
認定第 8 号	令和 6 年度津幡町簡易水道事業会計決算の認定について
認定第 9 号	令和 6 年度津幡町水道事業会計決算の認定について
認定第10号	令和 6 年度津幡町下水道事業会計決算の認定について

【速報版】

令和 7 年津幡町議会 9 月会議
常任委員会議案審査付託表
総務産業建設常任委員会

議案番号	件 名
議案第55号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び津幡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第56号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第60号	津幡町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第61号	津幡町水道使用条例の一部を改正する条例について
議案第62号	津幡町公共下水道条例及び津幡町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例について
議案第63号	財産の無償譲渡について
議案第64号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更について（5 災 220 号準用河川笠野川河川災害復旧工事）
請願第 9 号	「消費税率 5 % 以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書

令和 7 年津幡町議会 9 月会議
常任委員会議案審査付託表
総務産業建設常任委員会

議案番号	件 名
議案第65号	請負契約の締結について（6 災 4764 号町道湖東 3 号線（宝竜橋）橋梁災害復旧工事）

令和 7 年津幡町議会 9 月会議
常任委員会議案審査付託表
文教生活福祉常任委員会

議案番号	件 名
議案第57号	津幡町税条例の一部を改正する条例について
議案第58号	津幡町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
議案第59号	津幡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
陳情第 2 号	ひきこもり基本法制定についての陳情書

令和 7 年津幡町議会 9 月会議
常任委員会議案審査付託表
総務産業建設常任委員会

議案番号	件 名
議案第66号	請負契約の締結について（津幡町立小中学校高効率化照明改修工事（その 1））
議案第67号	請負契約の締結について（津幡町立小中学校高効率化照明改修工事（その 2））

令和 7 年津幡町議会 9 月会議
常任委員会議案審査結果表
予算決算常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第49号	令和 7 年度津幡町一般会計補正予算（第 5 号）	原案可決
議案第50号	令和 7 年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	〃
議案第51号	令和 7 年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	〃
議案第52号	令和 7 年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	〃
議案第53号	令和 7 年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第 1 号）	〃
議案第54号	令和 7 年度津幡町病院事業会計補正予算（第 2 号）	〃

令和7年津幡町議会9月会議
常任委員会議案審査結果表
総務産業建設常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第55号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び津幡町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第56号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第60号	津幡町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	〃
議案第61号	津幡町水道使用条例の一部を改正する条例について	〃
議案第62号	津幡町公共下水道条例及び津幡町農業集落排水施設条例の一部を改正する条例について	〃
議案第63号	財産の無償譲渡について	〃
議案第64号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更について（5 災 220 号準用河川笠野川河川災害復旧工事）	〃
議案第65号	請負契約の締結について（6 災 4764 号町道湖東3号線（宝竜橋）橋梁災害復旧工事）	〃
請願第9号	「消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書	不採択

【速報版】

令和 7 年津幡町議会 9 月会議
常任委員会議案審査結果表
文教生活福祉常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第57号	津幡町税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第58号	津幡町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第59号	津幡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	〃
議案第66号	請負契約の締結について（津幡町立小中学校高効率化照明改修工事（その1））	〃
議案第67号	請負契約の締結について（津幡町立小中学校高効率化照明改修工事（その2））	〃
陳情第 2 号	ひきこもり基本法制定についての陳情書	採 択